

平成28年第8回佐渡市議会定例会会議録（第4号）

平成28年12月9日（金曜日）

議事日程（第4号）

平成28年12月9日（金）午前10時00分開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（21名）

1番	北			啓	君	2番	宇	治	沙	耶	花	君
3番	室	岡		啓	史	君	4番	広	瀬	大	海	君
5番	上	杉		育	子	君	6番	山	田	伸	之	君
7番	荒	井		眞	理	君	8番	駒	形	信	雄	君
9番	渡	辺		慎	一	君	11番	大	森	幸	平	君
12番	高	野		庄	嗣	君	13番	中	川	直	美	君
14番	中	川		隆	一	君	15番	中	村	良	夫	君
16番	佐	藤		孝	君	17番	猪	股	文	彦	君	
18番	近	藤		和	義	君	19番	祝		優	雄	君
20番	竹	内		道	廣	君	21番	金	田	淳	一	君
22番	岩	崎		隆	寿	君						

欠席議員（1名）

10番 坂下善英 君

地方自治法第121条の規定により出席した者

市長	三浦基裕	君	副市長	藤木則夫	君
副市長	伊藤光	君	教育長	児玉勝巳	君
総合政策監	池町円	君	会計管理者兼会計課長	原田道夫	君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長	渡邊裕次	君	総合政策課長	渡辺竜五	君
行政改革課長	源田俊夫	君	世界遺産推進課長	安藤信義	君
財務課長	池野良夫	君	地域振興課長	加藤留美子	君

交通政策長	本	間		聡	君	市民生活長	中	川		宏	君
税務課長	坂	田	和	三	君	環境対策長	鍵	谷	繁	樹	君
社会福祉長	市	橋	法	子	君	高齢福祉長	後	藤	友	二	君
農林水産長	伊	藤	浩	二	君	観光振興長	大	橋	幸	喜	君
産業振興長	市	橋	秀	紀	君	建設課長	清	水	正	人	君
上下水道長	野	尻	純	一	君	学校教員育長	吉	田		泉	君
社会教育長	越	前	範	行	君	両津病院長	小	路		昭	君
監査委員長	計	良	隆	弘	君	消防長	中	川	義	弘	君
危機管理幹	中	原	岳	史	君	庁舎整備幹	猪	股	雄	司	君
農業政策幹	渡	部	一	男	君						

事務局職員出席者

事務局長	村	川	一	博	君	事務局次長	本	間	智	子	君
議事調査係	太	田	一	人	君	議事調査係	杉	山	雅	浩	君

平成28年第8回（12月）定例会 一般質問通告表（12月9日）

順	質 問 事 項	質 問 者
9	1 これからの佐渡市について (1) 市政運営の方向をはっきり示すべきと考えるが、重点施策などをどのように考えているか ① 合併から14年に入ろうとしているが合併の問題点等は（新市建設計画、弊害・解決策など） ② 公共施設のあり方は、各施策の全体像の上での計画とすべきだが、各施策との整合性はあるのか。文化芸能、スポーツを活かした地域づくりこそ必要ではないか (2) 支所・行政サービスセンターや各地区のあり方 福祉や防災の地域拠点、住民サービス向上のためには、分庁・総合支所をめざすべき (3) 畑野地区における新庁舎建設計画見直しの住民説明会で、施設のあり方や施策決定について、しっかりとした住民合意ができる対策をとることの必要性が示されたが、方針と考え方は (4) 新庁舎建設計画見直しの住民説明会の教訓と明らかになった問題点は何か。また、「市民1人あたりの税収は9万円で借金は105万円、特別会計分もあわせると約169万円」と繰り返し説明していたが、どのような意味か。また、市が認識を示した狭隘、耐震、合併特例債、普通建設事業費、人件費、公債費などについて見解を問う 2 温泉施設に関する住民説明会について (1) 相川地区での説明会では、世界遺産ガイダンス施設との関連について説明しておらず市民に正確な情報を示していないが、問題が残らないか (2) ワイドブルーあいかわのプールに関し、これまでの学校利用との関係で問題はないのか (3) 相川及び金井地区の温泉施設だけをなぜ廃止としたのか。その基準は何か (4) 住民説明会の教訓と明らかになった問題点は何か	中 川 直 美
10	1 保育料助成事業の拡充について 2 市所有のマイクロバス貸出について 3 高校生の下宿あっせん事業創設について 4 障がい者福祉サービスについて（自動車燃料費助成事業創設） 5 支払遅延問題について 6 補助金不正受給問題のその後について	中 川 隆 一
11	1 庁舎問題 (1) 面積3,000㎡の庁舎は建てるといくらか	渡 辺 慎 一

順	質 問 事 項	質 問 者
11	(2) 連合審査でC案の根拠が崩れているが認めるか (3) 佐渡テレビでの連合審査放送が一部削除されたのはなぜか (4) 目的外利用施設というのはどこか (5) ガラス張り行政は偽りか 2 温泉問題 (1) 新穂潟上温泉における11月21日提出期限の業者見積もりはなぜ出ないのか (2) 12月補正で改修費が計上されなかったが、今後の予定はどのようなものか 3 公民館調理室について (1) 調理室は最低限必要と考えるがどうか (2) トキの村元気館のこれまでの経緯と、他施設と比べて利用度はどのようになっているか (3) 県や各種団体との調整はできているか (4) 設計や予算措置までされているものをいくら節約できるのか 4 移住問題（平成27年度及び平成28年度の空き家改修費等補助が却下された問題）制度設計に問題はあるか 5 市財政について (1) 9月末現在における土木費の執行状況はなぜ低いのか (2) 土木費における発注状況は9月末現在で何％に相当するか (3) 温泉施設や新庁舎建設計画見直し説明会での発言「市民の負担は1人9万円、借金に市民1人あたり100万円」の真意は何か 6 ICTについて ゆびナビを想定した窓口サービスはいつからか 7 酪農場老朽化プラントについて市長の基本的な所見を問う 8 株式会社佐渡しままーと補助金返還問題について 補助金の返還請求はまず清算中の株式会社佐渡しままーと側弁護士に対し行うのが筋ではないか	渡 辺 慎 一
12	1 男女平等社会の実現に向けた佐渡市の取組みについて (1) 保育及び幼児教育における男女平等についての方針と現状はどのようになっているか (2) 島内企業や事業者への働きかけはどのように成果を上げているか (3) DV及び家族間暴力ゼロに向けた施策と現状はどのようになっているか 2 佐渡市が市民の信頼を得るための取組みについて (1) 市民の税金が原資である補助金が約束どおりに使われない場合でも補助金を返還せずにすむのか。公人が複数関わり設立された株式会社佐渡しままー	荒 井 眞 理

順	質 問 事 項	質 問 者
12	とが受けた補助金300万円と佐渡市も出資している株式会社両津TMOへの家賃滞納80万円の返還及び支払いについての道義的責任にどのような決着をつけるのか (2) ビッグフィッシャー事件となった離島流通効率化事業は、9月に生産者が裁判にかけられたが、計画どおりに進められるのか。一刻も早く事業を止めた方がいいのではないか (3) 市職員による不祥事が相次いで3件起きている。市としての不祥事を止めるための根本的な取組みは何か (4) 昨年度の補助金不正受給問題の法的解決に向けた取組みの進展はどのようなになったか 3 福祉、教育を大事にする佐渡へ (1) 佐渡市の温泉施設、入浴施設及びワイドブルーあいかわのプールの運営方針をどの組織体制で決めているのか。また、今後どのような運営を考えているのか (2) 金井統合保育園の保育計画及び安全について、保護者や地域住民にどのような説明をしているのか (3) 学校図書館活動を充実させるため、学校司書の稼働率を上げるべき。そのために学校図書館支援センターを設置し正規職員を配置すべきではないか (4) 障がいを持つ親のための子育て支援制度の充実を図り、誰もが安心して子育てできる環境を整えるべきではないか 4 世界的な気候変動や酸性雨の問題と佐渡の森林政策について積極的な展開を求める	荒 井 眞 理

午前10時00分 開議

○議長（岩崎隆寿君） おはようございます。ただいまの出席議員数は21名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

議会運営委員長の報告

○議長（岩崎隆寿君） ここで議会運営委員長より発言を求められておりますので、これを許します。

議会運営委員長、中川隆一君。

〔議会運営委員長 中川隆一君登壇〕

○議会運営委員長（中川隆一君） おはようございます。昨日議会運営委員会を開催し、今期定例会の会期日程の変更について協議いたしましたので、その結果についてご報告いたします。

報告は大きく2点でございます。1点目は、特定有人国境離島運賃低廉化検討特別委員会についてであります。同委員会から審査が予定より早く終了したことから、12日の本会議において報告いたしたいとの申し入れがあり、議会運営委員会においてこれを了承いたしました。また、同委員会の報告に伴い、意見書の提出についての発議案が上程されます。

2点目は、直接請求に基づく本庁舎建設に係る住民投票条例案についてであります。一昨日、地方自治法の規定に基づく条例制定の請求が行われたことに伴い、12日の本会議において当該議案が追加上程されます。これに伴い、会期日程が変更となります。

お手元に配付した会期日程表をごらんください。本日9日であります。本日午後1時に特定有人国境離島運賃低廉化検討特別委員会の報告書を配付し、本会議が散会されるまで質疑を受け付けます。また、本会議散会後は、議会運営委員会を開催いたします。

12日は、一般質問終了後、追加議案の上程を行います。この日の追加議案は、直接請求に基づく本庁舎建設に係る住民投票条例案、新潟県人事委員会勧告等に伴う案件、旧佐渡会館及び両津支所解体工事請負契約に関する案件の合計17議案であります。当該議案書は、本日午後に配付をいたします。なお、本庁舎建設に係る住民投票条例案に関しては、議案に対する質疑終了後、地方自治法の規定に基づき、条例制定請求代表者に意見陳述の機会を与えることについて議決を行った上、条例制定請求代表者の意見の陳述を行います。追加議案の上程が終了後、特定有人国境離島運賃低廉化検討特別委員長の報告、発議案の上程、採決を行います。

13日は、午前10時から常任委員会審査を行います。

20日は、午後3時を目途に特別委員会の報告書を配付し、委員長質疑等の受け付けの後、午後4時を目途に議会運営委員会を開催いたします。

報告は以上であります。

○議長（岩崎隆寿君） これで議会運営委員長の報告を終わります。

日程第1 一般質問

○議長（岩崎隆寿君） 日程第1、一般質問を行います。

質問並びに答弁は簡潔に行うようお願いいたします。

中川直美君の一般質問を許します。

中川直美君。

〔13番 中川直美君登壇〕

○13番（中川直美君） おはようございます。日本共産党の中川直美です。まず最初に、お手元にお配りをしてある２ページ目の④、これは削除をしてください。⑤の地方債の新潟市の桁とりが１桁ちょっと違っておかしくなっているものです。このことだけ申し上げたいと思います。このことを指摘していただいた財務課長、やっぱり優秀だなと思いながら質問に入りたいと思います。

ことしの春の市長選挙、市議会議員選挙からは約９カ月になります。アメリカ大統領選挙結果も従来型政治への決別とも言われていますが、佐渡市の春の選挙結果もこれまでの政治を変えてほしいという住民の強い期待ではなかったでしょうか。この点では、この市民の期待に応える市政と市議会が強く求められているものであります。また、ことしは佐渡市の市町村合併から13年目で、佐渡市合併の初期は既に過ぎ、新しい質の発展方向が求められています。この間新庁舎建設問題や各地の温泉施設問題で住民説明会が開かれました。庁舎建設では、庁舎建設賛成派と反対派の住民が激論、温泉では存続を願う市民の悲痛な叫びなど、一見すると混乱のきわみとも見ることができますが、それぞれの市民が今後の佐渡市のあり方を自ら語っていたものではないでしょうか。人口減だの少子化、消滅自治体だの、大変な現実がありますが、行政と議会はこの市民の思いに寄り添って、大変だが、ともに希望ある佐渡市をどうつくるのかということに汗を流すべきではないか、このことを強く述べて一般質問に入ります。

１番目は、これからの佐渡市の方向についてであります。合併から14年目に入ろうとしておりますが、市政運営の方向をはっきり示す必要があるのではないかと、特に重点政策などどう考えているのか、またそのためにはこの間の合併の問題点を踏まえた対応が必要ですが、新市建設計画や弊害、解決策についてどのように捉えているのか。２つ目は、各分野の公共施設のあり方であります。これは各施設の全体像の上での計画とすべきであります。各施策との整合性はあるのか、また文化、芸能、スポーツを生かした地域づくりこそ今必要なのではないかとということであります。

２つ目であります。支所、行政サービスセンターや各地区のあり方であります。福祉や防災の地域拠点、住民サービスの向上のためには、思い切った分庁・総合支所方式を目指すべきではないか。

３点目、畑野地区の本庁舎の説明会では、公共施設の統廃合、あるいは庁舎の問題にかかわって、いつも住民は置き去りにされていて、決まってから説明を受けている、こういうやり方は問題だという質問があつて、市長もそのことに答えて必要性を示しましたが、方針と考えるについてお聞きをしたい。

４点目であります。庁舎問題、温泉問題でもそうでありましたが、この住民説明会での教訓となったのは一体何か、どこに問題点があつたと捉えているのか、また市民１人当たり税収は９万円で、借金は105万円、特別会計も合わせると169万円と繰り返し説明していましたが、一体どのような意味なのか。また、市自身が認識を示した庁舎の狭隘、耐震、合併特例債、人件費などについて見解を聞きたいと思います。

大きな２つ目は、温泉問題への住民説明会についてであります。相川温泉での住民説明会では、世界遺産ガイダンス施設との関連を説明しておらず、正確な情報を示した説明会ではありません。これでは問題が私は残ると思うのだが、問題はないのか。

２つ目、相川温泉でのプールは、これまで学校利用との関係で問題ないのか。

3点目、相川、金井温泉だけなぜ廃止としたのか、その基準は何なのか、明確にお答え願いたい。

4点目、この温泉問題での住民説明会の教訓は何と捉えているか、答弁を求めたいと思います。

○議長（岩崎隆寿君） 中川直美君の一般質問に対する答弁を許します。

市長、三浦基裕君。

〔市長 三浦基裕君登壇〕

○市長（三浦基裕君） それでは、中川議員の一般質問にお答えさせていただきます。

まず、佐渡市合併の評価につきましてですが、メリット、デメリットとも発生していると考えております。メリットとしましては、財政面が挙げられ、人件費も含め、組織のスリム化、施設の効率的な運用などから、財政基盤の安定化と行政効率の向上が図られると考えております。また、島の活性化の面におきましても世界遺産、ジオパーク、世界農業遺産の推進、佐渡産品の販売戦略など、佐渡を1つとした発信には効果があったと考えております。一方、デメリットとしましては、やはり中心部への人の移動により周辺部が寂れたことが大きいと考えます。また、依然として旧市町村単位での組み立てで考えられている傾向も強く、全島一市とした前提での市の方向性を組み立てていくことを市民の皆様と今後進めていかなければならないと考えております。いずれにしましても、佐渡島ブランドを生かした産業、観光の活性化による雇用の確保、移住、定住の促進など、若者人口の確保を進める必要があると思います。また、支所を核として地域が自主的に活動できる体制の構築など、均衡ある佐渡の発展を進める必要があると考えております。そのためにも、新市建設計画についても3つの目標の確実な達成に向け、今後取り組んでまいりたいと考えております。

次に、公共施設のあり方についてですが、公共施設等総合管理計画を踏まえ、今後施設類型ごとの個別施設計画の策定を進めますが、市民の皆様と意識の共有化を図り、市全体の視点で更新、統廃合、長寿命化などを計画的に行っていく必要があると考えています。支所、行政サービスセンターは地域の情報拠点と考えており、窓口サービスの充実はもとより、市民の声を正確かつ迅速に把握し、処理する役割を担うこと、地域づくりを一緒になって考えていく機能等が必要であると考えます。

また、庁舎説明会の中で、住民の意見を反映できるシステムを構築してほしいとの要望がございました。私自身もその必要性は強く感じております。今後も十分な情報を提供した上で、市民の意見を幅広く伺い、反映できるような方策を検討していきたいと考えております。また、今回の説明会を通じまして、これまで以上に市の方針について十分な情報提供をした上で、市民の皆様の意見、要望を踏まえ、また理解を求め、合意形成をしていくことが大切であると感じております。また、なかなか発言してくださらない方も大勢いた中で、その方々の意見をどのように集約するかということも大きな課題になると思っております。1人当たり税収9万円、借金は105万円との発言についてのお尋ねですが、これは平成27年度決算における佐渡市の財政状況を説明したものであります。

次に、狭隘、耐震、合併特例債、建設費、人件費についての一定の見解は説明会の中でも述べさせていただいたと考えております。また、温泉問題の住民説明会において、相川地区で開かれた説明会におきまして世界遺産のガイダンス施設の説明がされていないとのご指摘についてですが、ガイダンス施設をワイドブルーあいかわに建設する計画については、案としてはありましたが、正式に決定したものではなく、佐渡会館跡地に建設する計画に変更する方向になりましたので、今回の温泉の説明会ではガイダンス施設

に関する説明を行いませんでした。

次に、相川小学校のプール建設と学校利用についての問題につきましては、後ほど教育委員会のほうから説明していただきます。

次に、ワイドブルーあいかわと金北の里を廃止した基準についてでございますが、この2つの施設は最終的には説明会の中でも説明させていただいたとおり、民間事業者が温泉経営を行う可能性等について収支損益の実態、これまでの公募状況などをもとに判断させていただいたものです。

最後に、住民説明会の教訓と明らかになった問題点についてですが、その中でいただいたご意見、ご指摘を教訓としまして、今後は明確なビジョンを持ち、民間事業者と地域、行政が協力して活動できるよう努めてまいりたいと考えております。

以上で答弁を終わります。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

吉田学校教育課長。

○学校教育課長（吉田 泉君） 相川小学校とワイドブルーあいかわのプールの使用の関係でございます。

まず、相川小学校のプール、ワイドブルーあいかわの利用につきましては、相川小学校、今全面的に校舎からプール建設まで工事を進めておりますけれども、その間使用できないプールの授業につきましてはワイドブルーあいかわを使用しております。今現在相川小学校のプールの建設工事を行っておりますが、その工期が来年の7月5日の完了を目指しておりました。しかし、同じ狭い敷地内での同時施工をしておりますグラウンド工事におきまして、その擁壁の設置に関します手続等が遅れております。プールの建設工事の工程上、その擁壁の設置後にプール敷地の地盤改良工事を施工する必要があると。そのことから、工程を見直ししました結果、プールの完成が工期の7月5日には間に合わないことが判明いたしました。このため、来年度の水泳授業につきましては、近隣の七浦小学校、金泉小学校、沢根小学校等のプールをお借りしての対応を今現在予定しております。

以上です。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

中川直美君。

○13番（中川直美君） まず、最初に聞きます。

畑野の庁舎の説明会で、住民の方が公共施設とかというものを、あるいは建てることも含めてだけれども、いつも市民は置き去りだと、最後になって決まりましたという説明会はやっぱりだめではないかと言ったら、市長は保育園の例も金井は挙げました。保育園を建てて、いざ入らぬというときになって保護者のほうからあんな声が出ること自体がまずおかしいのだと、行政のやり方、ということを知ったら、市長はやると言って、先ほどの言葉で言うと住民との情報共有がやっぱり必要だ、それともう一つはサイレントマジョリティー、声なき声をどう拾うのが重要だと言いましたが、具体的にはどのような方策を考えていますか。

○議長（岩崎隆寿君） 答弁を許します。

三浦市長。

○市長（三浦基裕君） 方法論としてはいろいろ考えられると思いますが、まずは各地区、地域、地元のい

ろんな要望、意見を反映する部分におきましては、基本的に支所、行政サービスセンターが中心になって細かく拾い上げられるような方策を今いろいろ講じております。各支所、行政サービスセンター長のほうから既にそれぞれの地区の特性に合わせてどのような形の方策、対策をすれば地元からの意見の吸い上げ、要望等を細かく拾い上げられるかという案も出していただきました。これまでですと、例えばちょっと道がへこんでいるとか、そういうような部分に対しては書いて出していただく紙みたいなものは設定しておりましたが、それ以外も含めたトータルの、ソフト面も含めた要望等も幅広く聞けるような方策をまず各支所、行政サービスセンター単位でしっかり整えていこうというようなことも行っております。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

中川直美君。

○13番（中川直美君） いつもこれまでの従来型の政治で繰り広げられてきたのは、行政は説明した、したと言うのです。わからない市民が悪いみたいな言い方するのです。これが何回も何回も何回も出していますが、合併5年のときにとったアンケートで、圧倒的に市民の声が届いていないというのです。私は、例えばさっきあった金井の保育園の問題でもいろんな問題、こういうのをまず市民の声が十分反映されていないところが私は問題だと思っている。そのためには、市長が言うように行政としてはくどいほどまで十分な説明をした上で住民と合意形成を図っていくべきだというふうに思うのですが、そういう理解でよろしいですか。

○議長（岩崎隆寿君） 答弁を許します。

三浦市長。

○市長（三浦基裕君） その意味では、住民説明等々、意見交換する場も含めて、要はもろもろの計画に対してどの程度早いタイミングからそのやりとりをできるかということが一番大事になってくると思います。かなり計画が完全に煮詰まってからの説明になりますと、そのような不満も聞こえてくると思います。あくまでも同時進行の形で、どれだけの早目のタイミングでやりとりできるかということには留意したいと考えております。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

中川直美君。

○13番（中川直美君） せっかくなつくってきたから出しますが、これももう過去に出しているものです。市長はこの間、さきの答弁によりますと、支所は拠点として地域づくりの場所にしていかなばならぬと。私そのとおりだと思うのです。合併して悪くなったものは何かというと、きめ細かな行政サービスが受けられない、周辺部が悪くなったということなのです。だから、やっぱりここに、これは合併して5年だからとこのがあるので、その後こういったアンケートをとることをわざとやってこなかったから、意識調査わからないのですが、そこが私重要だと思うのだが、そこで聞きたいのです。課長はこっちを向いて、来るかなという顔をしているのでいくのだけれども、三浦市長になって佐渡市の公共施設等総合管理計画出しましたよね。これというのは、地域にある公共施設を3割なくすと書いてありますよね。こういったところにおいてもやっぱりきちんとした住民合意でやらねばならぬとも思うのですが、担当の課長、いかがですか。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

源田行政改革課長。

○行政改革課長（源田俊夫君） おはようございます。ご説明を申し上げます。

議員おっしゃいましたとおり、十分な説明等をした中で個別計画等をつくっていく必要があると考えております。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

中川直美君。

○13番（中川直美君） そうしますと、きのうも話ありましたが、今両津支所の建設問題であなた方は支所と公民館と図書館一緒にすると言っているのだけれども、違うでしょう。文化会館もあわよくば一緒にしたいということをちゃんと説明していますか。

○議長（岩崎隆寿君） 暫時休憩いたします。

午前10時22分 休憩

午前10時22分 再開

○議長（岩崎隆寿君） 再開します。

越前社会教育課長。

○社会教育課長（越前範行君） ご説明いたします。

文化会館につきましては、別で行っているところでございます。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

中川直美君。

○13番（中川直美君） とんとんいきましょう。この前の支所の建設問題あいポート佐渡でやったけれども、そのとき文化会館のブの字も出さなかったではないですか。支所と公民館と図書館の方にはっきり言っていないではないですか。わざわざ分断して説明しているのではないですか。そして、きのうの猪股庁舎整備主幹の話だと、今度は発注できますという話言っているのではないですか。こういったことはやめてくれというのが市民の声ではないですか。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

越前社会教育課長。

○社会教育課長（越前範行君） ご説明いたします。

関連性はございますけれども、それぞれ利用団体の方々等々違いますので、そこは丁寧にやりたいということで、今のところ個別に行っているところでございます。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

中川直美君。

○13番（中川直美君） こういったことをやめてくれというのが市民の声と選挙の期待なのです。

では、行政改革課長、今ああいう答弁あったのだけれども、両津文化会館についてはまだ合意が得られていないから、得られなければゴーサインは出さないということですね。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

源田行政改革課長。

○行政改革課長（源田俊夫君）　ご説明申し上げます。

それぞれの施設につきましては、それぞれの所管の中でこういった考え方の中で進めていくという部分がございます。文化会館につきましては、今教育委員会のほうで考えながらやっておるという部分でございますので、私のほうで今云々というお話はちょっとできかねますが。よろしくお願いいたします。

○議長（岩崎隆寿君）　質問を許します。

中川直美君。

○13番（中川直美君）　ということですから、いいですね。教育委員会。

○議長（岩崎隆寿君）　説明を許します。

越前社会教育課長。

○社会教育課長（越前範行君）　ご説明いたします。

今文化会館を使っている方々、利用団体の方々からいろんなご意見を聞きながらご理解をいただくというところで、いろいろなご意見を聞いて、これからそのアミューズメントとの関係というところに含めて考えていっていきたいというふうに考えております。

○議長（岩崎隆寿君）　質問を許します。

中川直美君。

○13番（中川直美君）　さっき市長言ったではないですか。私も言ったけれども、くどいまできっちり情報をやって、住民と共有してやっていかなければだめだよと言っているのです。

では、猪股庁舎整備主幹、両津文化会館の問題はまだ合意されていないでしょう。そうすると、両津支所を発注できるのですか。

○議長（岩崎隆寿君）　説明を許します。

猪股庁舎整備主幹。

○庁舎整備主幹（猪股雄司君）　ご説明いたします。

両津文化会館の代替ということで当初お話もございましたが、両津支所につきましては横に建てるという形で、渡り廊下で佐渡島開発総合センターとつなぐ計画となっております。佐渡島開発総合センターの3階の大ホールをある程度の代替施設としていかがですかという内容でございます。今回両津支所の発注につきましては3階と渡り廊下でつなぐという計画になってございますので、今回佐渡島開発総合センターの3階の改修につきましては今のところ天井の耐震等を考えてございます。あわせて、もし防音とか、そういったものが必要であれば追加していくというような考えでおります。

○議長（岩崎隆寿君）　質問を許します。

中川直美君。

○13番（中川直美君）　だから、その防音だとか何とかを合意できていない、市長ははっきり言ったではないですか。十分な情報共有をしてやらなければだめなのだと。共有できていないから、そこはやれないでしょうというの。それでも発注できるのですかと聞いているのです。

○議長（岩崎隆寿君）　説明を許します。

猪股庁舎整備主幹。

○庁舎整備主幹（猪股雄司君）　庁舎建設については発注できると考えております。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

中川直美君。

○13番（中川直美君） 今のことを言えば、支所は支所で建設はできるが、佐渡島開発総合センターの改修は後でできるという話だな。そういう理解でよろしいのですね。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

猪股庁舎整備主幹。

○庁舎整備主幹（猪股雄司君） ご説明いたします。

庁舎につきましては、合併特例債を活用して建てるという形で考えております。

〔「いや、だから俺の答えに答えてないじゃない。別個にやるということだね」

と呼ぶ者あり〕

○庁舎整備主幹（猪股雄司君） 改修については一体で行いたいと思っておりますが、今現在想定しているのは天井の改修と、渡り廊下の設置に伴いましてステージを若干前へ出すという工事になっております。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

中川直美君。

○13番（中川直美君） あなた方、それはかわりの天井を改修するならしてもいいよ。だけれども、やっぱり住民合意必要だと市長も言っているのだよ。これまで、さっき言ったでしょう、くどいけれども、行政がうまいこと住民の声聞いたようなふりをして、うまいこと言って住民の声を聞かずにやる、こういったことは決別してほしいというのです。だから、この後やりますが、住民の中にはこういったことに対する、まただめなのかという絶望感と諦め感が今あるのではないですか。私はそう思っています。

そこで、では次に行きます。⑩見てください。本庁舎建設に関する住民説明会で出された主な意見。これ私がまとめたもので、公のものではありません。私今回の庁舎問題のことで、私のスタンスを言っておきましょう。私は、合併特例債が使えない前、できなかったのだから、これはこれでしょうがないだろうと思っていた。合併特例債が延びて、あの3.11東日本大震災の結果で離島防災をどうするかという角度で、防災機能をしっかりやるという意味では必要だろう、その流れの中で各支所の拠点の防災化を今進めてきているわけだ。今の両津もそうだけれども。だけれども、一番の本庁舎で問題なのは、住民との情報共有がしっかりできるのかどうなのか。逆に言えば、今これだけわあわあ言われているのは、過去そういった住民合意をしっかりとってこなかった結果なのです。というふうに私は思っています。そこで、聞くのだけれども、そういう意味で言うと今はでもやっぱり住民との情報共有をしなければなりません。もしあなた方違っていたら、猪股庁舎整備主幹かな、ずっと出ていたから、全部の会場出れなかったけれども、私矛盾が大きくあって、執行部はそのことをきちん、きちんと説明していないと思っている。例えば合併特例債について建設は要らない、反対系の住民は合併特例債は借金だから、孫子に借金残す、だからそんな建設やめろと言ったのです。ところが、建設しろという住民は、借金だけれども、7割返ってくるから今使うべきだと、今使わないと損するよと言ったのです。ところが、あなた方はどう言っていますか。合併特例債は満額使えますと言っているのでしょうか。つまり建設は要らないという住民の方は借金だからやめろと言うのだけれども、ほかで使うからと、満額使うということは借金ふやすだけではないですか。そういうことになりませんか。

○議長（岩崎隆寿君） 答弁を許します。

三浦市長。

○市長（三浦基裕君） 今のご指摘についてですが、説明会で合併特例債を満額使うということは一切言っておりません。大体で合併特例債からあぶれている合併特例債に適用できそうな事業が14億円分、平成31年以降にあぶれておりますという説明をさせていただきました。その一方で、現状庁舎建設の事業費を入れた場合は既に合併特例債約420億円の満額の事業計画になっておりますという説明をさせていただいたところでございます。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

中川直美君。

○13番（中川直美君） 議会の連合審査でもいろんなことであなた方言ったではないですか。庁舎には使わないけれども、ほかで使うから、トータルしては市としては損はないのだよと言ってきたではないですか。説明会で言ったのは、その伸びしろの部分があるから、満額は行かないのだという話であって、伸びしろ行けば満額使うではないですか。違いますか。

○議長（岩崎隆寿君） 答弁を許します。

三浦市長。

○市長（三浦基裕君） 説明会の席上では、一定限度の伸びしろというものも必要だと考えていますという説明をいたしました。既に両津支所、小木行政サービスセンターの建てかえにつきましては、当初の事業計画よりももう5億円、6億円の超過が確定しております。その辺いきますと、既に合併特例債の限度額、従来計画の中で言いますともう既に超えてしまっているという説明はさせていただきました。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

中川直美君。

○13番（中川直美君） 多分恐らく議員の認識とは違うと思います。あなた方は、ほかに使えるからと言ったのです。そういう意味で言うと、そういったことはやっぱり言わねばならぬのです。この後地方債の問題やりますが、行政の財政というものは、普通の家庭とは違うということ。同じだと言ってあなた方説明していたのだけれども、それを言わねばならぬ。

次に行きます。選挙結果について、同じページですが、建設要らないと言う方はこんな、これ私のほうのまとめですから、本庁舎を建設しないことが支持されたのがこの前の市長選挙の結果だから、建設しないのは当然、市長がかわったのだから、政策が変わるのは当然と、こういうのが建設要らない。建設要ると言う方々は、これまでの市民の意向調査も踏まえ、合併協定書の流れで議会の審議も含めて長年やってきたので、突然変更するのは問題だと、選挙公約は華美な見直し、検討であり、建設しないを掲げたわけではない。あと、こう言った。市長はこう言ったと思う。選挙で建設しないとは言っていない、選挙公約ではない、これまでの経過を踏まえて建設するB案を出したというのが市長の案だと思うのですが、違いますか。

○議長（岩崎隆寿君） 答弁を許します。

三浦市長。

○市長（三浦基裕君） 選挙中の街頭演説等におきまして私のほうから言わせていただいたのは、現状の事

業費は非常に高いものと、高過ぎると考えておりますと、よってもって華美な部分があるか、ないかなども含めていろんな形で見直しをさせていただきたいという街頭演説をさせていただきました。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

中川直美君。

○13番（中川直美君） 確認だけしておきます。

そうすると、建設はしないというのは選挙公約ではないという理解でいいですね。

○議長（岩崎隆寿君） 答弁を許します。

三浦市長。

○市長（三浦基裕君） 建設する、しないとは言っておりません。見直しを行うということを言わせていただきました。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

中川直美君。

○13番（中川直美君） 次に、聞きたいことはいっぱいあるのだけれども、主にこういう中身だったというふうに思うのですが、そこだけ確認しようと思うのだけれども、猪股庁舎整備主幹かな、誰かな、これは私だけの捉え方で、あなた方の捉え方とは違うけれども、ここに大きな間違いありますか。そこだけ確認しておきます。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

猪股庁舎整備主幹。

○庁舎整備主幹（猪股雄司君） ご説明いたします。

大きな間違いはないものと思います。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

中川直美君。

○13番（中川直美君） では、聞きます。

本庁舎建設について、建設反対系の市民だと思うのですが、庁舎が狭いというけれども、職員に狭くても市民には関係ないと、職員は休憩室があるから、そこで昼飯食べばいいではないかと、狭いのだったら職員減らせという声まで出ました。建設賛成系は、本庁舎は狭くて十分市民対応はできない、職員も机で昼飯食っている、会議の部屋も少なくて支障が出ている、そのことに対して市長は、狭い部分あるのだけれども、レイアウトの配置やあれでなるべく広くできるようにやるが、それでも狭かったら、狭くなると思うので、それは我慢していただくしかないというのが市長の答弁だったと思うのですが、よろしいですか。

○議長（岩崎隆寿君） 答弁を許します。

三浦市長。

○市長（三浦基裕君） 私が市民の説明会でした答弁としては、ほぼそのとおりだと思います。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

中川直美君。

○13番（中川直美君） そうすると、同規模の市町村に比べて職員が多いから、本庁舎狭いのだったら減ら

せばいいという、これにも賛成ですか。

○議長（岩崎隆寿君） 答弁を許します。

三浦市長。

○市長（三浦基裕君） 職員数につきましては、以前からの漸減させていく段階的な計画の中で実行しておりまして、現状計画プラスアルファの削減数で現在進捗しているということでございます。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

中川直美君。

○13番（中川直美君） そうすれば、総務課長かな、今佐渡市の職員数何人いて、現業の部門、病院だとか保育園だとか、これ法律で最低限要る人数があるわけだ。その割合は何人いて、どのくらいですか。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

渡邊総務課長。

○総務課長（渡邊裕次君） ご説明します。

本年4月1日時点で1,197名おります。消防については181名ということで、あと病院とか保育園とか、そういうところについてはちょっと今資料を持ち合わせておりません。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

中川直美君。

○13番（中川直美君） つまり私何言いたいかというと、一般論で言うならば佐渡市と類似団体、同規模の市町村並みにやっぱり職員は減らさねばならぬと思っております。しかし、市長が言っているように佐渡市は広いから、現業の職員やいろんな者も要るのだというふうに言わなければならないのではないのですか。これを是正したというふうに私は見ているのです。職員を単純に減らせればいい、消防も減らせればいい、病院も要らない、きのうもあったけれども、保育園は保育士の免許持っていなくてもやらせているというのだから、そのうちに病院の看護婦の免許がなくなったら雇うのかもしれないけれども、そこは違うでしょうとはっきり私は行政としてはこれはしっかり言わねばならぬことだと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

渡邊総務課長。

○総務課長（渡邊裕次君） ご説明します。

平成31年の将来ビジョンに沿って今計画的に人員の削減に努めております。4月1日では1,197名ということで申し上げましたし、それぞれ教育部門135名程度だと思いますし、消防については181名等の計画になっております。庁舎の狭隘度に合わせて職員を減らすという意味ではなくて、あくまで佐渡市の抱えている現業部門、病院、消防、介護施設、それぞれの施設の需要に応じて職員を配分しておるわけでありますので、その業務の実態に合わせて職員を配置しております。あくまで今の狭隘度に合わせて減らしていくというものではございません。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

中川直美君。

○13番（中川直美君） だから、そういうふうに答えなければ、庁舎が狭いのだったら減らせればいいだろうという、これ全国の事例を見ると同じようなことがあるのです。同じようなことが住民から出るのだけ

ども、佐渡市も出たなと思って聞いていたのだけれども、やっぱりそれはちゃんと説明しないと、テレビでざあっと映っているから、そういうふうに映るのです。単純に職員減らせという問題ではないです。職員を減らすということは、住民サービスが低下するのですと、行政というのはマンパワーですと思っています。

そこで、聞きたいのだけれども、もし職員減らせといったときにいの一番に白羽の矢が立つのは臨時職員でしょう。地方自治体の場合。違いますか。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

渡邊総務課長。

○総務課長（渡邊裕次君） 臨時職員も今職員は減っている中でいろいろ補完していただいておりますので、どこから先に減らすということよりは業務全体の中で判断させていただきたいと思っております。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

中川直美君。

○13番（中川直美君） そうすると、ざっくり言うとさきの住民説明会的に見ると、ああ、そうか、市は正職員の首を切って臨時職員を雇うのかという話だけれども、そうではないでしょう。採用をやめて臨時職員をふやしていこう、きのうの保育園と同じように、7対3だと、臨時が7にしていこうという今説明だというふうに聞こえたのですが、いいですか。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

渡邊総務課長。

○総務課長（渡邊裕次君） ご説明します。

あくまで人件費については職員の定員の適正化の部分とセットで検討していく必要がありますので、今ご指摘のような職員を減らして単純に臨時職をふやせばいいというものではありません。全体的な人件費のバランス、定員のバランスを加味しながら検討していきたいと思っております。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

中川直美君。

○13番（中川直美君） ここは重要なところだから、もうちょっと粘りましょう。職員減らさなければならぬというのだったら、私が聞いたのは白羽の矢が立つのは臨時職員でしょうというの。地方公務員法ではもともと臨時職員の定義そのものが曖昧で、ないではないですか。だとしたら臨時職員でしょうというの。しかも、臨時職員は人件費でなくて物件費扱いになっているのだから。違いますかと、このことを聞いたのです。つまりこの住民の声に対してあなた方がきっちり答えないということはこういうことになるのだ。だから、そうではないですかと聞いているの。答えてください。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

渡邊総務課長。

○総務課長（渡邊裕次君） 人件費、物件費の費目の話ではなくて、全体の佐渡市の抱えている需要に対する業務の度合いとして今人員を削減していこうというふうにやっております。これは単純に職員を減らせばいいというわけではなくて、市でやるべきかどうかというアウトソーシングの話もありますし、全体の

中で人員適正化の話を進めていきたいと思っております。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

中川直美君。

○13番（中川直美君） 私は何を言いたいかというと、市民からするといろんな思いがあります。それには、行政として自分のほうの意見に賛成だからといっておいておくのではなくて、これはこうですよとやっぱりただしていかなばならぬと思う。

ついでにここのことでもうちょっと聞いておきます。議会の建設決議、建設反対系の住民は、建設に賛成の議員は何を考えているのかと。市長もそう思っていますか。

○議長（岩崎隆寿君） 答弁を許します。

三浦市長。

○市長（三浦基裕君） それは、議員の皆さんにおかれましても市民の皆さんにおかれましても、考え方はさまざまだと思います。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

中川直美君。

○13番（中川直美君） 市長は、この点はリベラルだなと私は思っていたの。賛成の意見もあれば、反対の意見もある、それはあって当然だと言っていたのです。話していました。まさにそのとおりなのです。

では、次行きます。では、その他のところでいきます。こういう声がありました。これ象徴的だったので、ほぼそのままビデオを見ながら起こしたのですが、ざっくり言うと国も佐渡市も借金だらけだ、将来が思いやられる、100億円近い普通建設事業費も無駄だ、どう思いますか。

○議長（岩崎隆寿君） 答弁を許します。

三浦市長。

○市長（三浦基裕君） 説明会の中で、参加した市民の皆様の中から今ご指摘の意見が出たのは私も記憶しております。ただ、単純に100億円の建設費が全て無駄だ等々というのはその市民の方の考え方が吐露されたものであって、それが無駄というふうな考え方は私は持っておりません。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

中川直美君。

○13番（中川直美君） 資料⑤、これ間違っている部分はあるのだけれども、普通建設事業費は合っています。佐渡市と人口規模がほぼ同じの十日町市、ここに書いてありますが、それと新潟ではトップだと思われる新潟市、普通建設事業費、中段ですね、平成26年119億1,600万円。これは何も箱物ばかりやっているのではなくて、道路や災害、必要な、例えばこの年はなかったかもしれないけれども、デイサービスセンターだとか、こういったものも含まれているのではないのですか。少なくとも、今からビデオ見てください、100億円なんか使って箱物つくって、こうするとあれを見ている人は、ああ、そうだと思ってしまうのです。だけれども、実は道路であったり、必要な公共施設をやっているものが含まれているし、普通建設事業が地域の経済にも影響しているということなのではないのですか。それはそれでやっぱりさきの職員の問題と同じようにこれちゃんと行政として言うべきだと思うのですが、いかがですか。

○議長（岩崎隆寿君） 答弁を許します。

三浦市長。

○市長（三浦基裕君） 普通建設事業、これは土木も全部含めて当然インフラ整備等々で必要不可欠な部分をちゃんと年度年度予算を組んでしっかり確認しながらやっていくべきものでありますし、先ほど総務課長が言った職員の人件費の部分、それとはまた一つ別途の次元、切り離し方で、しっかり確認して計画的に進めるものだと考えております。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

中川直美君。

○13番（中川直美君） これも同じこと、そのことはやっぱり言わねばならぬと思う、誤解を招くから。

そこで、そのとき、これも同じ人だったかどうか覚えありませんが、両津のあいポート佐渡や陸上競技場、あいポート佐渡で国際会議、年に1回か2回ではないかと、陸上競技場も年に大きな大会なんか数回ではないかと、今度はそこに駐車場をつくるとは何事だというご意見ありました。まさに今の普通建設事業と同じような話なのですけれども、市長、どう思いますか。

○議長（岩崎隆寿君） 答弁を許します。

三浦市長。

○市長（三浦基裕君） 両津のあいポート佐渡、真野の陸上競技場、活用度、利用頻度が極めて少ないのは現実でございます。これにつきましては、どのようなものを、スポーツイベントも例えば陸上競技場であれば大会をどこまで招致するか、その辺のところの大会イベント招致活動等々についてまだまだ行政としても不足している部分があると思います。あいポート佐渡に関しましても、本来どのような活用方法をもっと転換して考えることができるのかというようなところから、抜本的にあいポート佐渡の活用方法については考えなければいけないということで、現在内部でもいろいろ検討しているところでございます。現状のままのあいポート佐渡等の利用法では非常にもったいない財産、将来的も含めて負の遺産と言われかねない部分であることは事実だと思っております。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

中川直美君。

○13番（中川直美君） それでは、陸上競技場の駐車場の件はどうですか。

○議長（岩崎隆寿君） 答弁を許します。

三浦市長。

○市長（三浦基裕君） 陸上競技場の周辺の駐車場におきましては、現状設定されている駐車場の台数では大規模イベントを開くにはなかなか厳しい部分があると思います。その中で言いますと、例えば土日であれば近くにある事業者、要するに企業の会社の駐車場等々を手配する等で賄うしかない状況であるのは事実だと思います。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

中川直美君。

○13番（中川直美君） この問題では、ここの点では最後にしますが、いろいろ聞いていった一番下のです。その方自身が言っていました。私は建設賛成でもない、反対でもないが、どちらがいいのか判断する材料が少な過ぎると、こう言っていました。全国でも庁舎問題って大体もめるのです。そうすると、かなり時

間をとって、まさに朝まで生テレビではないがそのようなことをステージ上でやったりとかやったりして
いるところもあるのです。今回後半に行くと、いっぱい意見言うものだから、1人1回みたいなことで制
限をしていましたよね。そんなことを見ると、確かに今私がばあっと言っただけでも逆に誤解を与えるも
のいっぱいあると思う。行政がしっかりやってこなかった、だから私は市民にかわって今のは聞いたつ
もりなのですが、どっちがいいのか判断する材料が少な過ぎる。私さっき言いましたが、前の市政のとき
から十分情報提供してこなかったから、少ないのです。情報提供されていれば、防災のために必要だと、
建てなければならないという意見が多くなるのは当たり前なのだ。ところがやってくるのをサボってきた
ことが私は問題だと思っているので、そういう意味で言うと今この時点である住民の方がどっちがいいの
か判断する材料が少な過ぎるということについて市長はどう思っていますか。

○議長（岩崎隆寿君） 答弁を許します。

三浦市長。

○市長（三浦基裕君） 以前からのどこまでの説明を住民に行えるか、情報をオープンにしているかという
部分について現状私の立場からどうのこうの言えるものではないと考えております。ただ、今回住民説明
会の中でもまずおわびさせていただいたのは、スケジュール的な問題で今回庁舎の問題につきましては事
後報告的な形になってしまったことはおわび申し上げますということは言わせていただきました。今後も
含め、別途ほかの案件につきましても可能な限りの情報公開には努めたい、こういう場をたくさん持ちた
いという努力をさせていただきたいということは説明会でも話させていただいたところでございます。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

中川直美君。

○13番（中川直美君） 冒頭の答弁によりますと、温泉の説明会に行っていて、副市長が言っているんで、
副市長だけかなと思ったら、後半になったら市長も言い出したのだけれども、さっき言った市民1人当
たりの税収が9万円で、借金105万円というやつ、さっきの答弁ですと単に財政状況を説明したものだ
というけれども、だからどういう意味があるのかと言いたい。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

藤木副市長。

○副市長（藤木則夫君） ご答弁させていただきます。

私が温泉の説明会のほうに参りましたときに、最初に、相川の説明会のときでございますけれども、会
場に中川議員もいらっしたと思いますけれども、ワイドブルーあいかわの赤字額が2,500万円、会場
のほうからそんなに大きな額ではないというふうなニュアンスのお話がありましたので、佐渡市の1人当
たりの税収額は9万円ですので、250人から300人分の税を投入するぐらいの赤字の大きさですよとい
うことで、赤字額の大きさをご説明する方法として使わせていただきました。あわせて、その際に市債の残
高も1人当たり100万円ほどありますというふうな話で説明させていただきましたので、端的に他意はござ
いせんけれども、そういうお金の大きさというふうなことを知っていただきたいという趣旨で、最初は
私のほうで説明させていただきました。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

中川直美君。

○13番（中川直美君） 私今回の住民説明会を見ていて、いや、すごいなと思ったのです。市民が市報の財政状況を見て勉強してしゃべるのです。ホームページ見てしゃべるのです。下手するとこの議員よりも詳しいくらいしゃべるのです。これってすごいなと私思ったのです。こうやって民主主義って私は発展していくものだったのだけれども。つまり今副市長のお話ですと、相川の温泉は2,500万円の赤字があるが、佐渡の市民1人当たり稼ぎが悪いものだから9万円くらいしか税収はない、そのくらい大きな赤字額ですよというふうに使ったと言うのだけれども、お手元に配っておいた資料③、これです。県内の20市の市民1人当たりの地方交付税と税収。収入ということ言うのだと、交付税も入れなければいけませんよ、そうすると佐渡市が一番多いではないですか。違いますか。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

藤木副市長。

○副市長（藤木則夫君） ご答弁させていただきます。

1人当たり地方交付税額が県内で一番多いというのはそのとおりだと思いますけれども、それは残念ながら佐渡市の全体の財政状況、それから市民の納めていただく税の状況からして、ある意味では交付税、国税でございますから、佐渡市民も国民でありますし、佐渡市民以外の方も国民でありますので、そういう意味では市の力で及ばない部分は市外、島外の方々の納めた国税からも大きな額をいただいていると、そういうことであろうかと思っております。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

中川直美君。

○13番（中川直美君） つまりこのお金は国からもらっていると言いたいのですか。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

藤木副市長。

○副市長（藤木則夫君） ご答弁させていただきますが、地方交付税、国税のうちの所得税、法人税額の一定割合が来るものでございますけれども、国の歳出、歳入見ましても国の歳入の3分の1はまさに今度は国のほうの借金で賄っているわけでございまして、それを全体を財源として地方交付税として各自治体の財政バランスをとるために国のほうから交付税の配分、再調整機能として配分されるものというふうに思っております。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

中川直美君。

○13番（中川直美君） 何だかいろいろ言ったけれども、一言は国民の納めた税金、法人が、回り回って返ってくるのです。後ろで何か言っている者もいるけれども、例えば地方交付税制度になる前は、地方交付税の前身の歴史は、地方の県知事が行って配分していたでしょう、財務課長。違いますか。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

池野財務課長。

○財務課長（池野良夫君） ご説明いたします。

その辺のことはちょっとわからないです。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

中川直美君。

○13番（中川直美君） 大体地方交付税を、さっきの人件費と物件費と同じだ、財政上の分け方と言うと依存財源ということになるのだが、わかりやすく言えば国民が納めた税金が回り回って、言葉はよくないけれども、税収が少ないところ、佐渡みたいなどところに行ったら、学校がない、病院がないとか、最低限のことを保障するために財政調整と財政保障機能でやっているものなのです。財務課長に聞いたから言っているのだけれども、地方交付税は以前は配分権は内閣にもなかったのです。実態は代表が入っている行政委員会、地方財政委員会が握っていて、年に1度行って配分していたというのが交付税の歴史で、その歴史が引き継がれているのです。ですから、何言いたいかというと、あなた方は9万円しかないから、佐渡市貧乏だから、とてもとてもということを言いたいのだらうけれども、20市の状況を見ればこういう状況だと思うのですが、財務課長、どうですか。決してほかと見劣りしないどころか、ほか以上に状況はいいというふうに思いませんか。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

池野財務課長。

○財務課長（池野良夫君） ご説明いたします。

この中川議員の資料の③を見ると、佐渡市については交付税が他の団体よりも多く来ているというのわかりますが、これについては佐渡市の財政需要がそれだけあるということで国が配分をしてくれているということです。

以上です。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

中川直美君。

○13番（中川直美君） 市民の方にはわかりにくいだろうから、一応言っておきます。佐渡市はここですが、同じような行政サービスをやるとなると、佐渡市は広いから、経費かかるから交付税いっぱい来ているだけの話なのです。柏崎市、原発の関係で税収が高いから赤くしたのだけれども、これ交付税少ないのは、だから新潟市みたいなところは全体としてはコンパクトであるから来ている。これが中心となって運営されるもので、だからといってあたかも9万円であるから何もできないというような言い方をされたと思うのですが、そういうふうに市民は受け取っていますよね、住民説明会で。違いますか、副市長。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

藤木副市長。

○副市長（藤木則夫君） ご答弁申し上げます。

先ほど申し上げましたけれども、全く他意はございませんので、そういう財政状況をお示しすることとありますし、今ありました地方交付税というもの、それは当然自治体の権利としていただくものですから、それは全く1つの市の財源として有効に使われるべきものというふうに思っております。ただ、説明会の会場のほうからもございましたけれども、国の財政収入の3分の1程度は国債を発行して、ある意味国の借金をして賄っているわけでありまして、佐渡市民も国民でありますから、同じように一国民として1人当たり670万円の国債残高を負担しているという意味で、それが回り回って国の財政が賄われていて、そのうちの3分の1が交付税へ回ってくるというふうなことは会場からもご質問ありましたので、

お話をさせてもらいました。

以上です。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

中川直美君。

○13番（中川直美君） 会場からはギリシャがどうのこうの、ギリシャも多いどうのこうのと言ったけれども、私は支持はしていないが、自民党、自公民内閣は大丈夫だと言っているのだよ。それは国民資産がちゃんとあるからなのだ。ギリシャの場合はないのですよ。

では、そこで聞くのだが、何でこんなに、資料①、県内の、これ何回も出していて嫌なので、この際から出してみました。20市の貯金と借金の関係です。ざっくり言えば、平成26年度市民1人当たり99万円の借金持っています。ところが、貯金は市民1人当たり36万円持っていますということなのだ。どこも借金が多いのだよね。なぜこうやって佐渡一番上にいるかということ、どれをとっても、財政調整基金も1番、減債基金も1番。例えば減債基金で言うと、これ平成26年度だけれども、3万5,311円でしょう。一番低いところがこれ30円とかあるではないか、1人当たり。しかも、平成27年度にあなたここでまた10億円積んでいるから、もっとあるのだよな。ほかの市町村は30円、80円というのに、ずば抜けている、どれをとっていても。目的基金をしてみても、魚沼市が大分追いかけてはきているが、断トツです。私が受け取ったことで言えば、市長や副市長が言うように税込9万円で、やりくり大変で、皆さんの家計もそうでしょうと言うのだけれども、なのに何でこんな基金を積み立てられるのですか。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

池野財務課長。

○財務課長（池野良夫君） ご説明いたします。

財政調整基金が多いということでございますが、これについては平成21年ぐらいから政権が変わり、地方のほうにお金を回すということで、地方交付税が見込んでいたよりも多く配分されるということがありました。佐渡市としては歳出を抑えながらやっていたのですけれども、それよりも多く入ってきたということもありまして、それで余剰財源については将来のために財政調整基金に積み立てをしました。それと、平成31年以降の歳出規模を見ながら歳出を抑えていくということで、その分が財政調整基金に積み立てていったということでございます。

以上です。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

中川直美君。

○13番（中川直美君） 違うでしょう。大筋は合っているのだけれども。麻生総理大臣、福田総理大臣あたりから、実は民主党が政権をその後とるのだけれども、小泉政権で地方を締めつけた反動で地方交付税を復元させてきたのだ。そこにリーマンショックが入って、経済対策に使えと言って、県内でもトップ、全国でもトップクラスの金が来たのだ。それをあなた方は普通の財源に置きかえてきた部分を積み立てたから、積み立てている、つまり仕事をやらなかったのではないですか。だから、こんなに不景気になっているとも言えるのだよ。違いますか。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

池野財務課長。

○財務課長（池野良夫君） ご説明いたします。

無駄な、仕事をやらなかったということではなくて、必要なものにはしっかり予算をつけてやっております。

以上です。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

中川直美君。

○13番（中川直美君） あいポート佐渡が必要だったのですか。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

池野財務課長。

○財務課長（池野良夫君） 必要な施設というふうに考えております。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

中川直美君。

○13番（中川直美君） おっしゃるとおりなのです。当時は必要だとやったのです。三浦市長はおかしいと言っている、負の遺産だと言っているのをあなたは必要だったと言わざるを得ないな。何言いたいかというと、今言うとおりの議員も賛成したのです。あの当時も覚えている。あの当時も新しい議員入って、その6月だ。その補正予算、否決すればあれ潰せたのです。ところが、みんな賛成したから通ってきたのです。あのとき私言いました。ところが、今になってあたかも私は反対でしたみたいな顔してしゃべるのではないよとちょっと言いたいのだ。頭にくるのだよ、あんなもの。

そこで、聞くのだ。この99万円の借金があると問題のようなことで、たしか副市長、違ったら答えて。皆さんの家庭も同じでしょうが、借金があるよりもローンを組んで車買うよりも現金で買ったほうがいいでしょうというふうに言った。市民から見て、うん、なるほど、そうだなと、こう思うのだけれども、借金ってだめなものなのですか、財務課長。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

池野財務課長。

○財務課長（池野良夫君） 佐渡市としては、借金、起債を起こすときにまず優先するのは、その起債にどれだけの交付税措置があるかということで、有利な交付税措置のあるものを起債するというところでやっております。

〔「だめなものかって聞いているの」と呼ぶ者あり〕

○財務課長（池野良夫君） 財源的に有利なものであれば、起債は有効なものだというふうに考えております。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

中川直美君。

○13番（中川直美君） 私も財務課長になろうと思ひまして、テレビにちゃんと映してください、自治体の財政担当になったら読む本という、これ大分前から読んでいるのだけれども、今度は副市長になったら読む本って買おうと思っているのだけれども、地方債、世代間の負担の公平、体育館やホールなど何十年も

使う施設の建設を1世代の税金で賄うのは必ずしも公平とは言えません。地方債を発行し、後世の住民から償還費用を負担してもらうことで世代間の公平を図るものが地方債です、借金ですと言っているではないですか。例えばさっき言った建設事業110億円、借金がだめだというのなら、その当時の住民に全部吹っかけてみてください。払えるわけではないではないですか。だけれども、道路をつくれば、自分だけではなくて自分の子供、孫、転入してきた人にも負担をしてもらおうというのが自治体の借金で、副市長が言ったと思うのだけれども、言ったような家庭の借金とは違うという大原則があるではないですか。そのことを言わずにして借金が問題だというのは私は問題だと思うのだけれども、あなたは問題だと思いませんか。もしよかったらこの本貸しますが。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

藤木副市長。

○副市長（藤木則夫君） ご答弁申し上げます。

私も話の中で市の財政も歳入があって歳出があると、これは家計と同じで、入ってくるものがあって、それで賄っていくということでは家計と同じだという趣旨で申し上げました。地方債が必要というものは当然でありまして、家計でもローンがなければ家は買えないわけでありますから、それはそういう意味で債権と、地方債というものにする必要は十分あると思います。ただ、家計でもそうですけれども、そういうローンであればローンというものを重みを持って家計の支出を考えていくわけでありまして、そこはそういう意味では地方財政についても同じだというふうに思っています。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

中川直美君。

○13番（中川直美君） だったらば無駄な支出を抑えませんか。6万自治体並みの、佐渡市の実態並みに職員減らせというのだったら、私副市長を1人にせよなんてことは言えません、1人分の給料で働きませんか、2人。

○議長（岩崎隆寿君） 答弁を許します。

三浦市長。

○市長（三浦基裕君） 1人分の給料で2人働くという部分では今考えておりませんが、基本的に人件費等々については先ほど議員ご指摘のとおり、どれだけその人件費に当たる部分、これは我々特別職もそうですが、職員も含め、その人件費分きっちり市民サービス、行政サービスとして対応できることをやれるかどうかというところの費用対効果も含めて、そこで一生懸命頑張るべきものというふうに考えております。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

中川直美君。

○13番（中川直美君） 私も費用対効果を考えて言ったのですが。

○議長（岩崎隆寿君） 答弁を許します。

三浦市長。

○市長（三浦基裕君） ですから、費用対効果というものはちゃんと実績、結果を踏まえて判断できるものだと思います。まだスタートしたばかりでございますので、頑張っていきたいと思います。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

中川直美君。

○13番（中川直美君） 歴代の市長に言ったことがあるのです。わかりました。だったら退職金やめませんか。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

渡邊総務課長。

○総務課長（渡邊裕次君） 市長、副市長の退職金につきましては、佐渡市が加入しております佐渡市総合事務組合の規約等に基づいて支給されるものでありますので、佐渡市単独で判断するものではないというふうに考えております。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

中川直美君。

○13番（中川直美君） つまり多くの議員が言いますが、副市長1人の人件費ざっくり1,300万円。給料ではないですよ。58万幾らだって、こうやってやっていたけれども、1,300万円。相川で言えば、2人分あれば相川の温泉の赤字はなくなるのです。退職金のこの原資も市民の税金で出ているわけでしょう。市長が4年間やると1,579万円、副市長は4年間やると727万円でしょう。総務課長、違いますか。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

渡邊総務課長。

○総務課長（渡邊裕次君） ご説明いたします。

4年間の合計でしょうか。

〔「これホームページで俺見て言ったの」と呼ぶ者あり〕

○総務課長（渡邊裕次君） ホームページ。市長と副市長につきましては、給料、期末手当、通勤手当、退職手当の負担金、共済費の負担金合わせたもので、副市長が1人当たり先ほどから出ております1,330万円程度であります。退職金を含めると、仮に4年間……

〔「退職金の額だよ、退職金」と呼ぶ者あり〕

○総務課長（渡邊裕次君） 退職金だけの額ですか。

〔「1,579万円」と呼ぶ者あり〕

○総務課長（渡邊裕次君） はい。失礼しました。退職金の額、退職手当、市長が1,584万円、副市長が730万800円でございます。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

中川直美君。

○13番（中川直美君） ホームページが更新、これ平成27年4月現在とホームページになっています。ということなのです。私何言いたいかというと、市民の叫びの声にやっぱり耳を傾けるのはいいのだけれども、市民が悲痛な叫びを上げているものを削ってどんどんするのだったら、痛みを分かち合おうではないかと。だったら、ほかの市町村のように職員数多かったら減らしてあげればいいのかというのだから、そこまでやるのだったらそうしないかという意味なのです。考え方はわかりでしょうか。

○議長（岩崎隆寿君） 答弁を許します。

三浦市長。

○市長（三浦基裕君） 特別職の退職金等々については、先ほど総務課長の説明どおりの中で規約で決められております。その中で我々が考えるべきことは、自分らがこの職についている期間に残した実績、結果等を踏まえて、それが市民の皆さんに全く評価一切されないとなれば、そこは自主判断として返納等々を考えるべき、それが我々の立場だと考えております。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

中川直美君。

○13番（中川直美君） 後ろからも声ありますが、総務省の地方自治月報によると、同じ規模の市町村で副市長を2人持っているところはほとんどありません。まあいいや。

次行きます。借金の問題、基金の問題、これ自治日報、泣く子も黙る経済財政諮問会議がこの前何言ったかという、ちゃんとリーマンショック以降金やっているのだけれども、基金に積んでため込んでいるのではないかと、この後やらないよと言い始めているのです。これは、私の言っていることと同じことを言っていたの。リーマンショック以降経済対策やいろんなのも含めてやっているのだと。ところがどっこい、基金だけどんどん、どんどん佐渡市さんふやしているのではないかと、この後の交付税については考えなければいかぬと、こう言っているのだけれども、財務課長、ご存じですね。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

池野財務課長。

○財務課長（池野良夫君） その記事については読んだ記憶がございます。

以上です。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

中川直美君。

○13番（中川直美君） つまり私が示した①の表で言うならば、基金のため方というものにはルールがあるようではないのです。ざっくり言うと、インターネットを引いても出てきますが、似たような市町村並み、県内平均並みというのがやっぱり多くの自治体の見方なのです。ところが、佐渡市は財政調整基金ずば抜けているのです。ずば抜けているのです、1人当たりで言えば。ということなのだ。こういった財政運用が必要だということを強く言っています。

時間がないので、次に行く前に1つだけ。もう新年度の方針がだんだん出てくるのだろうというふうに思うのです。部長制の中で子育ての問題、地域包括ケアの問題などをやるというのはその辺から推測すればいいのですが、資料⑩に示しておきました新市建設計画、合併特例債が延びましたから、合併15年までは少なくとも新市建設計画は守っていかなければならないと思うのです。新市建設計画に出ているものはこういうものだというふうに思うのですが、間違いはないですか。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

渡辺総合政策課長。

○総合政策課長（渡辺竜五君） 新市建設計画には各進むべき方向がございまして、その中の事業の一例として計画にのっているものでございます。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

中川直美君。

○13番（中川直美君） 一例とおっしゃいましたが、私きのう過去の合併協定書と議事録もいっぱい見てきた。ほこりの中から出して。ブログにも書いておいたけれども。そんな一例なんてものではないですよ。

そこで、聞くのだが、例えば上からいくよ、健やかで思いやりのあふれるまちづくり、保健センター建設事業、ずっと真ん中ぐらいい来てインフォメーションセンターは無駄だけれども、つくってしまったな。それで、生涯学習に来て生涯学習センターの建築、公立図書館の整備事業、文化会館建設事業。下に来て総合社会体育施設の整備、総合体育館新築、武道館建設というふうになっているのだが、そこで聞きたいのだ。保健センターと生涯学習センターと文化会館、これ一体どこのことを言っているのですか。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

渡辺総合政策課長。

○総合政策課長（渡辺竜五君） 地区ごとのものでちょっときょう手持ちにないのですが、基本的に今申し上げたものは平成25年の見直しの段階で国庫補助事業の中で、県との協議の中で今具体項目としては挙がっていないものでございます。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

中川直美君。

○13番（中川直美君） 新市建設計画というのは、マスタープランで住民に示したもののなのです。つまりこういうまちをつくれますよと、今合併15年間でやります、ということなのだけれども、総合政策課長の中にどこのまちとどこのまちぐらいい入っていなければこれ住民の期待に応えられないのだけれども、そう思いませんか。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

渡辺総合政策課長。

○総合政策課長（渡辺竜五君） ご説明いたします。

大変申しわけございません。フォローアップ事業の中で、毎年県と国庫補助事業について何をやっていく、何をやっていかないという全体の予算づけとともに県と調査をしておるところはございます。今議員からのご指摘の事業につきましては、今計画に入っておりませんので、ちょっと私のほうで今その場所、詳しいその古いといいますか、合併当時の計画のほうちょっと確認しておりませんでした。申しわけございませんでした。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

中川直美君。

○13番（中川直美君） 保健センターは両津。下に来て生涯学習センターは畑野。文化会館は両津。下の体育館については、南部の体育館のことを言うのではないですか。では、この文化会館というのは何ですか、教育委員会。どこの地域ですか。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

越前社会教育課長。

○社会教育課長（越前範行君） ご説明いたします。

私の知っている範囲では、相川だというふうに思っております。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

中川直美君。

○13番（中川直美君） これ両津ではないですか。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

越前社会教育課長。

○社会教育課長（越前範行君） ご説明をいたします。

私の知っている範囲では、相川というふうに記憶をしておるところでございます。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

中川直美君。

○13番（中川直美君） 私ちょっと議事録読んだら相川の記述と両津の記述があって、国仲のアミューズメントもうできていましたから、3つのエンジンで頑張ろうといったのです。文化云々と。

では、これは何ですか。その下のスポーツの振興で体育館2つあるではないですか。総合体育館。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

越前社会教育課長。

○社会教育課長（越前範行君） ご説明をいたします。

スポーツの振興のところで、佐渡総合社会体育施設整備事業、これ佐和田の体育館だと思います。それから、総合体育館の新築事業、これ小木の体育館だと思います。それから、武道センターの建設事業、これ相川だというふうに思っております。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

中川直美君。

○13番（中川直美君） 私何回も言っていますが、私が最近ハマっていることで文脈、過去の流れの上で行政って成り立っているのです、変更があっても。佐渡の振興を考えるとときには、その発展でやっていかねばならぬということを私言いたい。そうすると、少なくとも合併特例債、この間議会にも示していますが、体育館壊すだの、壊すことばかりに使うという話になっているのだけれども、合併特例債はほかの借金と違うと思うのですが、その手続の方法を教えてください。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

渡辺総合政策課長。

○総合政策課長（渡辺竜五君） 合併特例債につきましては、いずれにしても県と変更について毎年度調査をした中で、普通の起債と違いまして、その合併に関するものもしくは災害によるものという規定がございますので、それについて県に報告を上げて県と協議をしておるという状況でございます。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

中川直美君。

○13番（中川直美君） 行政というのは、法に基づいてやるのは当然です。法に出ていないからといっていいものではない。それは何かと云ったら、法のできる背景や中身が法の精神を生かすことなのです。合併特例債は、地域審議会の意見を聞いて変更して議会の議決を経なければならないものではないですか。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

渡辺総合政策課長。

○総合政策課長（渡辺竜五君） 法律の本を読まさせていただきましたが、地域審議会がある場合はもちろん地域審議会に新市建設計画等はかけるというふうになっております。そこにはない場合は、議会の変更の場合議会ということになりますので、そこにつきましては状況に合わせてといいますか、平成26年3月に地域審議会が今10年たってなくなっておりますので、現在そこにはかけていないということでございます。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

中川直美君。

○13番（中川直美君） 私は、それがサボっていると思っているのです。さっき冒頭に確認したのは、住民との合意でやっぱり物事を進めていくということが今求められているのです。そこで、そのことを強く指摘をしておきたい。

それともう一つは、なぜ佐渡市になって13年、若い人になるとそんなもの知らないよと言うのかもしらぬけれども、過去の流れをやっぱりしっかり引き継いでいく必要が私はある、状況変わることがあっても市民と話を進めていくべきだというふうに思っています。

そこで、聞きたいのだけれども、さきの住民説明会の意見を私まとめたもの、ざっくり言うと反対系の市民は支所は分庁方式でいいではないかと、総合支所方式でやりなさいと、そういうもののほうが地域が発展するではないかと言っているから、私はそのとおりで進めるべきだと思うのですが、市長はどうですか。

○議長（岩崎隆寿君） 答弁を許します。

三浦市長。

○市長（三浦基裕君） 分庁方式という言葉がいろんな捉え方をされるので、非常に難しいと思います。例えば今回の庁舎問題の中で私説明させていただいた分散配置というイメージのことも一方ではそれも分庁という認識で捉えられたりもしますので、非常に難しいと思いますが、以前から言っておりますように支所、行政サービスセンターと各地域に今配置されている出先機関については、現状の設定は基本的に守った中で各地域の住民対応を丁寧に行う、それを分庁方式と言うのであればそれがベターだと考えております。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

中川直美君。

○13番（中川直美君） 一番下にも書いてありましたが、これは真野の説明会だったと思います。あの方も賛成でも反対でもないけれども、まず支所のあり方から考えるべきなのではないのと言っていました。私はまさにそのとおりです。私は、もともと三浦市長には言っています。見直しとかなんとかやる時間がなから、建てないか、建てるかしかないだろうともともとと言ってきたのだけれども、1つは建てないなら建てないなりの住民に納得できる説明が私は要と思っている。市長、時と場合によっては、やっぱり本来ならば教育委員会と議会があるのがあべき姿だみたいなことも言ったりすると、住民わからなくなってしまうの。だから、私はざっくりと住民が言っているように分庁方式、総合支所方式で進めたらどうか。市長がさっき言った言葉で言うならば、支所は地域の拠点として地域づくりの機能を持つというわけだ。例えば資料に示しておきましたが、これは都市計画のマスタープランです。都市計画は上位の法律のほうが強いからですが、その絵を描くということなんです。つまり地域地域が拠点として残るものになってい

るのです。この都市計画というのは国の国土計画に基づくもので、下から積み上げるというよりも上からおりてくる計画で、上意下達が強いということは言うておきましたが、思い切ってそこに市長、足踏み出しませんか。どうですか。分庁方式、総合支所方式。

○議長（岩崎隆寿君） 答弁を許します。

三浦市長。

○市長（三浦基裕君） 分庁、全て総合支所にするという考え方については、いろんな見方、メリット、デメリットあるものと考えております。要は総合支所とする形云々よりも、どこまでの行政サービスをその地域地域に提供できるか、そちらの対応の内容のほうから順番に考えていくものだと考えております。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

中川直美君。

○13番（中川直美君） 資料⑦、地域防災計画、震災編です。地震が起きたときの第1段階の配備状況、こういった人数になっています。これで本当に対応できると思いますか。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

中原危機管理主幹。

○危機管理主幹（中原岳史君） それでは、お答えします。

これは、震災編の1次配備の状況です。震度4の地震が発生した場合の1次配備ということです。地区支部という形で各支所、行政サービスセンター位置づけております。本庁との連絡調整ということで行いますので、この人数で大丈夫だと思います。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

中川直美君。

○13番（中川直美君） 資料にはないですが、これ過去にやったのです。平成23年8月の防災訓練のときです。佐渡の地震の場合は、現在大きく唱えられているのは北方と南方です。つまりそのときのやった訓練をそのままにして過去に市も出しているものです。道が寸断、分断されるのです。このときは南部からだから、津波で流される南部かなと。かなり分断される。そのときに支所が要るのです。例えば危険箇所を出しておきましたが、おおむねこの傾向なのですが、例えば道路の状況から見て、さっき言った本部と連絡もとれないこともあるわけけれども、道路はもう十分完備されていますか、建設課長。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

清水建設課長。

○建設課長（清水正人君） ご説明します。

南部という話ですけれども、佐渡一周線と国等の国道等も整備されておりますし、先ほども建設計画の何か話もありましたけれども、それに基づいて市道等の整備をして、道路網は、満足とは言いませんが、それに基づいて整備を進めておるところでございます。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

中川直美君。

○13番（中川直美君） やっとここでたどり着きました。もとへ戻るようで恐縮なのですが、やっぱり地域拠点としての支所、例えば両津の場合、きのう教育長言いました。どんな意見が多かったかと言ったら、

津波に対するこういう意見が多かったと。実は私も2回の住民説明会に出てみて、両津の方は本当に防災に対する意識高いなというのをちょっと実は実感したのです。そこで私は聞きたいのだが、今度両津支所の問題、あなた方はもともと津波避難タワーをつくる計画だったでしょう。津波避難タワー、目と鼻の先につくるのですよ。そういう意味では、あいポート佐渡の二の舞になるのではないかということを私言いたい。一緒につくっておけばいいものを、目と鼻の先ですよ。直線で言えば200メートルぐらいではないの、川挟んでだから。そこはやっぱりちゃんと考えるべきなのではないのかと。あなた方3階、4階で1,500人入れると言ったけれども、あなた方の当時の資料でやると津波避難タワーには800人かな、826人が上がれるようになっているよな。そういうことを考えると、目と鼻の先なのだから、やっぱりそういったふうにするべきなのではないのかと、そうしないとあいポート佐渡の二の舞になるのではないかということはどうですか。ちなみに言うと、もう時間ないから私のほうで言ってしまうのですが、3.11の東日本大震災のときの離島の災害、きのう実は夜危機管理主幹から電話あったので、やりとりしたので、もう全部教えてしまったのだけれども島の災害って深刻なのです。みんな流されたと思っているけれども、違うのです。佐渡みたいな大きい島はありませんから、普通の島は山みたいなものですから、津波があったから山にすぐ駆け上がってほとんど助かっているのです。ここは壊滅されていますが。そのときにまず何やるかということ、情報が途絶える、港が壊れる。佐渡とああいいう小さい島の違いは、ああいいう小さい島だから、物資が大変だから、家に冷凍ストッカーようなのが2つあって、食事をためておくのだそうです。佐渡はそういう感覚ないですね。おまけに何があるかということ、あの島々は花火大会やるものだから、発電機持っていたというのです。食べるものもある、発電機もあるというので、充電しながらテレビ見ていたら、本土って大変だなというのが、そういう状況が1つあったのだ。ところが、佐渡はそうではないのです。だから、防災必要なのだと。両津は物資の受け入れ港にならざるを得ない、こっちがやられたときに。小木は、両津がやられたときにその受け入れ港にならなければならないから、そこはサブ拠点として私つくっておく必要があるのではないかと思うのですが、どうですか。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

清水建設課長。

○建設課長（清水正人君） ご説明します。

先ほどの議員の質問でありますと、防災に関するものという認識の中で、昨年度港湾計画の見直しを行いました。その中で、今両津港と小木港につきましては耐震強化岸壁の計画がされております。その中で、順次県のほうに要望して早急な対応をしていただくよう取り組んでおるところでございます。

以上です。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

中川直美君。

○13番（中川直美君） これが両津支所はここで、ここに津波避難タワー、目と鼻の先に建てるのですが、これ今後やるのですね。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

中原危機管理主幹。

○危機管理主幹（中原岳史君） お答えします。

現在県のほうで津波浸水想定の見直しをしております。現在のところ、保留という状況でとまっておるという状況です。

以上です。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

中川直美君。

○13番（中川直美君） 変なうわさがあって、三浦市長は前やったことを全部ひっくり返すなんて言う方もいるのだけれども、市長はこの津波避難タワーやりますよね。

○議長（岩崎隆寿君） 答弁を許します。

三浦市長。

○市長（三浦基裕君） その件につきましては、現状従来の計画については一旦見直さなければいけない、改めて計画を考えなければいけない。といいますのも、県からの考え方の指示、材料等が大幅に変わってきている、県そのものも今保留状態なので、従来計画については一旦おいておいて、別途の考え方で今後の計画づくりに入ることが必要になってくると考えております。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

中川直美君。

○13番（中川直美君） 県の津波想定が変わったから検討しているのはわかるのだけれども、やるという理解でいいですね。

○議長（岩崎隆寿君） 答弁を許します。

三浦市長。

○市長（三浦基裕君） 防災減災対策として必要な部分はやらなければいけないというのは間違いないのですが、現状今度両津支所についても当初計画とかえましてピロティ方式を導入したり、いろんな周辺の施設におきましても違った環境も生まれてきております。海上保安署の建てかえの問題も含めありますので、その辺の周辺の防災関連の施設設備等の内容を鑑みながら、連動した中でどういうものがベターな対応になるかと、建設すべきものになるのか等々を考えるべきだと考えております。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

中川直美君。

○13番（中川直美君） 住民の意識もそうだし、どちらにしてもあそこは逃げる場所がないところなので、極端なことを言うと、さっきの小さな離島ではないけれども、逃げるところは幾つあってもいいのです。それともう一つは、さっき言った離島災害が津波や被害を受けたときに応援隊やいろんなものを受け入れる港が重要だと。だから、多く出たのは、表玄関にふさわしいというのは単なる観光客だけのことではないのです。そういう意味では、やっぱりどうせ建てるならしっかりしたそういったものを建てることがお金の無駄遣いにならないと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

猪股庁舎整備主幹。

○庁舎整備主幹（猪股雄司君） ご説明いたします。

そういった垂直避難という部分も含めて考えさせていただきまして、かなりの人数の一次避難ができる

ような施設ということで計画させていただいております。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

中川直美君。

○13番（中川直美君） 市長、どうですか。やっぱり私港のあるところは重要だから、しっかりしたものをやらねばならぬと思うのです。それは合併特例債だって急ぐべきではなくて、あとあいポート佐渡のように失敗しないためにもじっくり考慮すべきだと思うのですが、いかがですか。

○議長（岩崎隆寿君） 答弁を許します。

三浦市長。

○市長（三浦基裕君） 防災対応については、可能な限り万全を期す体制をとることは必要だと思っております。現状でも国サイドに要請等を含め、直接陳情も含めて両津港、小木港の岸壁の耐震対応等々については常に強く求める活動を繰り返しているところでございます。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

中川直美君。

○13番（中川直美君） 私は、岸壁だけではなくて拠点となると、こう言ったの。だからこそ、両津のあそこには調理場が要ったりするのです、いざという時のために。

次行きます。温泉、時間ありません。⑨、示しておきました。これが大ざっぱな計算です。つまり何を言いたいかという、⑩見ていただければわかりますが、入湯税の50円なくなったらどうかという、新穂潟上温泉は何とかやっていけるのだけれども、どういう基準でこの3つを残したかがよくわからない。単純計算で言うと、羽茂は169%にしなければいけないのですよ。過去最高でも2万人しかいなかったのを3万人ふやさないとペイしない。ということなのだ。何でかよくわからない。基準がよくわからない。教えてください。あの住民説明会の声を聞けば、相川も金井も含めてこういったものは福祉の施設だからこそやるべきだというのが住民の声ではないですか。畑野では、庁舎やめるのだったらその金ここに使いませんかという声もあったではないですか。それこそ市民の声だと思うのですが、はっきりした基準を教えてください。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

藤木副市長。

○副市長（藤木則夫君） ご答弁申し上げます。

市民の温泉に対する、あるいは入浴施設に対する非常に熱い思い、熱意というのは感じたところでございますので、そういう中で佐渡に一つも温泉、入浴施設を残さないということではなくて、全体の集約を考えた中で少しでも温泉を残していきたいという考え方の中で、今無償貸与で経営を行っております新穂、畑野、羽茂については運営を継続するという方針を固めたものでございます。その中には当然地域の方々のその温泉に対する支援、ボランティアに支えているとか、あるいは事業者のほうで引き続きやりたいという熱意、そういうものも勘案させていただいて決めたところでございます。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

中川直美君。

○13番（中川直美君） 相川のプールは、頑張っている子供たちがいるのだから、せめて建てるまで使わせ

るべきだというのはどうかと。それともう一つ、あなたは同じことを言っているのだよ。相川の声は聞かない、金井の声は聞かないというのはだめでしょうと私聞いているのだよ。全ての声を聞いて対応すべきなのです。昔のことで言えば、地区的には市民は4つと言ったの。そのときは必ず相川が地理的には残っていたのです。その後議会は3つと言ったのだけれども。どう考えてもこの選んだ基準がわからない。例えば羽茂温泉で言えば3万人も入るというのは、これは無理があると思うのですが、いかがですか。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

藤木副市長。

○副市長（藤木則夫君） ご答弁申し上げます。

ワイドブルーあいかわにつきましては、先ほど来プールも一体の施設になっておりますので、非常に大きな赤字額を抱えているということで、市が責任を持って運営していくということは難しいという判断をいたしております。

それから、金井金北の里については、平成27年1月、それから2月に再度無償貸与の公募をいたしましたけれども、手を挙げてくださる方がなく、またことしの6月にも公売を行いましたけれども、誰も手を挙げてくださる方がないという中で、市として経営を続けるということは難しいという判断をしたものでございます。

それから、ほかの無償貸与施設3施設につきましては、事業者のほうから今の形、これからの支援策の中で継続していきたいという気持ちをいただいておりますので、そういう中でその声を受けて運営を継続していくという方針を持っているということでございます。

以上です。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

吉田学校教育課長。

○学校教育課長（吉田 泉君） 相川小学校プールの利用の件でございますけれども、12月1日の日に保護者の皆様方への説明会ということで、来年工期がこうなる、グラウンドとプール、工事の予定をお知らせしました。その中では、当然次年度以降万が一相川のワイドブルーあいかわが使用できなくなったときには、何とか使用できるようにというご意見がございました。その内容につきましては、今後市長等にも報告しながらまたちょっと考えさせてくださいということで説明会のほうは終わっております。

以上です。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

中川直美君。

○13番（中川直美君） 相川の説明会では、ガイダンス施設に前の市長は温泉と一緒にやると言っていたのだけれども、今度新しく建てるのでしょうか。8億円とかで。そのことをちゃんと説明しなかったから、やり直すべきだと思いますが、いかがですか。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

藤木副市長。

○副市長（藤木則夫君） ご答弁申し上げます。

先ほど冒頭市長のほうからも答弁させていただきましたとおり、市としてワイドブルーあいかわにガイ

ダンス施設を置くとか、そういうことを決めたという経緯はございませんので、説明をさせていただかなかったということは、先ほど市長が答弁させていただいたとおりでございます。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

中川直美君。

○13番（中川直美君） 市民の期待に応えてください。

終わります。

○議長（岩崎隆寿君） 以上で中川直美君の一般質問は終わりました。

ここで、昼食休憩といたします。

午前 11 時 46 分 休憩

午後 1 時 30 分 再開

○議長（岩崎隆寿君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

中川隆一君の一般質問を許します。

中川隆一君。

〔14番 中川隆一君登壇〕

○14番（中川隆一君） 政風会の中川隆一でございます。これより通告に従いまして一般質問を行いたいと思います。

今回の一般質問は、4つの提案と2つの問題について三浦市長のお考えをお聞きしながら、佐渡市にとって前向きの議論をしてまいりたいと思っております。端的にわかりやすく質問をいたしますので、市長を始め、執行部の皆さんもわかりやすい前向きなご答弁をお願いをいたしたいと思います。

1、保育料助成事業の拡充について。佐渡市は、今年度より保育園の保育料を在園児の兄、姉が小学校の1年生から3年生にいる場合、在園児は無料となり、もちろん同時在園でも第2子以降は無料という保護者からすれば大変ありがたい助成事業を行っております。しかしながら、なぜ小学校3年生までという中途半端なところで線引きをしたのでしょうか。恐らくは財政負担の問題だと思慮されますが、私は今回この在園児の兄、姉が小学校3年生というところを高校3年生、18歳までに引き上げてはどうかということとを提案いたしたいと思います。少子化問題、人口減少問題は、佐渡市だけではなく日本全体が抱える大きな問題であります。この問題を解決するには、子供を産みやすい、そして育てやすい環境づくりが最も重要だと思われれます。佐渡市将来ビジョンの中にも子育て環境の充実ということで、子育てを取り巻く環境が大きく変化する中、多様なニーズへの対応や保護者の就労と子育ての両立を支援するため、乳幼児期から青年期までのそれぞれのライフステージに応じた切れ目のない支援体制の構築が求められている。このため、保健、医療、福祉、教育が連携し、健やかな妊娠、出産をサポートするとともに、発達支援など個に応じた適切な支援や経済的、精神的負担の軽減を図るなど、全ての子供が健やかに育つ環境づくりを進めるとうたっております。ぜひとも保護者の経済的負担の軽減策として行っていただきたい。市長のお考えをお伺いします。

次に、2番、市所有のマイクロバスの貸し出しについてであります。合併前の旧市町村時代は市、町、村所有のマイクロバスをスポーツ大会等の送迎に貸し出してもらえたはずなのに、佐渡市になってから貸

し出してもらえない、ぜひとも貸し出してもらるようにしていただきたいとの声が多数私のところに寄せられております。私も以前からなぜ貸し出せないかと疑問に思っていました。一般の方に対するマイクロバスの貸し出し制度を提案いたします。可能かどうかとあわせて、所有台数と使用状況、稼働日数等をお聞きします。

3番、高校生の下宿あっせん事業創設についてであります。私が高校生の時代にも下宿をしながら高校に通っていた同級生が何人かおりました。現在でも下宿をしたり、アパートを借りて通学している生徒がいると聞きます。ただ、昔と違うのは、下宿をしていただける生徒を受け入れていただける一般家庭がほとんどなくなったということでもあります。進学したい学校から通える学校を選択せざるを得ない状態をつくってはいけないという観点から、佐渡市として下宿をやっていただける一般家庭を募集し、登録しておいて、下宿を希望する生徒にあっせんするという制度をつくってみたいかがでしょうか。見解をお聞きします。

4番、障害者福祉サービスについて（自動車燃料費助成事業創設）についてであります。現在佐渡市は、福祉タクシー利用料金助成事業を行っております。この事業は、身体障害者手帳1、2級、3級の下肢体幹不自由、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級、これらの方を対象に、申請があった場合、福祉タクシー券500円券を年間36枚交付するというものであります。先日この助成事業の対象者の方とお話をする機会がございました。その中で、せっかく36枚いただいても新潟へ行ったときにしか使わないから、余ってしまうとのことでした。島内でも使えるのになぜですかと尋ねたところ、自動車の運転ができるため、島内では必要がないということでありました。そして、余らすのはもったいないので、余った分を自動車の燃料費に使えばありがたいということでした。確かに障害者手帳1級の方でも自動車の運転をされる方はいらっしゃると思います。そこで、市内のガソリンスタンド事業者の方々に協力していただいて、燃料費補助金500円券を年間36枚交付するという制度をつくり、2つの助成制度からどちらか一方を選択してもらったらいかがでしょうか。見解をお聞きします。

5番、支払い遅延の問題についてであります。先日ある事業者の方から佐渡市に請求書を提出しても代金を支払ってもらえないと相談を受けました。話を聞いたところ、数カ月分の支払いが滞っていました。地方自治体は、特別な理由がない限り支払い遅延はしてはいけないということになっていると思います。そこで、お伺いいたします。現在佐渡市では支払い遅延に当たる案件は年間何件ぐらいあるのでしょうか。また、その金額もおおよそで結構ですので、お答えください。

最後に、補助金不正受給問題のその後についてであります。先日同僚議員の一般質問でもございましたが、ビッグフィッシャー問題についていまだ一度経過説明をお願いいたします。また、昨年9月定例会、補助金事業の不正受給等について一般質問をさせていただきました。その際の私とのやりとりの中で、補助金事業等で不正行為があった場合、何らかの罰則処分、例えば同じような事業等の応募が2年から5年程度禁止期間を設けるべきと提案したところ、前市長は2年から5年が通例のパターンであるが、内容を精査して、それについてはやりたいとご答弁されました。既に1年経過しているので、罰則規定はもうでき上がっていると思われますが、どのような罰則規定になりましたか。あわせてお伺いをいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（岩崎隆寿君） 中川隆一君の一般質問に対する答弁を許します。

市長、三浦基裕君。

〔市長 三浦基裕君登壇〕

○市長（三浦基裕君） それでは、中川議員の一般質問にお答えさせていただきます。

まず、保育料の無料化につきましてです。昨年度は同時在園を条件とする制度で、在園児童２人目以降が無料で、１人目は全額負担としておりましたが、今年度から１人目カウントを小学校１年生から３年生までの兄弟がいる世帯のところまで対象範囲を広げ、保育料無料化を拡充しております。子育て世代の経済的負担軽減は必要な施策であり、国の施策とあわせて効果的な事業となるよう実施していきたいと考えております。対象範囲をさらに広げることについてでございますが、今年度から小学校３年生まで範囲を広げたばかりでございますので、保育状況や効果、財政面を確認し、今後の検討課題としていきたいと考えております。

次に、佐渡市所有のマイクロバスの貸与等の関連につきましては、後ほど庁舎整備主幹に説明してもらいます。

次に、高校生の下宿あっせん事業の創設につきましては、教育委員会のほうから説明してもらいますので、よろしくお願いいたします。

障害者福祉サービスの件についてでございますが、佐渡市では障害があっても自立して社会生活を送っていただけることを目標に各種サービスを提供しております。現在定期的な通院、通所が必要な方の経済負担を軽減する交通費助成を始め、福祉タクシー券は当事者が公共交通機関や自家用車を使用できない方の負担軽減として行っております。ご提案いただいた燃料費助成の制度につきましては、障害のあるなしにかかわらず、自家用車を移動手段とする市民全体に係る課題と認識しておりますので、他の自治体の事例も研究した上で検討、判断したいと考えております。

支払い遅延問題についてですが、昨年１年間で監査委員事務局より支払い遅れの情報提供等は165件ございました。主な原因は、大きく分けて債権者からの請求書の遅れと職員の事務の遅れでありました。その後の対策としましては、請求書の提出が遅れている債権者へは請求書の提出の督促を行い、また作業が遅延している職員に対しては財務規則及び財務会計マニュアルの徹底を図らせているところでございます。

最後に、補助金不正受給問題のその後につきましては、離島流通効率化事業の補助金不正受給のその後の経過等につきまして農林水産課長及びペナルティー関連につきまして財務課長より説明させます。

以上で答弁終わります。

○議長（岩崎隆寿君） 答弁を許します。

児玉教育長。

○教育長（児玉勝巳君） 高校生の下宿あっせん事業の創設についてご提案ありました。遠方から通学している高校生は、行き帰りのバス時間の制約もあり、部活動や学習に支障を来しているということになります。高校の近くに下宿することで、遠方から通学する生徒や保護者の負担は軽減されるものというふうに思っております。島内の下宿業は、大家さんの後継者不足等の理由によりまして、年々その数が減ってきているという事実もございます。議員のご提案のとおり、下宿業は一軒でも多いほうが生徒本人はもちろんのこと、保護者にとってもメリットは大きいというふうに考えます。このほかいろんな要素もございま

すので、その点含めて検討してまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

猪股庁舎整備主幹。

○庁舎整備主幹（猪股雄司君） ご説明いたします。

現在佐渡市では、管財管理のマイクロバスが2台、消防管理のものが1台、スクールバスが19台、保育園送迎用バスが6台、計28台を所有しております。稼働率につきましては、今年度の4月から11月の8カ月間で報告させていただきたいと思います。この間の28台全体の稼働率は約50%となっております。スクールバスと保育園送迎バスを除いた管財、消防の3台の稼働率は約49%でございます。マイクロバスの貸し出しでございますが、現在佐渡市が主催、共催の事業に使用する場合に貸し出しをしております。佐渡市が後援する事業であっても、その担当課のほうで認めたものについては貸し出しを行っておる状況でございます。県内におきましても、市の事業と内容が合致していれば貸し出ししているというような自治体もございますので、公益性を持った貸し出しの条件や管理面、運用面等も含めて研究させていただきまして、今後検討させていただきたいと思います。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

伊藤農林水産課長。

○農林水産課長（伊藤浩二君） ご説明します。

離島流通効率化事業のことしに入ってから経過ということでご報告をいたします。補助金不正受給の告発でございますけれども、1月8日付で告発状を提出いたしました。同13日に4名が逮捕、3名が起訴されました。裁判につきましては、2名の判決が確定しましたが、1名の裁判が継続中であります。

また、補助金返還につきましては、国土交通省へ実績報告書を再提出し、ことしの4月5日に補助金の返還をいたしました。離島流通効率化事業水産加工施設整備事業の継承につきましては、国土交通省と事業主体の変更について協議し、現在佐渡島水産株式会社が事業を継承しております。また、補助事業の一連の事務手続におけるあり方等について個別外部監査にその検証を依頼しているところでございます。また、加工場施設の立ち退きに関する係争が持ち上がっていることが報告とさせていただきます。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

池野財務課長。

○財務課長（池野良夫君） ご説明いたします。

補助金不正受給のペナルティーに関することですが、補助金不正受給に係るペナルティーだけでなく、広い意味での補助金全般の見直しをすべく基準案を作成いたしまして、今関係課とともに協議をしているところでございます。

以上です。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

中川隆一君。

○14番（中川隆一君） それでは、2回目の質問に移っていききたいと思います。

まず、保育料の助成事業であります。拡充につきましては、昨年度から今年度新しい制度にしたという

ことで検討していきたいということなのですが、まず初めに三浦市政になりまして9カ月目に入りました。来年度はいよいよ三浦カラーを政策に反映させるわけなのですが、その一環として組織編成において部長制を復活し、新たな課を幾つか創設するという説明を受けております。その中に子ども若者課がございます。乳幼児期の子育て家庭の支援に係る事務の一元化を図り、また若者支援など適切なサービスを提供するため設置するとのことでもあります。これは、佐渡市の喫緊の課題である少子化問題に力を入れて取り組みますよという市長の意思のあらわれと理解してよろしいでしょうか。

○議長（岩崎隆寿君） 答弁を許します。

三浦市長。

○市長（三浦基裕君） 今回の新しい子ども若者課の創設につきましては、従来社会福祉課、教育委員会等々幾つかの課に医療関係、あるいは小学校の教育関係等々部門が分かれておりました。教育絡みの部分では教育委員会も絡んできますが、生まれた幼児期から社会に巣立つまでの世代を一元的にトータルで支援するために、そこの部分を担う部署として新設させていただいたというのが目的でございます。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

中川隆一君。

○14番（中川隆一君） 現在佐渡市につきましては、先ほど市長からお話がありました。以前は在園児が2人以上いた場合、2子の保育料が無料になりました。ことしから3年生まで拡充をしていただいたわけですが、私はこのことに関して前市長のときにも在園児という部分をなくしてくださいと、2人以上いた場合については2子目以降の保育料を無償化にするべきと提言してまいりました。そして、何かの折に池町総合政策監のほうに聖籠町の事例を紹介させていただき、それを参考にして今年度1子目が小学3年生までいる場合、2子目以降は無料にするということを実施することになったとお聞きしましたが、間違いありませんでしょうか。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

池町総合政策監。

○総合政策監（池町 円君） ご説明いたします。

昨年まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定を進める中で、議員の皆様から人口減少対策に対していろんなご意見をいただきました。その中で議員から聖籠町の事例をいただきましたので、それを持ち帰りまして、保育料2人目無料化の拡充ということで検討し、今の制度に至っているということでございます。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

中川隆一君。

○14番（中川隆一君） 大変スピード感ある対応に敬意を表したいと思います。今ほど私が提示しました聖籠町の制度について若干述べたいと思います。

聖籠町は、皆さんご存じのとおり県下の、ちょうど新潟のところの東港のほうになるのかな、小さな町なのですが、平成18年10月より認定こども園をスタートさせております。その認定こども園で保育園部門、生後2カ月から2歳児まで、通常の保育時間が7時から18時、保育料は、これはゼロから4万400円、多子世帯軽減が2人目半額、3人目以降無料ということで、こども園の幼稚園部門、これは満3歳児から小学校就学前まで通常の保育時間が8時30分から15時、これは所得制限がなくて無料であります。

長時間保育、8時30分から17時30分、これは一律1,000円です。長時間プラス延長保育、8時半から19時まで、これは2,000円であります。このほかにもさまざまな組み合わせ等がありますが、ここでは割愛をさせていただきます。何を言いたいかというと、これは所得制限もなく、基本的には無料もしくは長時間保育、17時30分でも1,000円で済みますよというものであります。これを前回まち・ひと・しごと創生総合戦略のときに提案というか、資料を池町総合政策監のほうに渡したわけなのですけれども、そのことによって今回ことし大変いい制度をつくってもらいまして、私の周りの保護者の方々からもとてもありがたいと。これは全国、県内他市と比べても決して見劣りのするものではなくて、大変現時点でも高評価に値する政策だと思っております。そこで、今年度から在園児の兄、姉が小学校3年生までいる場合について在園児は無料となったわけですが、逆に昨年度と比較して財政負担はどれくらいふえたかわかりますでしょうか。昨年度と今年度の。今年度制度を実施したことによって。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

市橋社会福祉課長。

○社会福祉課長（市橋法子君） ご説明いたします。

今年度小学校1年生から3年生までに第1子がいる世帯が459世帯ございましたので、今年度末で8,800万円程度無料化ということになっております。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

中川隆一君。

○14番（中川隆一君） 8,800万円ほど余計にかかったのですけれども、今回やっていただいたということでもあります。

ここで、なぜ今回こういう質問をしたかといいますと、私も5人の子供がおります。もちろん、下が今小学校1年生なのですけれども、上はもう成人をしております。それで、一番親としてかかるのは、高校時代から高校卒業するときとやっぱり保育園に行っているころというのが経済的負担というのは非常に高いものでした。そこで、何かいい策はないかなとちょっと調べていったところ、宮城県の丸森町の例がございました。丸森町は、人口が1万4,000人弱、予算総額で一般会計で約97億円ぐらい、子育て支援日本一のまちを目指して、安心して子供を産み育てる環境づくりを推進しております。平成25年4月から第2子以降の児童に係る保育料を無料化、これは対象となる児童は同一の保護者に養育されている18歳未満の児童が2人以上いる場合、当該児童のうち町内の保育所、児童館、認定こども園に入所している第2子以降の児童ということで、1子目以外は全て無料ですよという施策をしております。無料化の方法については、佐渡市と一緒になのかもしれません。町が保育料、利用料を徴収する場合については免除と、また社会福祉法人等が保育料を徴収する場合は、これは助成という形で納付済みの保育料相当額を助成金として保護者へ交付しております。ただいま紹介したように、佐渡市も丸森町の事例に倣って子育て支援日本一の市を目指すべきと考えます。1子目が18歳未満であれば、2子目以降の児童に係る保育料を無料化にすべきと考えますが、ちょっとしつこいようなのですけれども、市長いかがでしょうか。

○議長（岩崎隆寿君） 答弁を許します。

三浦市長。

○市長（三浦基裕君） 1回目の答弁でもさせていただきましたように、まず今年度約8,000万円の財源か

かりますが、3年生までやらせていただきました。その効果及び今後幾つも例えば小学6年生まで、あるいは中学生、高校生までと広げた場合のもろもろの財源のシミュレーション等も行っておりますが、今年度始めたばかりのものの効果、中身を確認させていただきながら、基本的にどこまで拡充できるかも含めて今後の大事な検討課題として研究させていただきたいと思っております。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

中川隆一君。

○14番（中川隆一君） 今ほどの答弁の中に、シミュレーションもしているということなので、現在佐渡市は小学校3年生までなのですが、18歳未満とした場合と中学3年生にした場合と小学6年生までとした場合、それぞれ財政負担ふえる金額、シミュレーションということなので、わかりましたら教えてください。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

市橋社会福祉課長。

○社会福祉課長（市橋法子君） ご説明いたします。

例えば小学校4年生から6年生までに拡充した場合、約3,200万円の増額となります。それから、中学校1年生から3年生までに広げた場合、先ほどの3,200万円に約800万円足すこととなりますので、4,000万円プラスと。

〔「足してね」と呼ぶ者あり〕

○社会福祉課長（市橋法子君） はい。それから、16歳から18歳まで、高校卒業までということになりますと、そこにさらにまた400万円程度プラスすることが必要となりますので、18歳まで広げた場合、予算としては1億3,200万円程度が必要となってまいります。

〔「8,800万足してね」と呼ぶ者あり〕

○社会福祉課長（市橋法子君） はい。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

中川隆一君。

○14番（中川隆一君） 18歳まで拡充した場合については、そうするとそこまでだと中学生から、中学生のところまで上げたところで4,000万円ということで、その後400万円かかるということだそうです。小学校6年生まで拡充すると3,200万円ということで、トータルで昨年度から今年度に上げたのを含めると、18歳までこれを拡充すると1億3,200万円程度財政負担がかかりますよというお答えであります。

ここで、ちょっとアンケートを紹介をしたいと思います。少子化対策等に関するアンケートということでそれぞれ各都道府県が、その実施した年はまちまちのような感じがします、調べてみたのですが。それで、今回新潟県と鳥取県、これ何で鳥取県という理由はないのですけれども、鳥取県のほうは何か子育て王国推進ということで一生懸命やっているらしいのです。それとまた、これ関東圏の埼玉県だとかあっちのほうに行くとご承知のとおり保育園不足というようなことで、またアンケートに関する保護者の答えていることが若干都市部と田舎のほうの県では違うということもございまして、今回は鳥取県と新潟県のをちょっと比較したものをご紹介します。新潟県の少子化対策に関する県民意識ニーズ調査、平成22年1月、県の福祉保健部が平成21年12月現在で20歳以上50歳未満の男女3,000人に行ったものの中からちょっと抜粋します。問いが理想とする子供の人数、3人41.9%、2人38.9%。問い、実際の子供の

人数、2人43%、3人16.0%、1人12.9%。問い、実子数が理想数より少ない理由、これは複数回答あるのですけれども、教育などにお金がかかるから56.2%。問い、どのような子育て支援策があれば理想の人数の子供を持とうとしますか、出産費用や小児医療費の助成80.3%、保育所や幼稚園の保育料の軽減77.1%、教育費用の軽減79.8%。次に、鳥取県、少子化対策等に関するアンケート調査ということで、平成26年2月、福祉保健部子育て王国推進局が行っております。対象は20歳から49歳まで、男女3,000人です。同じ質問、理想とする子供の人数、3人が56.2%、2人が33.7%。実際の子供の人数、2人が46.9%、3人が29.8%。実際の実子数が理想数より少ない理由については、子育てや教育にお金がかかり過ぎるから65.6%。これまたちょっと新潟県のほうにはなかったのですけれども、子育ての経済的負担が大きいですかという問いに、はいと答えた方が80.2%、経済的負担が少なければさらに子供を持ってもよいですかという問いに、よいと答えた人が59.7%であります。今回は新潟県と鳥取県、2県のアンケート結果を紹介しましたが、総じて言えることは2県とも理想とする子供の数が3人というのが4割から5割強、2人というのが3割から3割強なのに対して、実子数は2人が4割から4割強、3人が1割から3割弱と。そして、理想数より実子数が少ない理由としては、子育てや教育にお金がかかるからという理由が5割以上なのです。そして、先ほども紹介をいたしました、経済的負担が少なければ、保育料の軽減や教育費の軽減があればもう一人、もう二人子供を持ちたいと思っている人たちが約8割いるということであります。このことについて市長、感想をちょっと聞かせていただけますか。

○議長（岩崎隆寿君） 答弁を許します。

三浦市長。

○市長（三浦基裕君） 少子化の原因、都市部と地方ではいろいろ状況は違うと思いますが、基本的に少なくとも2人以上、できれば3人欲しい、ただし特に中央部、中央のほうでは収入の面からしても子育てへの経済的負担が大きいため、希望の人数までは持てないという部分がある意味物語っている数字だと思っています。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

中川隆一君。

○14番（中川隆一君） この政策は、県内のほかの市とかほかの町とかが行っていませんとか、財源確保が困難だからやりませんというようなことを言っている次元の問題では私はないと考えています。逆に他市が行っていないからこそ、何としてもでも財源を確保して行うべきであります。なぜなら、子育て世代やこれから子供を産み育てていく世代の人たちが一番望んでいることであるからであります。子育て支援と、さらには人口減少対策にもこれほど子供をふやす可能性が高い政策はなかなかないと思います。実際に先ほど紹介しました聖籠町なのですけれども、平成25年の新潟県100の指標というのがございます。それを見ますと、私が見たのは平成25年版だったかな、合計特殊出生率は2.14で、県内で1位です。人口自然増減率というのがございます。これも2.4と。これ大体マイナスなのです、減っていくと。2.4とプラスで、県内1位という成果を挙げております。とはいえ、佐渡市と聖籠町とでは面積も違えば環境も違うし、何よりも交付税不交付団体ということで財政的には大変潤っている自治体かと思いますので、ここで私が言うのは簡単だぞと、お金どこから持ってくるのだよと思われると思うので、これあくまでも1つの提案というか、例というか、を申し上げたいと思いますが、まず初めに今後佐渡市の保育園は統廃合による園舎

の建てかえや老朽化による改修、耐震基準による改修等をますます財政負担がふえると推測しておりますが、社会福祉課長かな、市長でも結構です。この考え方で間違いありませんでしょうか。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

市橋社会福祉課長。

○社会福祉課長（市橋法子君） ご説明いたします。

議員今おっしゃるとおり、やはり老朽化している施設が多くなっているのは現実でございます。ただ、統廃合、民営化等につきましては、現在策定しております保育所等の運営指針等に明記した上で、今後のことについて検討していきたいと思っております。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

中川隆一君。

○14番（中川隆一君） それでは、現在公立保育園の建てかえや改修等に対する国、県からの補助制度はございますか。また、運営に対する補助制度はございますでしょうか。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

市橋社会福祉課長。

○社会福祉課長（市橋法子君） ご説明いたします。

今年度までにつきましては基金等の対応がございましたけれども、来年度以降確約されているものではございません。今後公立保育園、例えば先ほどお話のありました認定こども園等の建設等を目指すとすれば、公立保育園へのそういった補助金は現在のところはございません。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

中川隆一君。

○14番（中川隆一君） 今後佐渡市のほうは、保育園については、これは基本的には当初の計画だと民営化を進めていくという計画で一部民営化されていますけれども、この後順次計画にのっとって民営化されていくということでしょうか。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

市橋社会福祉課長。

○社会福祉課長（市橋法子君） ご説明いたします。

そちらにつきましても、今動いております民営化計画、地域、それから保護者等々の説明で遅れているところもございますので、今後は今の策定中の計画に沿って民営化がよいかどうか、そういったところも含めて策定を終了したいと考えております。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

中川隆一君。

○14番（中川隆一君） これ先ほど社会福祉課長のほうから答弁ございましたけれども、国のほうは平成16年に公立保育園の運営に対する補助金というのを廃止いたしました。そして、平成17年には公立保育園の特別保育事業補助金の一部、そして平成18年には公立保育園の施設整備に係る交付金が一般財源化されてしまいました。しかしながら、一方私立保育園、民間保育園の施設整備に関しては、国、県の補助制度がまだ継続しております。そこで、佐渡市は今後民営化を推進していくことを私は当然やっていくべきだとい

うことであります。私は、大変このことに関して今回は大賛成をしております。なぜかといいますと、これからの佐渡市は公立保育園の民営化計画に従って、この後その計画なのでしょうけれども、粛々とやっぱり進めていくべきであって、なぜなら民営化することによって、この後施設の改修や建てかえが出てくるのですけれども、国、県からの補助制度が活用できるということなのです。建てるのは逆に公であっても、たしか事業主体が民間であれば補助金、補助制度は受けられたと思います。そういうことからいきますと、補助金等を活用しながら老朽化が進んだ施設の改修など施設整備に取り組みやすくなって、安心、安全な保育環境の充実が見込まれます。また、民営化した場合には、保育園の運営に対しても国、県からの補助金等が見込まれます。施設整備や運営に対して補助金等がある民営化を進めることによって、それまで人件費も含めた全てを賄っていた市の財政負担がこれはかなり軽減されるはずです。その軽減された分を新しいこの子育て支援に振り分けることができるわけです。この案について市長、いかがでしょうか。

○議長（岩崎隆寿君） 答弁を許します。

三浦市長。

○市長（三浦基裕君） 現在このほども一部民営化に踏み切った保育園もございます。また、公営のまま統合というものもございます。今言った補助金交付等々についての有利、不利な部分は当然あるかと思いますが、この佐渡の中の状況におきましても例えば地域、あるいは現状の園児数の見込み含めて、果たして全て民営で引き受けただけかどうかというような部分もございます。その意味では、各地区地区等の事情も鑑みながらしっかりと公営、民営、段階的にどのような形で切り分けていくかという計画をしつつ作り上げていくことが今は大事だと考えています。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

中川隆一君。

○14番（中川隆一君） 今私が言ったのは、これはあくまでも1つのもので、こうしろというものではないし、逆に言えば、先ほども申し上げましたけれども、財政確保が困難だからやりませんという次元ではないというのが私のそもそもの考え方です。そこで、18歳まで引き上げると1億3,200万円程度かかるわけなのですけれども、これはあくまでも市長の政治的判断、市長の決断次第だと思うのです。これが10億円、20億円というのとわけが違いますので、確かに安いお金ではありませんが、ぜひともこれはやっていただけないかなと思っておるのですけれども、なかなか原資がない、なかなか難しいというような感じなのですけれども、これちょっと聞き方を変えようかな。在園児の兄、姉が小学6年生まで引き延ばす案をA案、中学生まで上げるのをB案、18歳まで引き上げるのをC案、市長、このA、B、C、C案だと私は思うのですけれども、どの案を選択していただけますか。

○議長（岩崎隆寿君） 答弁を許します。

三浦市長。

○市長（三浦基裕君） 今の3つの案の中で言いますと、財源の膨らみ方だけを見れば、小学校6年生まで引き上げる場合の財源と一気に高校まで引き上げる財源、大きな負担の差は発生しません。その意味では、小学校3年生までの現状の方法論をこれからどの程度まであれするか、どこで新たなことに切りかえるかを含めてですが、財源だけの、数字だけを見れば、細かく刻んで段階的に上げるということよりも、その

財源量だけ見れば切りかえるときには思い切った切りかえも考えたほうがいいのかとは個人的には思っております。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

中川隆一君。

○14番（中川隆一君） この制度は、佐渡市の保育料は子供が何人いても1人目しかかからないと、負担しなくてよいというすばらしい制度かと思います。もちろん若者の働く場所づくりや佐渡市の平均所得を底上げすることも大切なのですが、これどんなに所得が低くても子育てにはお金がかかりませんよという環境づくりが一番大切だと私は思います。所得が低い上子育てにお金がかかるのなら、やっぱり所得が高い、子育てにお金がかからないところへ人口が流出してもこれはしょうがないことだと思います。この制度は、三浦市政が子育て支援、少子化対策に本気で取り組みますよという三浦カラーを鮮明にアピールすることができると私は思っております。これ国がやってからでは、国がやってしまってから、やっておけばよかったなと後悔しても遅いと思います。これ市長、いつやるのですかというような感じで市長に問いただしたいのですけれども、ここで今でしょとどなたか言ってくれるかなと思ったのですけれども、さすがに古いですか。これ新年度からでしょと私は言いたいのです。もし新年度からやって施行していただければ、市民の方々は絶対市長、これすごく三浦市長、神っていると口にすると思います。市長の評価も当然これうなぎ登りになっていこうかと思っています。

それと、市長は今のままの制度でよいと決して考えたわけではないと思うのですけれども、もう国は3歳から5歳児の幼児教育完全無償化を掲げております。消費税増税が延期となったことによって財源確保ができていないということで停滞をしています、いずれは国が責任を持って無償化にすることと思っています。だからといって、それを待っているのではなくて、スピード感を持って実施していただきたい。年間約1,000人ずつ人口が減っている現状は待ったなしだと思います。この現状に歯どめをかけるためには、高齢者の方々にも元気で長生きしてもらえる佐渡にしなければいけませんし、若者が安心して帰ってもらえるような佐渡市にしていかなければなりません。ですが、一番重要なのは、子供が生まれなければ、ふえなければ人口減少にそもそもストップはかけられないわけであります。そのためには、子供を産み育てやすい環境をつくらなければならない。そのためには、保育料の軽減が一番の効果があると思っております。国の方針を待つのではなく、やっぱり国の先を市長、ぜひ行こうではありませんか。そして、そのことを県内外に情報発信をして佐渡市をアピールするのが私はいいと思います。ぜひとも来年度の三浦市政、子育て支援対策、人口減少対策の目玉政策として保育料無償化の拡充をやっていただけるようご要望いたしまして、次の質問に移りたいと思います。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○14番（中川隆一君） では、今ほど後ろからちょっとやじがあったので、戻るというのもおかしいのですけれども、これ先ほどちょっと私民営化していくことによってと言いました。これ例えばやっぱり民営化しても保育士が民営化した保育園に移らない、拒否して移らないよということになると、結局丸抱えをしなくてはならないため、人件費の負担がこれ大変なのですよね、そうなる。そうなるというのであれば、やっぱり民営化することによって公立の施設自体が減るわけですから、そうすると市で雇用している市の職員というか、が飽和、余るわけです。そうすることになれば、これは怒られるかもしれませんが、

これ1つのまずあれなので、臨時職員のほうから整理をしていただいて人件費を軽減していけば、先般同僚議員の質問でも問題になっていましたが、そうすることによって有資格者の正職員の割合も上がって、どっちもウイン・ウインではないかなと思うのですけれども、ちょっと後ろからのやじがあったもので、詰めていないのですけれども、一言つけ加えさせていただきます。

それでは、2、市のマイクロバスの貸し出しについてであります。現在は佐渡市の主催のイベント等には使用できるけれども、それ以外では使用できないということであります。今後前向きにというようなご答弁だったと判断していますが、それでよろしいでしょうか。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

猪股庁舎整備主幹。

○庁舎整備主幹（猪股雄司君） ご説明します。

県内20市の中でも公務に支障のない範囲で貸し出している自治体もございますので、そういったものを研究させていただきながら、前向きにちょっと検討させていただきたいと思います。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

中川隆一君。

○14番（中川隆一君） 前向きにやっていただけるということでありがたいのですけれども、これぜひとも使用の対象とか範囲というものをしっかり大きく見て、貸し出せるのですけれども、でき上がってみたら似て非なるものみたいな、非常に使い勝手が悪いものになってしまうと全くこれは意味がないので。結構今佐渡市もスポーツ少年団やスポーツ団体等学校のスポーツの、部活もそうですね、県大会だとか新潟地区大会だとか、あと島外との交流親善試合等、遠征等が大変盛んであります。そういうときに、例えばほかのところであれば、県内であればどこでも走って送りますよという制度をやっているところもございます。できれば船に乗ってというのがあれなのですけれども、それは無理でも最低島内、市内ぐらいはそういう子供たちのために使ってもらいたいし、またこれ子供たちに特化したものではなくて、生涯スポーツという観点から言えば高齢者の方々がゲートボールの大会だとか何かあったときとか、そういうときにも当然使えるようにしてもらいたいと思います。本当はこれ胎内市が大変いい制度を持っておりますので、きょうご紹介したいと思っていたのですけれども、時間の関係上後でぜひ見てください。胎内市には胎内市スポーツバス使用規則というのがございまして、非常にいい、これは使いやすい規則になっておりますので、よろしくお願いします。

時間がないので、下宿あっせんについてはいいお答えがもらえましたので、ちょっとまた後で詳しい内容については教育長のほうにお話、学校教育課長のほうにお話ししたいと思います。教育長か。

そうしましたら、支払い遅延問題について先に質問させていただきます。今の先ほどの答弁の中でちょっとわかりにくかったのですけれども、まず最初に佐渡市は政府契約の支払遅延防止等に係る法律を準用されていますよね。確認をさせてください。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

池野財務課長。

○財務課長（池野良夫君） ご説明いたします。

政府契約の支払遅延防止法を準用しております。

以上です。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

中川隆一君。

○14番（中川隆一君） 先ほどの答弁だとちょっとわかりにくかったのですが、私は支払い遅延がございましたかということだったのですが、支払い遅延が165件ということで理解してよろしいのでしょうか。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

池野財務課長。

○財務課長（池野良夫君） ご説明いたします。

先ほどの165件というのは、例月監査で監査委員のほうから指摘等を受けた、支払いが遅れていますよというものの件数でございます。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

中川隆一君。

○14番（中川隆一君） それでは、支払い遅延があった件数について教えてください。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

池野財務課長。

○財務課長（池野良夫君） ご説明いたします。

昨年度については、支払い遅延については報告を受けておりません。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

中川隆一君。

○14番（中川隆一君） 去年はということなのですが、では今年度は支払い遅延ございましたか。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

池野財務課長。

○財務課長（池野良夫君） ご説明いたします。

今の現段階ではまだ受けておりません。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

中川隆一君。

○14番（中川隆一君） 私が相談を受けてそちらのほうに照会した件は支払い遅延だと思いますが、いかがですか。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

池野財務課長。

○財務課長（池野良夫君） 先ほどの件伺いまして、もう何カ月もたっているということになりますので、その請求書がいつその担当課に届いたかによるとはと思いますが、それをもって判断するということになるかと思います。

以上です。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

中川隆一君。

○14番（中川隆一君） 私が照会した件は、請求書はもうとっくに行政サービスセンターのほうに提出をしておったのです。それで、数カ月間支払いがたまっていました。それを支払い遅延と言わないのですか。逆に言うと、出したほうからすれば、これ工事金も当たるのですけれども、工事金は当然工事が完了して請求書を出します。請求書を出して、そこから工事金であれば40日以内、そうではない物品等、これ契約している場合ですけれども、に関しては30日というルールがあると思います。完全にその場合は30日以上たっていると思うのですけれども、当たりませんか。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

池野財務課長。

○財務課長（池野良夫君） ご説明いたします。

適切な請求書を受け取っているということであれば、支払い遅延に当たるかと思います。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

中川隆一君。

○14番（中川隆一君） まさに支払い遅延なのです。

それと、皆さんも、あとここにいる議員各位もあれかとは思いますが、建設課の事務処理の話の中で、市営住宅を改修したお金が実は全然払われていなかったというのがございました。あれだって私から言わせればまさに支払い遅延だと思います。やっぱり認めるところはこれ認めないとだめです。今監査委員から報告があるというのは、例えば請求書を出し忘れていましたよということで、請求書が来ていなかったのだから長い間払うことなかったというのは、これは請求書が出ていないのですから、支払い遅延に当たりません。ただし、道義的にもう工事終わってたり、何カ月もたっているのであれば、支払いしますので請求書出してくださいよと当然役所のほうから言うのが当たり前ですけれども、それを含めたって当たるものはやっぱり認めないといけないと思います。池野財務課長、いかがですか。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

池野財務課長。

○財務課長（池野良夫君） 適正に処理するものだと思います。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

中川隆一君。

○14番（中川隆一君） では、支払い遅延があった場合、遅延利息があるということは当然ご存じでしょうね。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

池野財務課長。

○財務課長（池野良夫君） 今、年2.8%ということになります。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

中川隆一君。

○14番（中川隆一君） 当然支払い遅延に当たるものに関しては利息をお払いしているのですよね。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

池野財務課長。

○財務課長（池野良夫君） 支払い遅延が発生したものについては支払わなければいけないということになっております。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

中川隆一君。

○14番（中川隆一君） これ税金、税に関しては、延滞金が発生すると利率は年利何％ですか。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

坂田税務課長。

○税務課長（坂田和三君） ご説明をいたします。

14.6％でございます。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

中川隆一君。

○14番（中川隆一君） 14.6％なのです。取るところはしっかり取るけれども、払うところは払わないと、これで通るのでしょうか。先ほどの池野財務課長のご答弁だと、認めなければ払う必要がない。私は認めるところを認めていないだけだと思いますけれども、いかがですか。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

池野財務課長。

○財務課長（池野良夫君） ご説明いたします。

支払い遅延を認めるということですのでよろしいでしょうか。支払い遅延が発生すれば、適切に処理をしていかなければいけないというふうに思っております。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

中川隆一君。

○14番（中川隆一君） これは、遅延が発生した場合には、お支払いするときにも当然利率に合った2.8％というものは当然つけてやるべきであります。発生したときには、これは今後はきっちり処理するようにしていただきたいし、何よりも遅延に当たらない165件の要は監査委員のほうからそれぞれの課に気をつけてくださいよと言っている案件についてももちろんこれ業者のほう例えば請求書を出し忘れたというのであれば、業者のほうにも責任の一端はありますけれども、それでも先ほど私言いましたようにある時期に至っても来ないようであれば、当然お支払いしますのでお願いしますと言うべきであると思いますし、何よりも私の監査委員やった年の記憶だと、これ別に情報にならないので、個人情報でも何でもないので問題ないと思いますけれども、職員の失念、要は忘れておったと。業者も忘れておったけれども、職員も忘れておったのですよと。だから、どっちも忘れているから、いつまでたってもお金が払われていなかったというような、実際はそういう例もありましたので、これは支払い遅延になると大変なのですよということを職員の皆様に喚起する上でもきっちりやっていただきたいし、今後こういうことがないようにしていただけるのだと思いますけれども、発生しないような対策を立てていただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

池野財務課長。

○財務課長（池野良夫君） ご説明いたします。

しっかり職員に周知し、例月検査でそういう指摘があれば、上司にしっかり報告して対策を立ててもらうということできたいと思いますし、また新年度に入りましてもすぐ研修会等を開いて十分周知徹底をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

中川隆一君。

○14番（中川隆一君） よろしくお願ひします。何かちょっと池野財務課長の顔を見ておったらかわいそうになってきたので、これ以上は詰めませんが、時間もなくなってきたので、とても通告していたものはできませんが、最後にちょっと。

6 番の補助金不正受給の問題のその後についてということで、ビッグフィッシャーの件ですけれども、この事業については大方先般の同僚議員の質問で内容はわかったのですけれども、今後どのようにしていくおつもりですかと、今回 2 度目の不祥事なので、これ継続することというのは大変困難かもしれませんが、ここまで来たらと言うとなんなのですかけれども、今回のことで国と、国土交通省との間に佐渡市があつれきが生じるようでしたら、私としてはできるだけ傷が浅くなるような策を講じていただきたいと思います。国との関係が悪くなるということは、ひいては市民にとっても不利益が生ずると思いますので、よろしくお願ひします。今後の予定についてわかれば教えてください。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

伊藤農林水産課長。

○農林水産課長（伊藤浩二君） ご説明をいたします。

この事業でございますけれども、議員今おっしゃったようにいろんな手続等がございます。また、加工施設の係争につきましても予断を許さないところでございますけれども、先日お答えさせていただいたように要綱や規則、これにのっとることはもちろんでございますし、また現在外部監査に検証をお願いしているこれらの報告等を踏まえて総合的な対処というものが必要だと考えております。具体的な内容につきましては、今どういう形になっていくかが見えない中では具体的には説明できませんが、こういう形です。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

中川隆一君。

○14番（中川隆一君） 大変ありがとうございました。

これで私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（岩崎隆寿君） 以上で中川隆一君の一般質問は終わりました。

ここで、10分間休憩いたします。

午後 2 時 3 9 分 休憩

午後 2 時 4 9 分 再開

○議長（岩崎隆寿君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

渡辺慎一君の一般質問を許します。

渡辺慎一君。

〔9番 渡辺慎一君登壇〕

○9番（渡辺慎一君） 私は、地域政策研究会の渡辺慎一でございます。最近インターネット配信された「S A P I O」という雑誌に興味深く読ませていただいた経済評論家の上念司さんが書いた記事の一部をまず最初に引用させていただきます。

財務省がことし8月に発表した6月末時点での国の借金は1,053兆4,676億円、国民1人当たりになると830万円の借金を抱えている。少子高齢化により社会保障費は膨らみ続け、今にも財政が破綻するという日本悲観論が蔓延している。確かに1,000兆円の借金は莫大であるが、負債の多寡だけを見て経済の議論をするのは全くのナンセンスである。一般的に銀行が企業や個人に融資をする場合、事業者の企業体質が健全かどうか、また成長性があるかどうかを査定の基準とする。しかし、政府の財政について語られる際、その視点がごっそりと抜け落ちている。以上、引用部分でございます。

さて、佐渡市が三浦市長体制になり早くも8カ月目、この12月議会で3回目の議会を迎えております。9月議会以降執行部は各地区を回り、本庁舎に関する説明会や温泉説明会を開催してきました。私も地元新穂で温泉、そして庁舎説明会に出席させていただき、説明を聞かせていただきましたが、気になることが幾つかございました。特に執行部説明の市税は市民1人当たり約9万円であるが、市の借金はおぎゃあ生まれた赤ん坊まで入れて割り返すと100万円になるというくだり、また佐渡市の実質公債費比率や合併特例債の説明におやっと思ったわけであります。きょうの私の一般質問は、佐渡市財政は危機的であるか、縮こまりの行政運営ではなく、島の経済や市民の暮らし向上に執行部は果敢に取り組むべきであるという切り口で意見を述べてみたいと思います。

通告は以下のとおりであります。1、庁舎問題。（1）、面積3,000平米の庁舎は今建てると幾らになるか。

（2）、連合審査でC案の根拠が崩れているが、認めるかどうか。

（3）、佐渡テレビでの連合審査放送が一部削除、あるいは音声消去されたのはなぜか。

（4）、目的外利用施設というのはどこか。

（5）、ガラス張り行政は偽りであるか。

2、温泉問題であります。（1）、新穂潟上温泉における11月21日提出期限の業者見積もりはなぜ出なかったか。

（2）、12月補正で改修費が計上されなかったが、今後の予定についてはどのようなになっているか。

大きな3番目、公民館調理室について。（1）、調理室は最低限必要と考えるが、どうか。

（2）、トキの村元気館のこれまでの経緯と、他施設と比べて利用度はどのようなになっているか。

（3）、県や各種団体との調整はできたか。

（4）、設計や予算措置までされていたものを幾ら節約できるのか。

大きな4番、移住問題（平成27年度及び平成28年度の空き家改修費等補助が却下された問題）。制度設計に問題はあったのか。

大きな5番、市の財政について。（1）、9月末現在における土木費の執行状況はなぜ低いのか。

(2)、土木費における発注状況は9月末現在で何％に相当するか。

(3)、温泉施設や新庁舎建設計画見直し説明会での発言、「市民の負担は1人9万円、借金は市民1人当たり100万円」の真意は何か。

大きな6、ICTについて。ゆびナビを想定した窓口サービスはいつからとなるか。

7、酪農工場老朽化プラントについて市長の基本的な所見を問う。

8、株式会社佐渡しままーと補助金返還問題について。補助金の返還請求は、まず清算中の株式会社佐渡しままーと側弁護士に対して行うのが筋ではないか。

以上でございます。

○議長（岩崎隆寿君） 渡辺慎一君の一般質問に対する答弁を許します。

市長、三浦基裕君。

〔市長 三浦基裕君登壇〕

○市長（三浦基裕君） それでは、渡辺議員の質問に対してお答えさせていただきます。

まず最初に、新庁舎建設の計画と同等の整備を想定した場合、3,000平米に基本設計の平米単価を掛けますと、約14億円かかるものと思われます。

連合審査において指摘されました庁舎建設取りやめの根拠が崩れたというふうには考えておりません。

また、佐渡テレビで連合審査放送の一部削除についてでございますが、これは現在市として使用させていただいている施設、建物等の使用目的等についていろんな部分が絡んでおります。これについては、質問をしていただいた当該議員さんの承諾を得まして、佐渡テレビの放送のほうから削除させていただいたものでございます。これにつきましては、ガラス張り行政と一切関係のない部分だと考えております。

続きまして、温泉問題です。温泉施設全体の構想につきましては、議員全員協議会でも説明したとおり、現在無償貸し付けにより運営している新穂潟上温泉、畑野松泉閣、クアテルメ佐渡の3施設については継続運営する方針です。また、潟上温泉施設については、浴室修繕工事の際に柱及びはりの腐食が発見されたことにより、10月18日から緊急的に閉鎖しました。その対応策を早期に詰め、復旧工法や概算工事費の調査業務委託を11月7日に発注し、その完了期限については当初から12月16日となっております。その調査結果を踏まえ、設計や修繕工事に必要な予算を今後計上したいと考えております。

また、1人当たりの税収9万円、借金は100万円との発言についてですが、これは平成27年度決算における佐渡市の財政状況を説明したもので、意図的に基金の説明をしなかったわけではございませんでした。

次に、公民館の調理室につきましては、後ほど教育長のほうから説明させていただきます。

続きまして、移住問題、空き家改修費等補助金は、市の空き家登録システムを活用して空き家を改修して移住した方を対象に交付しているものです。今回の事案につきましては、制度手続の説明や空き家成約後の把握不足等により、申請の相談が事業完了後であったことから、補助対象とならない旨を説明させていただいたものです。空き家改修費等補助金の目的は、佐渡に定住しようとする移住者が居住する空き家の改修等に係る費用の一部を支援することにより、空き家の有効活用及び定住の促進としていることから、今回の事案を参考にして、手続を含め、要綱の改正が必要かどうかも含め研究してまいりたいと思います。

続きまして、市の財政の土木費等の執行状況についてでございます。11月の「市報さど」において、上半期の財政執行状況をお知らせしております。その中で、一般会計の土木費の歳出状況が低いとのこと質問

でございますが、これは9月末までに支払った金額の合計でありまして、工期途中で完了していない工事については支払いをしておりませんので、ここには反映されないため、この数字となっております。土木費における工事発注としては、この時点で約14億1,300万円の予算に対し、9月末の時点で59.2%に相当する8億3,600万円の工事を発注しており、その進捗率は例年並みと考えております。

続きまして、ICT、ゆびナビについてです。ICTを活用した窓口サービスについては、システムを開発した会社等からも説明を受け、前向きに検討を進めております。しかしながら、平成29年7月から開始されますマイナンバー制度の情報連携の詳細がまだ明確になっていないため、その動向を注視し、これらのマイナンバー制度の見解を十分に見きわめた上で、連携開始以降の導入を目指したいと考えております。

次に、生乳プラントが老朽化していることは承知しております。佐渡の生乳業は、佐渡バターを始め、佐渡ブランドの商品も多数あり、佐渡の重要な産業であると認識しております。現在施設整備に向けて事業費の見直しや有利な補助事業等について県、そしてJAとともに協議を続けているところでございます。

最後に、株式会社佐渡しままー一に対する補助金返還につきましては、産業振興課長のほうから説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（岩崎隆寿君） 答弁を許します。

児玉教育長。

○教育長（児玉勝巳君） 公民館調理室についてご説明いたします。

公民館における調理室の必要については、地域の実情に応じて設けることが必要というふうに考えておりますけれども、近隣に調理施設がある場合には、その施設の有効活用を考えております。トキの村元気館へ行政サービスセンター移転ができない理由につきましては、既存の部屋数、今の元気館の部屋数では公民館活動が賅い切れなかったというような理由があります。また、トキの村元気館の調理室は、面積を減らす施工でなければ県への届け出等の手続は不要であるというふうに聞いております。各種団体には、元気館を利用していただくよう調整中であります。元気館調理室の増築と公民館内に設置した場合との差額については、現在試算しているところであります。元気館の調理室増築の場合には、合併特例債は使えないということでございます。

以上でございます。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

市橋産業振興課長。

○産業振興課長（市橋秀紀君） ご説明いたします。

株式会社佐渡しままー一に対する補助金返還については、本年の4月に事業を中止したことにより、平成26年度に交付した起業チャレンジ事業補助金交付決定を取り消し、補助金返還を現在同社側の弁護士に催告を続けております。

以上です。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

渡辺慎一君。

○9番（渡辺慎一君） 順序はランダムにやらせてもらいます。ちょっと簡単なところから始末をつけていきたいと思います。

公民館の関係でございませうけれども、調理室の中に入る器具備品の見積もりは既に決定しているのでしょうか。公民館自体は建つことは決まっておりますが、中に入る備品は決定しておったのかどうか、あるいはその中に入るものは一切検討されていなかったかどうか。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

越前社会教育課長。

○社会教育課長（越前範行君） ご説明をいたします。

地域の利用者の皆さん方と相談する中では、設置をする調理の器具の部分についてはおおむねその方々と話を詰めておりました。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

渡辺慎一君。

○9番（渡辺慎一君） 私の認識ですと、あそこの中の器具備品に関しましては、要望はあるけれども、まだ決定していないというふうに考えております。

そこで、先ほど教育長が答えてくださいましたこちらのトキの村元気館のほう、公民館には調理室はつくらないけれども、トキの村元気館のほうでキッチンの部分の出入り口を特別に設けて、それで面積を拡張する。そこで、私は、ざくっとでいいのですけれども、幾らぐらいかかるのかなということが気になっているのですが、わかりますか。トキの村元気館の改修費。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

猪股庁舎整備主幹。

○庁舎整備主幹（猪股雄司君） ご説明いたします。

トキの村元気館の改修につきましては、以前利用者団体の説明会のときに案を一回お示しをさせていただきました。その中で、スペースの問題等まだ詰め切れておりませんので、今現在また業者も含めてどういった形がいいかということで再度見積もり等、平面計画のほうを検討しておる段階でございまして、まだ金額ほうが出ておりません。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

渡辺慎一君。

○9番（渡辺慎一君） それでは、公民館の中の器具備品も、公民館の場合には合併特例債使えるわけですが、その部分も中に入れるものは、器具備品は合併特例債使うつもりであったかというのが1点。

それから、先ほど答えていただきましたトキの村元気館のほう、ドアをつけ直して面積を拡張する。そうすると、かなりのものがかかるのではないかと思いますのですが、ざっくりでいいですが、そのところをもう一回。このくらいはかかるのかなという予想でもいいです。それで、それが後あのときこう言ったではないかみたいなことは言いませんので、わかりましたら教えてください。

○議長（岩崎隆寿君） 答弁を許します。

児玉教育長。

○教育長（児玉勝巳君） 要望のあった器具等につきましては合併特例債の対象にはならないということで

ありますし、それから入り口のところを新たに設けてというようなところでご説明させていただきましたが、器具のその置き場所等が都合が悪いと、狭くなるというようなご要望がありまして、それを広げるためには壁を取り払わなければならないというような事情がありまして、今それを業者のほうに見積もりをかけているという状況でありまして、大まかなところを今お答えできないということであります。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

渡辺慎一君。

○9番（渡辺慎一君） これだけかかわっているわけにはいけないので、私の意見だけ述べさせてもらいますけれども、片や器具備品が合併特例債は使えないとしても既に設計が決まって要望が出ている。それ器具入ってなかりが設置されようが、金額にカウントされているかどうかという問題も実際にはあるのですが、こちらは器具備品、合併特例債使えなくても既に建築が決まっている。それをわざわざ設計変更して、トキの村元気館の非常に使い勝手の悪い、使い勝手が悪いというのは地域の人エゴでも何でもないのです。あそこは既に県の過去には持ち物であって、それから今佐渡市が管理していると思いますけれども、佐渡市が管理、片や公民館の場合には公民館に直にお願いに行けばいいのですが、あそこは佐渡中からお客さんが集まってくるわけです。キッチンを使わなくても全館使用とってなっている場合には地元の人が使えないということでございますので、それと先ほどの費用対効果、1,000万円だ、2,000万円だということになると、そっちは合併特例債使えないわけですから、市長の言われる費用対効果というような、さんざん今まで言っておるわけですが、そういうところにも矛盾するかと思いますので、一応そのことだけ述べておきます。

次に移ります。土木費に関してですが、これは私のところに市民の方が来られまして、「何か工事でもおくらしておるんだねえんだかや。佐渡の景気は悪いな」と言ってきました。これを見いということでもって、この表のもとになっているのが「市報さど」11月号、これの1枚表紙をはぐりますと、これは平成28年度上半期の財政執行状況というのが出ております。金額で予算額と執行額が載っております。それをパソコンで割り返したものがこれなのです。先ほど前年と比べてもそんなに大した違いはないのだというようなことを言っておるわけなのですけれども、これはそうすると年度末といいますか、あれ出納閉鎖というのですか、5月の、それまでにはきちっとこれがほぼ100%に近い執行率になるのかどうか、その点だけ教えてください。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

清水建設課長。

○建設課長（清水正人君） ご説明します。

その「市報さど」のものにつきましては、9月末の支出額の執行状況でございます。今先ほど市長の答弁にありましたが、59.2%というのはあくまでも土木費の発注状況を示したものでございまして、繰越を含んだ中で考えていきますと、100%までいきませんが、一定程度、80%程度の執行率になるかというふうに考えております。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

渡辺慎一君。

○9番（渡辺慎一君） 80%とかと言いましたが、限りなく100%に近くなるのではないわけですね。もう

一回答えてくれますか。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

清水建設課長。

○建設課長（清水正人君） 未契約繰越等々ありますので、今おおむね80％と言いましたけれども、最善を尽くして100％に近い数字で発注したいというふうに考えておりますが、用地交渉等々がいろいろと重なると場合によっては未契約繰越という状況になりますと、発注しないで、新年度に向けて発注する場合がありますので、そういう表現させていただきました。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

渡辺慎一君。

○9番（渡辺慎一君） 先ほどの5月に出る出納閉鎖ですか、そのときに何％になるかというのと不用残がどのくらい出るかというところを楽しみにして待っております。

次に移ります。佐渡乳業のプラントの老朽化であります。私の資料にも書いておきましたが、非常に古いプラントになって、いつ何が起きるかわからないというようなところまで来ております。私の説明資料のところにも書いておきましたので、非常にこのものづくりといいますが、ここのところが崩れてまいりますと、生産者もおられますし、それから会社での雇用というか、そういう部分も問題になります。それから、酪農家というのは、この一番左下のところに書いてありますように粗飼料の供給の状況が70％とかと聞いておるのですけれども、こういう耕畜連携、それから努力してせっかくここまで来た佐渡チーズ等々、そういう安全、安心も含めましてブランドがせっかく構築されておりますので、私が調査した中では強い農業づくり交付金、これが3分の1という補助率なものですから、なかなか思うほどの経営計画が立てられないということでございますので、どうかひとつ市長のそれこそ得意な言葉の合わせわざでもちまして50％ぐらいになるように努力していただきたいのですが、市長、いかがでしょう。

○議長（岩崎隆寿君） 答弁を許します。

三浦市長。

○市長（三浦基裕君） 今議員ご指摘の乳牛プラントにつきましては、これまでもJAの経営管理委員会会長及び理事長等々とも常日ごろからこの件について互いに検討、協議を続けさせていただいております。

また、国あるいは県に対してももろもろの補助、費目も含めた相談をさせていただいておりますし、その辺で最大限市としてもこのリニューアル完了に至るまでの支援、努力は工夫も含めて一緒になってやっていく予定で今協議させていただいております。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

渡辺慎一君。

○9番（渡辺慎一君） よろしくお願いたします。

今度は、こちらのところに掲げてあります、皆さんの資料では説明資料1のAの1、そこのところを、これはこの資料で質問しようというのではなくて、午前中から藤木副市長もお答えになっておりましたが、冒頭そちらの演壇席のほうから私が言いました。ちょっと老眼鏡をかけても見えないのですが、図1ですか、一番右の赤ちゃんが風船を持っている、そこの部分の一番下、温泉問題等で9万円、100万円というのがあるのですが、まさにこれは何かどこかで聞いている言葉と全く同じだということで、この借金だけ

を強調するマスコミ、実はここには、これは古いのは2014年で1,172兆円、国民1人当たりに直すとさっき830万円というのは、2016年、ことしの8月発表の6月時点でのものであります。1,172兆円から1,053兆円にまで減っているわけですから、とんでもない減らし方をしているわけでありまして、それからこれは2014年の、このはかりみたいになっているバランスシートですか、こちらを見ますと借金が1,172兆円ですが、実はこのところは純負債というのは492兆円、それから純資産と書いてありますか、680兆円、これでバランスがとれておるわけです。国の場合にはこういうことになっておりますし、2014年度末が680兆円でありますけれども、前年対比で27兆円増になっております。図2のほうは、政府も国民もお金持ちということで、G7での各国政府の金融資産の比較でありますけれども、日本は断トツの1位であります。それから、図の3の場合には、日本は世界最強の金貸し国ということでもって、最低はアメリカ。ちょっと老眼鏡をかけても字が見えません。一番左の黒いほうです。右上のところが日本、断トツであります。香港、中国足しても日本には及ばないということで、真ん中の図の下ですか、個人資産も非常にふえている、政府も断トツであるということで、国は金がないわけではないのです。政府は黙り決め込んだほうがいいのです。税金をたくさん取らなければいけない、消費税も上げていきたい。そういう意味では、マスコミががんと国の借金はこうである、そして流動性のある現金、預金、有価証券等でしょうか、金融資産が80%を占めておりますから、非常に流動性のある資産を持っているわけでありまして。マスコミは、必ずこの借金の部分を出します。でも、国民は債権持っているものであって、債務は持っていないです。ただ、こういう書き方をするということの説明のためにこれを引っ張り出しました。

次に、これは質問のあれではなかったもので、この質問のところに入ります。Bの1です。私は、皆さんから市税を1人9万円しかもらっていないけれども、借金を割り返すと100万円であるというのは、新穂湯上温泉の説明会のときに藤木副市長から聞きました。11月9日には、長い説明ではありませんでしたけれども、市長からもこの9万円、100万円の話を知りました。そこで、先ほど藤木副市長は、基金といいますか、貯金といいますか、郵便局とどこですか、農協あたりは貯金と言いますし、銀行あたりは預金と言いますが、要するに預貯金の分、その部分を言わなかったのは申しわけなかったみたいな感じでしたけれども、温泉のときに言った言葉の真意はどこにありましたか。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

藤木副市長。

○副市長（藤木則夫君） ご答弁申し上げます。

何度かお話ししておりますけれども、市税の額、それから市債の発行額残高ということは端的に市の財政状況をお知らせするというお伝えしているものでございまして、他意はございません。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

渡辺慎一君。

○9番（渡辺慎一君） 私は育ちが悪いので、このように聞きました。「あんた方の稼ぎ悪いもんだから、税金は9万だ。借金割り返せば100万円もあるんだ。おめえたちの要望をみんなみんな聞いとったら市の財政はもたぬ」というふうに聞こえました。

〔「そう言うたんです」と呼ぶ者あり〕

○9番（渡辺慎一君） そう言ったのですか。市長も9万円、100万円のことを言っていますけれども、庁

舎問題で、ただの数字を言われただけなのですか、それとも育ちの悪い先ほどの私のような考えも腹の底の底の底の底のところにおりみたい、そういうこともあるやもしれないと思うか、その辺のところをちょっと聞かせてください。

○議長（岩崎隆寿君） 答弁を許します。

三浦市長。

○市長（三浦基裕君） 人によって疑り深さの度合いも違うと思いますので、受け取り方はさまざまだと思います。ただ、私庁舎説明会のときにこの9万円と100万円という数字を出させていただいたのは、そのとき質問の中でも一体今佐渡はどのぐらいの借金を抱えているのだという質問をいただきましたので、税金が純粋な直接税の税金とトータル1人当たりの負債ということで答えさせていただきました。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

渡辺慎一君。

○9番（渡辺慎一君） そこで、財務課長にお聞きしたいのですが、同じ「市報さど」もことしのこの9月の分の上半期の部分、11月に出たものと昨年と同じものを、Bの1の上がこういう表記、間違っているのかちょっとよくわからない、平成28年9月、それからその下が平成27年9月というふうに書いてありますが、98万円が100万円、37万円が41万円。98万円から100万円になるのは、人口が1,000人減っているものですから、借金総額はそんなに変わらないのですけれども、ちょっと違う。しかし、左のところを計算してみてもぎょぎょとしました。37万円から41万円ではなくて、ちょっと待てよと、221億円から237億円の市の貯金、基金と書いてある。これの差が16億円差というのは、財務課長、何ですか。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

池野財務課長。

○財務課長（池野良夫君） ご説明いたします。

平成28年9月と平成27年9月で約16億円増ということでございますが、これにつきましては当初予算編成時には、その年に災害等が発生する見込みがありますので、保留財源として約10億円ぐらい見て予算を立てます。それで、平成27年度につきましては、大きな災害が一つもございませんでした。なので、それについてはその保留財源がそのまま残っている、それを基金に積み上げたということがございますし、あともう一つは平成26年度決算で繰越した分、お金が余った分がございしますが、その半分を財政調整基金に積み立てなければいけないというのもございまして、その辺を足しますと約16億円ということでございます。

以上です。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

渡辺慎一君。

○9番（渡辺慎一君） これは、三浦市長になったものだから16億円ふやしたわけではないですよ。ことしなったばかりですものね。池野財務課長、そしてその前の財務課長、大変あなた方は偉いです。費用対効果だなんてみみっちいことを言って、それで何もできない市政運営よりも、財布を預かって必死に比率を見ながら、災害があったときには10億円ぐらい要る、そして2年間は災害がなかったけれども、ここに入れたものが16億円。お金がないわけではないですね。今度財務課長をやった方が市長になられたほうが

いいのではないかと思いますのですけれども、次に話を移します。

Aの2、有利な起債利用は錬金術である、私なりにちょっと書いて、市の財政の運営と企業とはちょっと違うので、両方こんなイメージかなということを書いてみました。それで、中ほどの四角でございますが、普通企業の場合には耐用年数にて経費処理をする。例えば100万円のものを、車を買いました。定率法、定額法ありますが、わかりやすく言うために軽の箱バンを、100万円の車を買いました。5年で償却いたしますといたら毎年年間20万円ずつ、年度途中だったら、半年だったら20万円の2分の1というような計算で、お金は出ていかないのですけれども、帳簿上、上の収支報告書のところで経費処理をします。緑で書いてあるのは、非常にお金がある人が、現金をたくさん持っている人が建物を建てたり、店をつくったりといったときには、現金でいきますから、緑の線を引っ張った関係ですから、減価償却、法定耐用年数によって経費処理をした場合には緑が下のほうにたまっていくと思います。合併特例債、これは現金ではなくて、今回の場合には合併特例債の有利なものを使ってということで赤の関係で示してあるのですけれども、これをちょっと右の図で、例えば利息ともに1億円プラス利息分というふうに赤い矢印で返したときに、日の丸のところから元利合計70%の交付税措置というのはどのくらいの期間を置いて借金返したときに市のほうに入ってくるか、財務課長、教えてください。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

池野財務課長。

○財務課長（池野良夫君） ご説明いたします。

合併特例債を借りて、その元利償還金のときに、それについて70%の交付税措置があります。それがいつ国から来るかということだと思いますけれども、それについてはことし合併特例債を借りましたと、来年から元金と利子を支払っていきますということになりますと、毎年合併特例債で幾ら金融機関に返しますよと、その返す金額に対しての70%をその年の地方交付税の基準財政需要額に計算されて、その年に交付税として入ってきます。毎年毎年そうやって償還が終わるまで70%分国から地方交付税として入ってくるということになります。

以上です。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

渡辺慎一君。

○9番（渡辺慎一君） そうすると、私の例え話というか、解釈でいいか、間違いかどうかだけを指摘していただきたいのですが、例えば9月と来年の3月というような、あるいはこの後迎えるとなると3月と9月、年2回1億円プラス利息分返すとかといって、そういう場合に、その返済利子と元金を銀行に返してからまず1年以内に入ると思えばいいのですか、それとも返したと同時にその70%が1カ月とかで返ってくるのですか。そういうことはないのですか。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

池野財務課長。

○財務課長（池野良夫君） ご説明いたします。

交付税が交付されるのは、年ちょっと、4回だったかな、に分かれて入ってきますので、その中で入ってきているということでございますので、その借金を返した後に入ってくるとかということではなくて、

国から交付税が交付されるということでございますので、借金を返したから後で返ってくるというものはなくて、その年度中に交付税として市の財布の中に入ってくると、そういうことでございます。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

渡辺慎一君。

○9番（渡辺慎一君） 普通の例えば事業をやったりする者にとっては、この青い四角で書いてあります元金と利子合計70%交付税措置ということでもって、これは合併特例債を想定して書いているのですが、こういうものは普通世間にはないわけです。例えば3万円返したら、ちょっと待てば2万円返ってくる。すごいですね。私にも1,000万円ぐらい何か借金させていただきたい。非常に有利なものが、今回これ合併特例債ですけども、たくさんこういうものがある思うのですが、こういう交付税措置されるもの、今回は合併特例債は70%でありましたけれども、ほかに例えば100%とか何か条件のもっといいものとか、もっと悪いものはどのくらいとかというのがありますか。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

池野財務課長。

○財務課長（池野良夫君） ご説明いたします。

あと辺地対策事業債というのがございまして、それは80%でございます。あと過疎対策事業債というのがありまして、それが70%。あと50%ぐらいのもあるかと思うのですが、私今ちょっと承知しておりません。

以上です。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

渡辺慎一君。

○9番（渡辺慎一君） 私も基金のリストをもらったのですが、なかなか名前も覚え切れないぐらいたくさんもありますし、あれですが、これって今財務課長が50%ぐらいのは知らないということは、有利なもの、有利なもの、有利なものということで佐渡市のために頑張ってこられた。これざっくり割り返すと大体どのくらいのところかというのをパーセンテージわかりますか。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

池野財務課長。

○財務課長（池野良夫君） 今の借金に対して交付税措置がどのぐらいあるかということですが、約70%交付税措置されているというふうに計算しております。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

渡辺慎一君。

○9番（渡辺慎一君） あなたはやっぱ偉いです。

Bの1、9万円、100万円の問題です。あなた方からは、市税で9万円しかもらっていないけれども、借金の額を割り返すと100万円。それはそうですね。返ってくる分入っていないです。そこに一人頭41万円の貯金があります。100万円ですから、今の答弁からすると70万円。111万円ですか……違う。ちょうど11万円それこそ多くなる。基金が多くなる。そういうふうな考え方できますでしょうか。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

池野財務課長。

○財務課長（池野良夫君） ご説明いたします。

理論的にはそういう考えになると思います。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

渡辺慎一君。

○9番（渡辺慎一君） ということは、一番最初の国の話に戻ります。政府は、あえて日本は世界一の金持ちだとか、4年間で個人資産が200兆円増加しているというようなことを、そういうものをマスコミ書かないで、この一人頭に直した国民1人当たり幾らの借金かということを強調しているわけです。例えの話ですけれども、銀行からしますと、私が貯金ゼロで、借金が1億円あるとします。Aさんは資産を、特に金融資産を、流動性の高い資産を1億円持っていて、1億円の借金があるとします。私は、貯金がなくて1億円の借金。同じ1億円。あいつら1億円も借金あるのだ、あのやつ仲いいなといっても、銀行に信用があるのは資産1億円持って1億円の借金持っている人のほうが信用が高いと見ます。そして、国も金がないわけではないのです。佐渡市も特別会計とかいろいろありますけれども、案じるところもありますが、ここだけを見ると非常に健全財政だと言えるのではないかなと思うのですが、財務課長、これどうですか。ちょっとこの歳入歳出、基金、市の貯金の分と市の借金の分、これを見たときに危機的状況ですか。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

池野財務課長。

○財務課長（池野良夫君） ご説明いたします。

今の話からいけばそういうふうにも言えますけれども、今後どういうふうになるかもわかりませんので、やっぱりこの市の負債額というのは、交付税措置があるということですから、金額的には大きいのかなというふうにはちょっと感じております。

以上です。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

渡辺慎一君。

○9番（渡辺慎一君） 時間の関係もありますので。11月9日、本庁舎説明会に市長が質問された市民の方に、上のほう、「一番問題なのは実質公債費比率で佐渡市の場合は？.？.？位かな…。このラインを超えないように財源の工面をしたい。夕張は25%で破綻になった」と言われておりますが、財務課長、実質公債費比率はどれだけで、夕張は何%であったか教えていただけますか。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

池野財務課長。

○財務課長（池野良夫君） ご説明いたします。

佐渡市の平成27年度の実質公債費比率は13.2%でございます。今夕張はどうかということでございますが、夕張市は平成27年度決算に基づいては76.3%ということになっています。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

渡辺慎一君。

○9番（渡辺慎一君） これ今財務課長が13.2%、平成27年度末決算でという。夕張は76.3%でしたか。こ

れは、その赤い線引っ張っているところ、一番問題になるのは実質公債費比率、佐渡市の場合幾らというのを多分うっかりと間違えたのだと思うのですが、覚えていらっしゃいますか。

○議長（岩崎隆寿君） 答弁を許します。

三浦市長。

○市長（三浦基裕君） そのときは16%強という数字を言ったかと思います。これは、表現的に実質という言葉を私使ってしまったところは間違っていたと思います。平成27年度の決算歳出の中にある公債費の比率16.3%、その部分を言おうとして実質という言葉、2文字をつけたことは間違いだったことは認めます。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

渡辺慎一君。

○9番（渡辺慎一君） 公債費比率程度のことで16.8%と言ったならば、おやっとは私思わなかったのです。佐渡テレビに行きました。2,000円で買ってまいりました。下のところには、このDVDに落とした1から5まであるのですが、これの何分何十秒というところにこれが映像と市長のお声が残っております。そのときに、一番問題なのは実質公債費比率で、佐渡の場合は16.何がし、16.8%かな、と言っております。これは、どこかできちっと訂正したほうがよろしいのではないかと思いますのですが、いかがですか。

○議長（岩崎隆寿君） 答弁を許します。

三浦市長。

○市長（三浦基裕君） 実質公債費比率の実質という言葉を使ってしまったもとなった数字が平成27年度の公債費比率であったというところの部分で言えば、実質という2文字を使ったことについては先ほど言ったとおり間違いだったとおわびするしかございません。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

渡辺慎一君。

○9番（渡辺慎一君） 私が市長に申し上げているのは、議会に謝ってくれとか、間違えましたと言えとか言っているのではないのです。そこに来ている市民がいるし、そして佐渡テレビの映像と音声は佐渡じゅうに出ていることに対して、どこかできちんと訂正をなされたほうがよろしいのではないですかということを言っているのですが、どうですか。

○議長（岩崎隆寿君） 答弁を許します。

三浦市長。

○市長（三浦基裕君） お答えいたします。

今度近く、例えば佐渡テレビで言いますと佐渡テレビ等のインタビューも受ける予定でございます。その辺の中で訂正部分はしっかり伝えられればと思います。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

渡辺慎一君。

○9番（渡辺慎一君） その下のほう、これも市民の問いに対して、「30億のうち21億円が返ってくると言っても国から●●●●に払ってくれるのであって、佐渡市にビター文入ってくる訳ではない」、誤解のないようお願いいたしますということを言っているのですが、記憶ありますか。

○議長（岩崎隆寿君） 答弁を許します。

三浦市長。

○市長（三浦基裕君） その部分につきましては、21億円が佐渡市に返ってくるわけではございません、それは全部建設費のための30億円の事業費の中のお金として国から建設事業者、そちらのほうにお金が行くだけで、21億円が佐渡市に返ってくるわけではございませんというお話をさせていただきました。ただ、ここでちょっと前提でお伝えしておきたいのは、このとき質問なさった方、議員もよくご存じの方だと思いますが、30億円のうち21億円が国からプレゼントされるのだから、その21億円を福祉や子育て、厚生に全部つぎ込めばいいでしょうと、そうすればいいではないでしょうかという質問がありましたので、いや、そういう意味ではなくて、21億円は建設事業費として、表現として建設事業者に渡ると、直接渡るというふうに受け取られた部分があったとすれば、それは誤解を招いたところはおわびするしかありませんが、わかりやすく伝えるためにその21億円というのは建設事業費として全部自動的に右から左へ行くお金であるので、佐渡市としてほかに使えるお金がびた一文入ってくるわけではないという意味で答えさせていただいたものです。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

渡辺慎一君。

○9番（渡辺慎一君） 皆さんの資料だと、資料1のAの2です。建物を建てて、契約して、市が借金するのは金融機関なのです。市が借金して。金融機関から金を借りて、それで市が建物を建ててくれた業者に金払うのです。私が質問しているのは、「30億円のうち21億円が返ってくると言っても国から●●●●」というのは市長、建設業者に払ってくれるのであって、「佐渡市にビター文入ってくる訳ではない。誤解なきようお願いしたい」というのあるのですが、これはやっぱり違うと言っているのですか。私は、市長の言っていることを書いているのですが。

○議長（岩崎隆寿君） 答弁を許します。

三浦市長。

○市長（三浦基裕君） 極力わかりやすく説明するつもりで言わせていただきました。その意味で言いますと、国から建設事業者ではなく、本来であれば国から建設事業費、そちらのほうにお金が行くだけと言うべきだったかもしれません。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

渡辺慎一君。

○9番（渡辺慎一君） 今音声流しましょうか。議長が許可をくれるならば。このように言っているのですよ。30億円のうち21億円使えといっても、21億円は国が建設業者に払う、佐渡市に金が入ってくるのではないと言っているのですが、これは交付税措置される分ですよ。違いますか。

○議長（岩崎隆寿君） 答弁を許します。

三浦市長。

○市長（三浦基裕君） ですから、今ほど言いましたように、表現の方法につきましては質問していただいた方に対して極力わかりやすい部分で説明しようということで、その21億円を福祉や子育てに全部使えますよという質問に対して答えるのをわかりやすくかみ砕いて説明したつもりの中の言葉が国から建設事業

者という言葉になってしまった、それが、わかりやすく言ったつもりですけども、建設事業者ではなく建設事業費というふうに言えば今渡辺議員ご指摘の部分の誤解はなかったかもしれないとは考えております。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

渡辺慎一君。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○9番（渡辺慎一君） はい。後ろの方が私に言ってくれております。合併特例債で、例えば3億円だったら2億円は先ほどの財務課長の話ですと交付税措置されるのです。佐渡市の一般財源のほうの歳入のほうに入ってくれば、お金には色ついていないですから、実際にはそれは基金に積もうが事業に充てようが、子育てに充てようが、何にでも使えるようになるのです。財務課長、そういう考え方は間違っておりますか、間違っていないですか。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

池野財務課長。

○財務課長（池野良夫君） ご説明いたします。

地方交付税については、地方の一般財源というふうに、固有財源というふうに言われております。ただ、借金の返済については、70%直充当というか、丸々それで計算して財政需要を見ているので、そこについてはやっぱり借金の返済に回しますのが一番かなというふうに思っております。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

渡辺慎一君。

○9番（渡辺慎一君） 3億円を返しました、2億円が佐渡市に入ってきました、その2億円にまた1億円足して借金返済することもできるし、その2億円のうちの1億円は基金に積み立てて、1億円は子育て支援に使いましょうっていいのでしょうか。違いますか。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

池野財務課長。

○財務課長（池野良夫君） ご説明いたします。

今渡辺議員が言うこともわかるのですが、それにはほかにまた財源がなければ、回すものがなければそれができません。佐渡市がそういう財源が確保できるかどうかということになるかと思います。

以上です。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

渡辺慎一君。

○9番（渡辺慎一君） 佐渡市の、これは単式簿記ではなくて企業会計にしたほうがよろしいのではないですか。さっき、ここのところはこういう企業会計でやると、金融機関からお金を借ります、形に変わりました、その形は法定耐用年数で割り算して、お金は出ていかないのですが、ここで経費処理、損金処理をします、それを借金返済に充てているのです。だから、私の商売人の考えというのはちょっと佐渡市のそういう財務の関係とは違うかもしれないのですが、こういうのはないですから、でもここに入ってきたものはさっき言ったようにどれに使っても、借金返済に、金がなければそれはどこから持ってこなければ

いけないですよ、でも金があればそれにプラスして借金返済しようが新しい事業をやろうが、基金とか、預貯金に回そうが、お金に色ついていきますか。それ法的に何か規制がありますか。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

池野財務課長。

○財務課長（池野良夫君） ご説明いたします。

今の話もそうなのですが、国から7割来たものをほかのものに使えば、ではその7割分をどの歳入を確保するのかということになります。トータルで見ても歳入を確保しなければ、借金も返せないし、福祉にもお金が回せないということになるかと思います。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

渡辺慎一君。

○9番（渡辺慎一君） 国も佐渡市も金がないわけではないのです。さっきの一番冒頭の話に戻りますが、あなた方からは9万円しかもらっていない、それは将来を考えれば少子高齢化で稼ぐ力が低下しております。特にことしからはそういう医療、福祉、介護、そして教育、そっちは市民の立ち位置からすると非常にこれからふえてくるものであります。農林水産業、それから商工業等、観光もそうですが、稼ぐ力がなければ当然苦しくなっていくのはわかります。しかし、ないわけではないですから、ここにどうしてもということになればどこからでも金は持ってこられるのです。色ついていないですから。

この話に戻りますが、市長は確かに、前後を見ましても30億円のうちの21億円が返ってくるといっても国から建設業者に払ってくれるのであって、佐渡市にはびた一文入ってこないと言うのですが、この7割というのは佐渡市に入ってくるのですよ。

○議長（岩崎隆寿君） 答弁を許します。

三浦市長。

○市長（三浦基裕君） 先ほど来言っていますように、建設業者に払ってくれるのであってというのは極力かみ砕いたつもりで言った部分でございます。逆に言いますと、先ほどの自由に使えると申しますが、例えば庁舎建設の30億円を合併特例債を活用しようとした場合、国に対して30億円の庁舎建設事業をするというものを合併特例債で認定もらうために、その30億円庁舎建設のための費用だということで国に申請するわけです。国としては、その庁舎建設の費用のうちの7割を交付するという考え方でありますので、でも一般財源として交付されるのだから、使い方はどうにでもなるということは事実でございますが、もし庁舎建設の総額のために借金をして、そのうち7割を国から交付していただいて返すという部分の前提のお金をほかのもの回すということは、自主財源がその分ふえていくということにもなりますし、であれば庁舎建設の30億円の起債というものはそもそも国に対するどういう申請だったのかというふうにもなります。その意味では、30億円で建てられる、今のような合併特例債が使えるから、9億円で建てられるのだと強調されてきましたが、であれば自由にほかのものに使ったら21億円はどこから出すのかというのが先ほどの財務課長の説明の中の意味合いだというふうに思っております。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

渡辺慎一君。

○9番（渡辺慎一君） 私は、合併特例債は庁舎建設等に使うしかできない、だから合併特例債を子育て支

援とか福祉やら医療に使えと言っているのではないのです。その借金返済をした7割が戻ってきたときには、そこには何々にしか使ってはいけないなんてことを、色もついていないし、わからないでしょうと。

さっき市長、しかも言ったではないですか、自由に使っていていいと。

○議長（岩崎隆寿君） 答弁を許します。

三浦市長。

○市長（三浦基裕君） 今おっしゃる部分はちょっと枕が違っていて、30億円の合併特例債でもらえる21億円を福祉だ何だに全部使えるではないかという合意……

〔「全部って言ってないでしょう。一部って言っているんだ」と呼ぶ者あり〕

○市長（三浦基裕君） 一部とは言っていないです。あのときのご質問は21億円を使えるではないかというふうにご質問がありましたので、いや、それはあくまでも建設事業費の部分の借金の中の返す材料でございましてということをかみ砕いて説明していただいたつもりでございます。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

渡辺慎一君。

○9番（渡辺慎一君） もう時間もないので、最後にちょっと述べさせていただきます。

何度も言っておりますけれども、実は国も佐渡市も非常に金が困っている状況ではない。有利な起債を上手に使うことが、さっきのように何か災害があったときには10億円ぐらい財布に入れておくのだということですが、それで平成27年度とことしの9月の時点で既に16億円ふえている。たった1年で16億円ふえているわけです。市長に申し上げたいのですけれども、縮小均衡、縮こまり政策はだめです。それから、言っていることとやっていることがちぐはぐです。きょうはこの資料の真ん中のところには触れないでくれというので触れませんが、サラリーマンの根性ではだめです。どうか上手な、有利な起債を使いながら、これまで若い人たちが要望してきたようなものに、全部ではなくて、9億円であつたら21億円の半分でもいいし、3分の1でもいいのです。そういう若い人たちとか女性、それから市民の暮らしを向上させるものに役立たせてください。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（岩崎隆寿君） 以上で渡辺慎一君の一般質問は終わりました。

ここで、10分間休憩いたします。

午後 4時03分 休憩

午後 4時13分 再開

○議長（岩崎隆寿君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

荒井眞理さんの一般質問を許します。

荒井眞理さん。

〔7番 荒井眞理君登壇〕

○7番（荒井眞理君） 無会派の荒井眞理です。通告に従って質問させていただきます。

大きい1つ目、男女平等社会の実現に向けた佐渡市の取り組みについてです。佐渡市は男女共同参画計画を持っていますが、この計画の中で男女平等社会をどのように実現しようとしているのでしょうか。私

は、相変わらず佐渡の中には男女差別の意識が色濃く存在していると感じています。

1つ目、保育、幼児教育における男女平等についての方針と現状はどうなっているでしょうか。

男女平等社会の実現に向けた市の取り組みの2つ目です。島内の企業や事業者への佐渡市からの働きかけは、どのように成果を上げているのでしょうか。

3つ目、DV及び家族間暴力ゼロに向けた施策と現状は、佐渡市でどのようになっていますでしょうか。

今度大きい2つ目、佐渡市が市民の信頼を得るための取り組みについてです。その中の1つ目、市民の税金が原資である補助金が約束どおりに使われない場合でも返還せずに済むのか。前市長、前副市長、元議長、前議長、現職議員といった公人、そして佐渡市の公共工事に入札する建設会社が複数かわり設立された株式会社佐渡しままーとが受けた補助金300万円と佐渡市も出資している株式会社両津TMOへの家賃滞納80万円の支払い、返還について、会社廃業とはいえ、その道義的責任にどのような決着をつけるのでしょうか。

佐渡市が市民の信頼を得るための取り組みについての2つ目の今度質問です。ビッグフィッシャー事件となった離島流通効率化事業は、9月に佐渡島水産株式会社の社長が裁判にかけられたということですが、水産加工は計画どおりに進められているのでしょうか。実績はどうなっているのでしょうか。あるいは、一刻も早く事業をやめたほうがいいのではないのでしょうか。

佐渡市が信頼を取り戻す取り組みについての3つ目の質問。市職員による不祥事が相次いで3件起きています。市としての不祥事とめるための根本的な取り組みは何でしょうか。

大きい2つ目の4つ目の質問です。9月議会で宿題となりましたが、昨年度の補助金不正受給問題の法的解決に向けた取り組みの進展はその後どうなったのでしょうか。

次、大きい3つ目の質問。福祉、教育を大事にする佐渡へ。その1つ目、まずは市民の関心の高い佐渡市の温泉、入浴施設及び相川プールについてです。7カ所の説明会を行いました、それらを踏まえ、その後の運営方針をどのような組織体制で決めているのでしょうか。

大きい3つ目の2つ目、新年度から3園統合される金井統合保育園の保育計画及び安全について、保護者や地域住民の方々にその後どのような説明をしていますでしょうか。

大きい3の3つ目、学校図書館活動を充実させるための質問です。平成24年度新たな学校図書館図書整備5カ年計画が策定され、また平成26年に学校図書館法が改正され、学校司書が初めて法令に位置づけられました。佐渡市においては、昨年度から学校司書配置を始めましたが、今後もっと学校司書の稼働率を上げ、それに伴い学校図書館支援センターを設置し、正規職員を配置するべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

大きい3つ目の4番目、障害福祉に関する質問です。親になると、障害を持っているかどうかは関係なく、誰しも我が子を与えられて得る喜びは大きく、この子のために自分のことをおいても頑張ると人生観が変わるのは皆同じです。ただ、親自身が障害を持っていると、子育てに困難を感じる場面は多く出てきます。障害のある人もない人もともに住みよいまちづくりはどこでも取り組んでいることですが、実は障害を持つ方が親になることが日本の社会ではほとんど想定されていないのではないのでしょうか。ですから、佐渡は佐渡で障害を持つ親のための子育て支援制度の充実を図り、誰もが安心して子育てできる環境を整えるべきではないのでしょうか。

最後の質問になります。大きい4つ目です。世界的な気候変動や酸性雨の問題と佐渡の森林政策について積極的な展開を求めているお尋ねをします。さきの11月4日には、気候変動問題に取り組む新たなパリ協定が発効されましたが、日本政府はこれに乗り遅れています。佐渡は、気候変動や酸性雨の問題を自分たちの足元の問題として自主的に森林政策などに結びつけ、解決に向けた積極的な行動をとることが急務と考えますが、佐渡市のお考えをお聞かせください。

これで1次質問を終わります。

○議長（岩崎隆寿君） 荒井眞理さんの一般質問に対する答弁を許します。

市長、三浦基裕君。

〔市長 三浦基裕君登壇〕

○市長（三浦基裕君） それでは、荒井議員の一般質問にお答えさせていただきます。

まず、公立及びへき地保育園24園の生活発表会での男女別の演目についての状況についてです。今年度は、全341演目中46演目が男女別の演目となっております。男女別の演目は、特にお遊戯が多くなっておりますが、これらは園児の意思を尊重して決定したもので、初めから意図的に男女別の演目を選定したものではありません。今後も性別などによる固定的な意識を植えつけることのないよう注意を払いながら、子供たちの意思を尊重し、取り組んでまいりたいと思います。

男女平等社会の実現への取り組みについて島内企業や事業者への働きかけでございますが、7月に行われた人権展においてのパネル展示、10月の市民向けセミナー、ソフリエ資格認定事業などの実施に加え、現在女性が活躍するための体制づくりについて企業と意見交換をしており、いただいた意見を参考に来年度男女が平等に働ける体制づくりへ向けての企業アンケートを実施する予定でございます。また、DVにつきましては、県では女性福祉相談所がDV相談に対応しておりますが、その相談件数は年々減少傾向にある一方、佐渡市内のDVの相談件数はここ数年大幅に増加しております。そのため、市では警察等関係機関と連携しながら相談者の安全確保とその生活支援に努めるとともに、今年度から関係機関によるネットワーク会議を開催し、被害者支援に意識の共有を図ってまいります。

株式会社佐渡しままーとの設立及び物産館の営業を中止するに至る経緯につきましては、後ほど産業振興課長のほうから説明させていただきます。

続きまして、離島流通効率化事業についてでございますが、加工場施設の立ち退きに関する係争につきましては、この事業の行く末を左右しかねない懸念もあります。ただ、個人の係争でありますので、その推移を見守りますが、今後への影響は十分に考えられると思います。今後要綱や規則にのっとることはもとより、現在お願いしている外部監査の最終報告なども踏まえた上で総合的な対処をしてまいります。

続きまして、不祥事の再発防止策としまして、職員個々人に対する法令遵守の意識づけを再徹底する必要があります。それとともに、組織としても職員相互間の関係性の構築が重要であると考えます。職務上の信頼関係が構築できなければ、公務の内外を問わず不祥事を撲滅させていく環境はなかなかできないものと考えております。具体的には、係単位での職場内コミュニケーションを定例化、管理職員が職員一人一人とコミュニケーションをとるようにするなど、課内あるいは係内の風通しのよい職場づくりに努めてまいります。また、出先職場の職員に不祥事が続いていることもあり、現在副市長と教育長が手分けして少人数職場や施設等を直接訪問し、職員一人一人に綱紀粛正の徹底を要請しているところでございます。

相次いで発覚した不祥事を職員全体の問題として捉えるとともに、今後も管理職員を中心にしまして職員の緊張感の確保、コミュニケーションを図りながら市民の信頼回復に努めたいと思います。

次に、昨年度の補助金の不正受給者に対する市としての制裁ですが、市との契約に係る制裁基準としては地方自治法施行令第167条の4に定めがありますが、ここでの契約は有償双務契約を指していると解しておりまして、補助金には該当いたしません。補助金の不正受給に係る制裁を含め、支給基準は地方自治法第232条の2のみであり、そこでは市長の裁量ということになりますが、行政裁量の原則としては合理性を欠いたり、平等原則に反するといったことができませんので、そのあたりをしんしゃくしながら佐渡市としての基準を検討しているところでございます。なお、これまで立て続けに発覚した市の補助金の不正受給についての法的解釈ということに関しまして、その対応としましては不当に支給された補助金を含め、その全額が返還されております。さらに、刑事責任としての告訴が必要かどうかにつきましては、告訴に係る汎用規準を設け、運用しております。

次に、温泉施設の方針検討の体制についてでございます。重要課題を限られた期間に少人数で集中的に解決する際に用いるプロジェクトチームをこの7月に設置し、温泉施設のあり方や施設を存続させるための方策などを検討いたしました。また、温泉施設の所管が複数課に分かれていたため、行政改革課で総合調整を図るよう10月に体制を整えました。今後の施設運営の考え方につきましては、民間の経営力を生かし、経営効率の向上を図るために、温泉経営は行政ではなく民間で行うことを方針として改めて整理させていただきました。

次に、金井の保育園につきましては、来年4月の中興、金井新保保育園との統合に向けて11月に入園児の募集を行うなど、準備を進めているところであります。説明につきましては、今年度金井地区の金井、中興、金井新保保育園の保護者を対象に、7月21日と10月28日に意見交換会を行いました。また、来年3月にも新年度入園保護者を対象とした意見交換会を開催する予定であります。今後も継続して意見を交換する場は必要であると考えております。この意見交換会での統合後の保育計画、安全面についての説明は社会福祉課長のほうからさせますので、よろしくお願いいたします。

次に、学校司書の件につきましては、教育委員会から説明していただきます。

続きまして、障害を持つ親のための子育て支援についてです。平成25年度に要保護児童対策協議会が行った市内の児童虐待の検証結果によると、問題の背景として養育者の要因が最も多くなっており、障害の有無にかかわらず攻撃的、衝動的といった性格傾向、子供の発達を理解できない、育て方がわからないといった養育能力の問題が見られるケースが非常に目立っているとの報告を受けております。

最後に、気候変動対策につきましては、本市における自然エネルギーの活用とエネルギーの自給を高めるため、平成24年度に佐渡市地域新エネルギー導入促進計画を策定し、太陽光や水力発電などの新エネルギーの導入を進め、CO₂の排出抑制につなげているところでございます。また、化石燃料の燃焼に伴う硫酸化物等の排出が酸性雨の原因の一つと考えられており、新エネルギーの導入により化石燃料の使用を減らしていくことも酸性雨の対策につながるものと考えております。森林につきましては、CO₂吸収源としての役割を持っており、本市においても適切な保全整備を図るべく、造林や木材利用促進補助などにより、継続した保全整備の環境保全に取り組みたいと思っております。

以上でございます。

○議長（岩崎隆寿君） 答弁を許します。

児玉教育長。

○教育長（児玉勝巳君） 学校司書にかかわることについてご説明いたします。

平成27年4月1日に施行されました学校図書館法の一部改正で、専ら学校図書館の職務に従事する職員を学校司書と位置づけ、学校に置くよう努めることとされました。佐渡市におきましても、平成27年7月から各小中学校へ週1回巡回する勤務体制で7名の学校司書を配置しております。配置後1年を経過いたしましたので、各学校における実態を調査したところ、多くの学校現場が週2回程度の勤務を要望していることから、今後学校司書の適正配置につきまして前向きに検討していきたいというふうに考えております。また、学校司書を支援する意味で、学校図書館支援センターの設置や、それに伴う職員の配置についても研究課題としていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

市橋産業振興課長。

○産業振興課長（市橋秀紀君） ご説明いたします。

株式会社佐渡しままーとの設立及び物産館の営業を中止するに至るまでの経過をあわせて説明をしていきたいというふうに思っております。物産館の運営については、平成24年、当時の副市長から関係各課のほうに連携して進めるよう指示がございました。その後、平成25年に株式会社両津TMOの取締役会で当時副市長、取締役からトキの森公園物産館の設置について同社から佐渡市に提案することができるかというような説明がございました。同年、平成25年12月、株式会社佐渡しままーとが設立され、翌平成26年4月に物産館の営業が始まりました。平成26年4月に起業チャレンジ事業補助金について交付決定をし、翌平成27年6月に支払いをいたしました。翌平成28年度4月に株式会社佐渡しままーと側から事業の中止をするという突然の説明がございました。補助金の交付要綱の交付条件に反するため、補助金交付決定を取り消して、補助金の返還を、催告を続けております。今決着についてということですが、株式会社両津TMOの家賃及び佐渡市の補助金については、現在株式会社佐渡しままーとがまだ会社がございますので、弁護士に催告をしている状況でありますし、また株主等への説明も不十分ということで、弁護士を通して株主にしっかりと説明をしていただきたいということをお願いしておるところであります。

以上です。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

市橋社会福祉課長。

○社会福祉課長（市橋法子君） 私のほうから金井保育園についてのご説明をさせていただきます。

先ほど市長答弁ありましたように、7月、10月、保護者の方々と意見交換会を行ってまいりました。7月の意見交換会では、新園舎に移ってからの保育園の状況を報告をし、保護者からいろいろな意見、要望を承りました。また、10月の意見交換会では、金井保育園の保護者に対して今の園舎がどうなのかというようなアンケートをとった結果、それから交通量調査の結果、新年度に向けた通園バスの予定等についてご説明を行いました。また、来年度からの保育計画等につきましても、今の金井、中興、金井新保の3園の職員が協議した保育理念、それから保育方針等についてご提案をさせていただきました。安全対策等に

つきましても、保護者から非常に興味のあったことでございます。先ほど申し上げました交通量調査、これは9月26日から30日までの5日間ということで交通量調査をさせていただきました。その結果の報告、それから避難訓練の実施、避難場所の説明等につきまして、統合を前提としまして参加した保護者からは建設的なご意見をいただきました。

以上です。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○7番（荒井眞理君） そうしましたら、まず男女平等社会の実現に向けた佐渡市の取り組みで、保育園と幼児教育においての現状、先ほど341の演目中46が男女別だったと、そしてそれは園児の意思を確認したと。これは、私も去年もおととしもいつも言っているのですが、1回ゼロリセットしないと、自分の上の学年の人たちがやっているのを見て、ああ、自分もそうやるのだと、このすり込みがある限り自分の意思で本当にそれを選んでいるかどうかというのはわからない、ここのところはもう徹底的に保育士さんたちと話し合ってもらいたいと思います。保育園における男女平等意識の啓発、これをうたわれていますけれども、一体それ現場ではどうなっているのでしょうか。生活発表の男女別の出し物というのはゼロにできるはずなのです。ここのところをなぜゼロにしないのか、そこのところもう一回、子供たちが希望しているということもあるかもしれませんけれども、ご説明をお願いします。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

市橋社会福祉課長。

○社会福祉課長（市橋法子君） ご説明いたします。

先ほどの46ですけれども、私ども公立保育園、へき地保育園全てに今回の現状について聞き取りをしてございます。その中では、繰り返しになりますけれども、子供たちがこれをやりたい、こんなものを着たい、こんなことをやっていきたいのだということをやはり優先をしてやっている現状でございます。議員ご提案のまずゼロにということについては、私ども意識をして男女別ということではございませんので、ゼロというところが実現可能かどうかといえ、今子供たちの現状を考えるとゼロとするというようなことについては、保育園側にもまた提案はいたしますが、私、担当課長としましてはその部分については子供たちの意識を尊重したいというふうに考えております。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○7番（荒井眞理君） これは学芸会ではなくて、生活発表なのです。生活の中でどうしているのを発表するかということなのです。練習のとき、ではどういう練習の仕方するのですか。どうやって練習、声かけますか。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

市橋社会福祉課長。

○社会福祉課長（市橋法子君） ご説明いたします。

生活発表会での声がけというようなことで今拝聴いたしましたけれども、その場合ですと練習しようねというようなことで、私一度見に行ったときには年齢児ごとにやっているという保育園がどうございまし

た。そういった場合には、やはりみんなが集まりながら、ではこういう曲はどうというようなこととか、こんな曲があるのだけれども、何がよいというようなところが保育士からは声かけがあったというふうに認識しております。また、生活発表会ということで、その生活の部分ということで今ほど指摘ございましたけれども、保育園、子供たちの中には男児であっても赤やピンクの好みで服を着ていらっしゃる子供さんもいます。女児であっても濃い服を着ている方もいらっしゃいます。なので、そういった意味合いからすると、男児、女児というところをあえてこういった発表会の中で分けているというようなところは、私は保育園には見受けられないというふうに感じております。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○7番（荒井眞理君） 私も幼児保育の現場にいましたけれども、練習するときにはいらっしゃいます。そのときに、女の子の出し物だから女の子いらっしゃい、男の子の出し物なら男の子こっちいらっしゃいと、必ずそうなります。これが生活発表につながる。これが違うと私は思うのです。いかがですか。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

市橋社会福祉課長。

○社会福祉課長（市橋法子君） ご説明いたします。

私が確認というか、拝見した保育園では、そういったような声かけは保育士からはございませんでしたので、そういった実態があるかどうかは把握しておりません。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○7番（荒井眞理君） その把握していないところを今度把握して、それはこうなっていましたというご報告をいただきたいと思います。

そして、こうやって別にやらなかったら絶対に練習なんかできるわけないのです。女の子と男の子の曲をいっせいのせでばんと押すなんてことはないのです、こっちはこっち、あっちはあっちで必ずやります。これは想像すればわかることで、こういう現場をつくるということが男性と女性の差別の温床というのをつくるのです。これ幼児教育の現場でつくと三つ子の魂百まで、これは保育士さんたちもわかっていると思います。保育指針の中で男女を分け隔てしないと書いてありますから、このことをよく徹底的に現場で話し合ってもらいたいと思うのです。それお願いできますでしょうか。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

市橋社会福祉課長。

○社会福祉課長（市橋法子君） ご説明いたします。

本日の結果につきましては保育園の園長に確認をさせていただきたいと思いますが、私としては今年度も46演目あったというご報告させていただきましたが、各保育園の取り扱いがそういった形で行われたとは思っておりません。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○7番（荒井眞理君） 今自分の性が女性なのか、男性なのかということをはっきりわからないという人が

いるということがだんだん、だんだんはっきりしてきました。そういう人たちがみんな生きやすい社会、これって大事なだけでも、女の子はこれ、男の子はこれとやっぱり小さいときにばきっと分けてしまうと、自分は何でこの中で生きにくいのだろうというのがわからないで迷う、これが大人になってもずっとなのです。やっぱり人生の初めの段階でこういうステップを踏まない、これが大事だと。だから、保育指針の中に男女を分け隔てしないと書いてあると思うのです。ここのところは、しっかり保育の現場の皆さんで学んでいただきたいと思います。私は、来年はもう一度ゼロリセットでいていただきたいと思います。希望して、この件は終わりにいたします。

次は、島内企業、あるいは事業者への男女平等社会の実現の働きかけについてということです。何か年々いろいろな取り組みをしてくださっているなという手応えを感じています。感謝いたします。ところで、内閣府の分析によると、男性の長時間労働が少ないほど女性は働きやすいとされていますけれども、これはなぜだと思いますか。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

渡辺総合政策課長。

○総合政策課長（渡辺竜五君） ご説明します。

家庭内の男女の権利といいますか、男女の役割といいますか、そういうものがあるのかなというふうに聞いた中では考えております。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○7番（荒井眞理君） そうですね。女性にとって家庭の中で育児もやりやすい、そして仕事もしやすい、逆に言えば仕事に長い時間とられない男性が家庭で育児や家事がやりやすいと。ですから、男性の長時間労働が少ないほど女性が働きやすいと、これが内閣府が分析して出したものです。これは社会全体にとっても利益になると思われますけれども、どういう利益があるとお考えでしょうか。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

渡辺総合政策課長。

○総合政策課長（渡辺竜五君） 今私ども取り組んでいる内容から考えますと、やはり女性の方がずっと働き続ける環境というのは、キャリアアップも含めて新しい方をどんどん入れかえるような今までの仕組みと違いまして、地域全体、また企業の発展するということに非常に役割が大きくあるということがやはり今きちっと見直されているときでございますので、そういう点について私、企業、日本といいますか、国的に考えても非常に有益になるのではないかというふうに考えております。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○7番（荒井眞理君） ありがとうございます。女性のキャリアアップになりますし、それから男女ともに働ければ労働人口がふえる、それから夫婦で家事、育児を分担しやすく、そうすると子供を産み育てやすくなる、人口減少に歯どめをかけやすい、それから夫婦共働きで納税者がふえるといった社会にとってのプラスの利益が非常に大きいと。ということで、男性の長時間労働を少なくする、これが1つの社会を変えていく大きなポイントだということです。特に男性も育児休暇をとるようになってきているということ

が、これは国家公務員の中で男性の1割が子育てのために育児休暇をとっているということが統計で出てきています。男性の長時間労働が少なくなると子供の数もふえていく、このことは果たして、では佐渡市の職員、あるいは佐渡全体で共有されているでしょうか。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

渡辺総合政策課長。

○総合政策課長（渡辺竜五君） まだ佐渡全体というところでは、やはり広めるという点では弱いかなというふうに考えております。女性活躍推進法に基づく特定事業者の行動計画として、佐渡市、J A、社会福祉協議会、これにつきましては女性の働き方等を含めて方針を立てておりますが、まだそれ以外についてはそういう面で非常に弱いところがあると思います。そういう部分で、我々としてはしっかり企業と話し合いをしていきたいというところを今取り組んでおるところでございます。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○7番（荒井眞理君） ぜひどんどん進めていただきたいと思います。女性の職員も男性の職員もぜひまず市職員から育児休暇をとっていただきたいと思います。これは、やっぱり目標を掲げたほうが実現しやすいということは言われています。そういう環境で育つ子供たちは幸せだということもまた佐渡にとって大事なことだと思っています。

これで、市長、今まで提言したことないのですが、これからこのご家庭には子供が生まれるのだということがわかっている職員に、女性でも男性でも、楽しく子育てをするために休みとってもいいのだよということを直接市長から声をかけていただけるでしょうか。

○議長（岩崎隆寿君） 答弁を許します。

三浦市長。

○市長（三浦基裕君） 職員の配置されている場所もかなり散らばっていますので、全て直接声をかけられるかどうかというところでは全部、全面的なお約束はできかねると思いますけれども、育児休暇を取得する部分にとりづらさとか遠慮をしなければいけないようなムードを職場の中からなくしていくという環境づくりは一生懸命頑張っていかなければいけないと思います。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○7番（荒井眞理君） やっぱり市長の立場から言っていただくというのはすごく大きいことだと思います。これは、佐渡市の職員がまず率先してそういう空気をつくっていくことから佐渡島内全体の企業や事業者の空気も変わっていくかなと思います。新潟県は、前からハッピーパートナー企業の制度、またあるいは他の自治体も例えばいろいろ入札する資格を持っている企業などにいろんなアプローチをかけて、そしてそのアプローチが成功しているとそれをポイントにすると、そのポイントに応じて入札するときにもプラスアルファすると、こういうような仕掛けを持っているところがたくさんありますけれども、佐渡市もぜひこれをまねてつくっていただけたらと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

渡辺総合政策課長。

○総合政策課長（渡辺竜五君） それにつきましては、今将来ビジョンのほうでも島内で物品調達というこの大きな目標もございますので、その辺とあわせながらそういう面のメリットについても検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○7番（荒井眞理君） ぜひ男性の長時間労働を少なくすることで子供の数がふえるということを佐渡島内でも実現させたいと思います。

次に、DV及び家族間暴力がゼロになるようにということですが、このチラシをもらってください。このチラシは、セミナーの名前が「知らなかった...これがDV？DV・性暴力をなくしましょう」というチラシです。これは県からの委託事業で、佐渡市にも後援していただきました。11月28日に開催したのですけれども、このセミナー、これ市民に対するセミナーです。DV予防啓発事業です。これが佐渡市でこの類いのものが一般向け何回目か、どなたかご存じですか。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

市橋社会福祉課長。

○社会福祉課長（市橋法子君） ご説明いたします。

後援申請のときには、佐渡で初めて行われるというふうに聞きました。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○7番（荒井眞理君） 私もそれ知らないでこれを引き受けてやったのですけれども、びっくりしました。今まで一般向けにDV予防啓発セミナーってやったことがなかったのです、佐渡市で。今回これ初めてだったのです。それで、そのことがわかったので、タイトルを急遽「知らなかった...これがDV？」と本当に敷居を低くして、誰でもがこれを手にとって、来てもいいのだよというふうに工夫をしてみました。これチラシを配っていてわかったのですけれども、そもそもDVって何というところで質問が来ました。だから、ああ、これ持って歩いてとてもよかったなと思うのですが、DVって何なのかということを説明していただけますか。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

市橋社会福祉課長。

○社会福祉課長（市橋法子君） ご説明いたします。

配偶者からの暴力というふうに理解しております。

〔「恋人」と呼ぶ者あり〕

○社会福祉課長（市橋法子君） 配偶者、または恋人。事実婚を含むということで書いてございます。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○7番（荒井眞理君） ありがとうございます。やっぱり先ほどあちらからもDV、DVDと、こうなったように、やっぱり日常にないとこの意味がわからない。これで、この意味がわかっている市民のほうの実数は少ないかもしれないと今回チラシを配り歩きながら思いました。もっともっと知ってもらいたいと思

ったのです。これは、今回は県からの委託事業で民間で受けましたけれども、今度は佐渡市でぜひこの講演会開いてもらいたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

市橋社会福祉課長。

○社会福祉課長（市橋法子君） ご説明いたします。

相談件数も増加傾向にありますので、来年度計画を検討してまいりたいと思います。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○7番（荒井眞理君） ありがとうございます。実はこのセミナー終わったときにアンケートをとったのですけれども、そのアンケートの中に結構皆さんいろいろ書いてくださったのです。このセミナーを聞いて自分がDVに苦しんでいると初めて気がついたという方おられました。それから、この佐渡島内の方ではない講師だから、顔を見て相談してみたいという方もいらっしゃいました。終わってから講師の方に次回佐渡でセミナーするときには勉強を先にやって、その後自由に相談ができるという時間を設けなさいと、そのほうがいいですよと言われました。そういうふうに学びと相談セットにした、そのような講演会をぜひやっていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

市橋社会福祉課長。

○社会福祉課長（市橋法子君） ご説明いたします。

内容につきましては、また相談現場等々と協議をしまして詰めていきたいとは思いますが、一人でも多くの方が安心して相談ができる、それから生活できる環境を整える1つとしては有効策と考えます。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○7番（荒井眞理君） ありがとうございます。一人でも多くの方が安心できる、もう一種類セミナーを開いていただきたいのが、来た方の中には自分はDVの被害というのは多分身に覚えはないと、ただ自分の友達にたくさんいるので、そういう人たちのために何かしたいと思って来ましたという方がおられます。そういう支援者向けのセミナー、これもお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

市橋社会福祉課長。

○社会福祉課長（市橋法子君） ご説明いたします。

現在私どもで受けている相談自体がやはりご本人からのご相談が一番多くございます。今議員から教えていただいたような支援者の方々からという相談もゼロではございませんけれども、そういったお話がもしあるのであれば、現場のほうと相談をし、またご相談させていただけたらと思っております。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○7番（荒井眞理君） 多分相談窓口のほうもパンクするような状況だと思うので、少しでも多くの方が社

会の中に支援者としていうことで、ぜひ予算どりを頑張っていたきたいと思います。

次に、佐渡市が市民の信頼を得るための取り組みについてと株式会社佐渡しままーとの問題、株式会社両津TMOの問題です。法的責任はない、しかし道義的責任を果たす、この意味がわからない方がいます。9月議会以降私は何人もの市民から注文を受けました。電話やファクスやメール、面談とすごい勢いで、私は怒られたのです。こんなみんなが一体どの、誰がこのお金を返さないのかというのをみんな知りたいのだと、名前を言ったことが何でいけなかったのだと、私が何で怒られなければいけないのかというぐらい本当に多くの方々がこの問題に関心を寄せているということがわかりました。そして、市民が道義的責任を果たした前例があるではないかと言われたのです。これが道義的責任を果たした前例になるかどうか私も、ああ、そうかなと思うのですけれども、市長、副市長は前に相川で伝統芸能保存継承事業、ここでやわらぎの後継者をつくるというときに、これは負担金でしたけれども、不正受給事件があったということをご存じですか。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

伊藤副市長。

○副市長（伊藤 光君） お答えいたします。

詳細については承知しておりませんが、概要については存じております。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○7番（荒井眞理君） 済みません。世界遺産推進課長、この事業の不正がどんなのであって、また実行委員会がその後どのように責任をとられたのか説明していただけますでしょうか。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

安藤世界遺産推進課長。

○世界遺産推進課長（安藤信義君） ご説明をいたします。

平成24年度から始めました地方文化事業ということでございますが、公益財団法人東日本鉄道文化財団のほうと協力しまして、相川で伝統芸能の保存に当たるという部分で始めたものでございます。事業を実施し、実績を確認したところ、全くやっていない部分が見つかったということが発端で、いろいろ議論を呼んだところでございます。最終的に私どもの市から200万円の補助金、交付金を出させていただきましたが、そのうち事業を実施していなかった部分につきまして、その相当額につきまして返還のお願いをし、それを返還をしていただきました。その後、事業主のほうから残りの部分についても返したいという申し出があり、それにつきまして返納をいただき、全額を返還をしたということでございます。

以上です。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○7番（荒井眞理君） ありがとうございます。返還してくださいと言った額よりも多く、結局全額返してくださったのです。そして、それはもう二度とこんなことはやってはいけないと内部でも粛清をかけて、JRのほうにも200万円、佐渡市のほうにも200万円とお返しくださったのです。私は、こういうのがやっぱり道義的責任なのだと。法的には責任はないのです。だけれども、そのようにして果たしてくださった。

これ市民です、佐渡の。本当にきちんとしなければという気持ちが私は伝わってくるのだったと思っています。

今回株式会社佐渡しままーと廃業問題というのは、株主が不正を働いたと言っているわけではありません。株主の中には、市の何億円という公共事業を入札する、社会貢献をうたっている建設業者の方もおられます。しかし、産業建設常任委員会で報告書をまとめた、6月議会で、その中に求める道義的責任というのを理解してくださらないのであれば、議員全員協議会で長老議員も求められましたけれども、それぞれの株主から書面でこれは払えませんということを議会に示していただきたいのです。市長、いかがでしょう。

○議長（岩崎隆寿君） 答弁を許します。

三浦市長。

○市長（三浦基裕君） これまで家賃の滞納分については株式会社両津TMOを通じて、補助金の返還については市のほうから一応株主の方々にも何とか返済、返納の協力をしていただけないかという願いはしてまいりました。ただ、現状それぞれ考え方、皆さんそれぞれ全く一様な考え方ではございません。その中で、やはり今一番問題なのは、先ほど産業振興課長も言いましたが、毎月単位で督促は続けております。ただ、最終的にこちらから、向こうの弁護士さんを通じてですが、一生懸命お願いしておるのが株主、まだ会社解散宣言しただけで、解散しておりません。会社は存在しております。だけれども、閉店をするという宣言だけをしていると、その後動きがとまっているという状況でございます。ここまでまだその状況のまま進展していない部分につきまして、株式会社佐渡しままーと側に対してしっかり株主さんも集めての総会、あるいは説明会を開催して、その上で今後について明確なスタンスを示してほしいという願いをさせていただいておりますが、そこが現状お願いはしていても対応していただけない、ここが現時点での一番のネックになっていると考えております。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

荒井真理さん。

○7番（荒井真理君） 大変苦慮しておられるということはよくわかりました。しかし、市長の決断次第だと私は思うのです。株式会社佐渡しままーとは廃業になっても、株主がお金に困っているわけではない、ここははっきりします。佐渡市の何億円もの公共事業をとりながら市民の税金に数十万円返すことができないなんて、そういうことはない。これは、小学生だって計算すればわかることです。これは、例えば気持ちの問題なのです。さっきのやわらぎ事件のときもそうなのです。別に誰かが返しなさいと言ったわけではない、返さないと気持ちが済まないという気持ちの問題だったと私は思います。やわらぎの事件というか、結果的には事件という言い方をして失礼かもしれませんが、これもうまくいけばすばらしい事業のはずだったのです。しかし、かえって迷惑をかけてしまった、だからこんなことは二度としてはいけないという意思表示で全額を自主的に返還された。市民は、補助金を失敗してもいいから使ってくださいなんていう気持ちはないのです。この気持ちをまず市長もしっかり受けとめていただきたいし、これをしっかりと伝えていただきたいのです。これそのように改めてお聞きしますが、書面で払いません、払わないのなら払わないということを書面でいただきたい、だとしたら市長もやっぱり書面で出していただきたいのですが、出していただけますか。

○議長（岩崎隆寿君） 答弁を許します。

三浦市長。

○市長（三浦基裕君） 先ほどお願いしている部分につきましても、株式会社佐渡しままーと側に書面でお願いはしている部分でございます。株主の皆さんに対しては、これまで何回かに、複数回にわたって産業振興課長らが中心になってお願いには参りました。ただ、法的責任はない株主の皆さんに書面で督促請求依頼という、返済依頼ということは、形としてはちょっと違うというふうに感じております。あくまでも株式会社佐渡しままーとサイドが株主さん、出資者も含めてしっかり内部で説明をし合い、話し合いということが1つ。

もう一つは、先ほどのやわらぎの件と比べて1つ違うのは、この事業スキーム、市が主導した部分が非常に強いということもございます。それで言いますと、市としての責任も非常に大きい部分がある今回の問題発生の中のものとのスキームづくりではございます。そのところで言いますと、いわゆる株主さんの中でもいろんな立場で出資なさった、いろんな考えの中で出資なさった方々、それぞれその状況も多々違います。その辺を含めると、市の当時のこのまず株式会社佐渡しままーとそのものを含め、物産館の建設も含めて佐渡市が主導してスキームづくりをしたという部分もありますので、その辺の部分の市側の責任も含めて考えなければいけないものと思っております。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○7番（荒井眞理君） 市民の税金から出した380万円というのを大事にしてもらいたい、ここなのです。市が主導したスキーム、そうだと思います。だけれども、この380万円の原資というのは市民の税金であると、ここを大事に思ってほしい、このことなのです。もしこれを取り返せなかったら、こういうこともあったよという悪い前例をつくるのです。さっきのやわらぎの事件は、事件そのものは悪くても、お返ししてくださったやり方はいい、本当にありがたい前例だったと思います。今度は悪い前例をつくる。これは絶対に許してはいけないと思います。事業がうまくいかなければ廃業して倒産させればいいと、こういうシナリオをつくるわけです。こんな前例づくりは絶対に許されないと思います。そうですね、市長。

○議長（岩崎隆寿君） 答弁を許します。

三浦市長。

○市長（三浦基裕君） 基本的に会社がなくなったのだから払えない、ではさようならということではないと思いますし、特に今回は行政側も主導的な立場になって始めた事業スキームでございます。それについては、今後の、現状ではまだ解散していない株式会社佐渡しままーに対して徹底して催促、督促を続けていく、現状ではそれしかないと思いますが、それがその上でどうにもならない場合については、当時の市としての行政側の責任も含めて弁護士さんとも相談しながら、具体的にどんな方法論をとろうかということも考えなければいけないと思っております。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○7番（荒井眞理君） この市のスキームというところで、ちょうど佐渡市の監査委員からこの件に関して

株式会社両津TMOの監査報告というのが出ました。これを見せていただきました。監査委員の意見というものがついています。これは市長、ごらんになりましたか。

○議長（岩崎隆寿君） 答弁を許します。

三浦市長。

○市長（三浦基裕君） 監査委員の方から、見るというよりも直接その報告、説明を私自身が受けております。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○7番（荒井眞理君） この意見の中で幾つかおかしいなと思うことがあって、これをまた追及していかなければいけないのではないかとと思われるところが私も幾つかありました。市長は、そのあたり何か、どんなふうに理解しておられますか。

○議長（岩崎隆寿君） 答弁を許します。

三浦市長。

○市長（三浦基裕君） 指摘内容については、監査委員からの内容ほぼそのとおり、指摘だという部分を感じた部分が大きいです。ただ、この指摘の中で、株式会社両津TMOのほう、現状前副市長が辞任しましたので、取締役が1人欠員になっております。株式会社両津TMOの定款は、取締役3人以上が必要という定款になっています。その部分で、本来であれば佐渡市からもう一度取締役を出すということをやらなければいけないというご指摘も受けました。ただ、現状このほどの株式会社佐渡しままーとの解散宣言、破綻宣言を踏まえて、ある一定の今後の処理等々を含めた株式会社両津TMOの方向性も固めた上で市としては役員を出したいということを考えており、その間ちょっと、半年近い期間になりましたが、役員を出さずにここまで経緯しております。今月今度株式会社両津TMOのほうでそこの役員会が開かれますので、そこでは年度末での株式会社両津TMOの最終的な処理を含めた上で役員を出そうというふうには考えております。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○7番（荒井眞理君） 幾つかおかしいことが私もあるなと思っています。1つは、株式会社両津TMOの1,000万円を動かすというときに、その株式会社両津TMOにかかわっている3者の認識が異なっているというところなのです。1,000万円も動かすのに認識が違うなんていうことはおかしいです。それから、この1,000万円というのは、基本的には両津の市街地活性化のために使うものなのに、これを両津地区に限定する必要はないと佐渡市が考えた、こう報告されているわけです。これすごく強引だなと私は思ったのです。これは市長、どういう印象ですか。

○議長（岩崎隆寿君） 答弁を許します。

三浦市長。

○市長（三浦基裕君） トキふれあいプラザのあの駐車場のところを候補地として新しく物産事業を立ち上げるために、株式会社両津TMOの今言った部分、両津以外でも可能なように解釈変更をしたものだと考えております。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○7番（荒井眞理君） 一応ここでは主語佐渡市となっているのです。だけれども、佐渡市なんていう意思を持ったものはここに一応ないと思うのです。私は、この佐渡市といったときに誰なのかと。ここはやっぱり私は、先ほどから市のスキームとおっしゃっていますけれども、最も責任問われる誰かというところが出てくると思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（岩崎隆寿君） 答弁を許します。

三浦市長。

○市長（三浦基裕君） それについては、9月の一般質問時でもお答えさせていただいたとおりでございます。基本的には株式会社両津TMOがこの物産館建設するにつきましても株式会社両津TMOの経営サイドからはあくまでも市がやるということであるから、私らは静観するだけでしたという報告も受けております。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○7番（荒井眞理君） 何か1回物産館を公設公営で新穂でやろうという話もあった。しかし、それは議会が反対して、だめだと、そんなのは、といった経緯もあった。しかし、またやっぱり株式会社両津TMOのお金を使ってこの物産館つくろうとなった。何か非常に強引な意思というものが働いていたなと私は感じています。監査の方は、こういう状況を引き起こした責任は重大であると書いてあります。この重大な責任を負うのは誰だと理解しておられますか。

○議長（岩崎隆寿君） 答弁を許します。

三浦市長。

○市長（三浦基裕君） このスキームを組み上げる前提の組み上げ、このスキームづくりをした市サイドの当時の幹部及びそこに一緒にこのスキームづくりに参加した一部の株主だと考えております。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○7番（荒井眞理君） 私もこれもう急いで見たので、いろんな書類とよく照らし合わせていないのですが、このことについてまた3月議会でやりたいと思います。よろしくお願いします。

次に、ビッグフィッシャー事件となった離島流通効率化事業のことですが、三浦市長は一応ビッグフィッシャー事件のうみを出したいと言っているから、市民はこれを歓迎して応援しています。ぜひその姿勢を貫いていただきたいと思っています。

さて、佐渡島水産株式会社の社長が今係争中だと。これは、どういう内容のものなのでしょうか。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

伊藤農林水産課長。

○農林水産課長（伊藤浩二君） ご説明します。

市長申し上げましたように、個人間の係争でありますので、詳しいことは申し上げられませんが、裁判資料等は閲覧可能ですので、その趣旨だけということで、過去にあった家賃滞納により契約解除が有

効であるとして立ち退きが求められております。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○7番（荒井眞理君） もうピンチですよ、ピンチ。もうやめたほうがいい。国に対してどういう形でやめると言うのか、これまた頭の痛い問題だと思いますが、昨日私ちょっと気になった、同僚議員の質疑の中で昨年1月15日に佐渡島水産株式会社の社長に対して当時の市長が会いに行ったと聞きましたけれども、これ何の目的で会いに行ったのですか。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

伊藤農林水産課長。

○農林水産課長（伊藤浩二君） ご説明します。

まず、日付は昨年ではなくて、ことしの平成28年1月15日でございます。現在の事業者さんが事業をやる意思があるのかというのをはっきり確認することと、事業者さん仕入れ等で困っておるといような窮状を聞く中での今後の事業をやっていくということを双方で確認する話し合いでございました。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○7番（荒井眞理君） 私は、それは課長か担当者が行けばいいと思うのです。何でわざわざ市長が行ったのですか。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

伊藤農林水産課長。

○農林水産課長（伊藤浩二君） ご説明します。

事業者さんが市長に会いたいということも確かに言っておりましたし、課長でというお話もありますけれども、出れるときに市長が出ていただけるのは、私はこういう案件のときに非常に有効な話だと思っております。

○議長（岩崎隆寿君） 暫時休憩します。

午後 5時17分 休憩

午後 5時18分 再開

○議長（岩崎隆寿君） 再開します。

説明を許します。

伊藤農林水産課長。

○農林水産課長（伊藤浩二君） ご説明します。

私の調べ方、認識が足りなくて申しわけございませんでした。今ほど確認しましたら、議員懇談会の中で市長が私が自ら行って事業の継続については確認してくると発言されて、その流れで行ったそうでございます。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○7番（荒井眞理君） 同じことだと思うのです。課長で済むところを市長が行くというのは圧力でしかありません。なぜか。事業をやめられたら困ると市長が思っているからです。市長が行くのは有効です、その点では。社長がこの際水産加工の事業をやめまうと言ったら、本人の意思で、はい、ではいいですよと言いましたか。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

伊藤農林水産課長。

○農林水産課長（伊藤浩二君） ご説明します。

言いましたかという、これは逆質問になってしまいますね。例えばそれがやめまう、事業をやめまうという言葉が佐渡市の補助金等交付規則による事業の中止、廃止の申入書であれば、その状況によってすぐさまそれを認めるか、あるいは同じく交付規則にのっとって事業遂行の指示を出すのか、その辺の対処の仕方というのは変わりがありますけれども、やはり規則にのっとって対処をしていかなければならないと思います。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○7番（荒井眞理君） 違います。自由にやめてもらえたら困るのです。だから、やめられないように前市長は出かけて行って圧力をかけたのではないですか。前市長はやめさせない、この動きを私は、でも今課長の説明からすると、やっぱり市長がやったことは間違いだと思うのです。いかがですか。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

伊藤農林水産課長。

○農林水産課長（伊藤浩二君） ご説明します。

お答えになるかどうかはあれですけれども、圧力であったのかどうかという部分は、私は判断もお答えすることもできませんけれども、例えば先ほど議員もおっしゃられましたように補助金というのは公益に資すると認めたときに補助もしくは寄附ができるという規定の中で、当然確かに事業に失敗することもありますけれども、やはり最初は皆公益に資する、成功してほしいという形の中で補助金が支出されます。であれば、基本的な目的ですけれども、やはり当然補助金が有効に機能し、事業が継続されることを望むというのはまず第一義的な考えであると思います。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○7番（荒井眞理君） 成功したり、有効になる、これが一番いいことなのです。ところが、実態は真逆なのです。

では、もう一つの間違いと私が思うのは、水産加工の実績、ここに見られると思います。実績は一体何トンですか。目標は何トンだったのですか。実績は何トンですか。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

伊藤農林水産課長。

○農林水産課長（伊藤浩二君） ご説明します。

平成25年度が仕入れ53トン、出荷が14トン、平成26年度が仕入れが53トン、出荷が49トン、平成27年度

が仕入れが10トン、出荷が8.6トン。平成28年度のデータは届いておりません。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○7番（荒井眞理君） 目標は60トンだったのですよね。だけれども、それがどんどん減っていると。

それから、その中に何か学校給食に入れた分も入っているのですか。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

伊藤農林水産課長。

○農林水産課長（伊藤浩二君） ご説明します。

学校給食のも数度出荷されたというのは聞いておりますけれども、そこまで細分化されたデータではないもので、判明しておりません。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○7番（荒井眞理君） もう今の実績なんて全く評価に値しないと思うのです。まず、学校給食に入れたということ自体が、この離島流通効率化事業と、島の外に出すための効率化事業なのにどうして島内の学校の給食に出すのですか。これそもそもおかしいのではないですか。どうですか。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

伊藤農林水産課長。

○農林水産課長（伊藤浩二君） ご説明します。

誤解を恐れず言ってしまうと、一企業の営利活動でございますので、それをとめるということはおかしいことだと思います。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○7番（荒井眞理君） 本当に失礼なのですが、ちょっと笑ってしまいます。余りにも目的からずれ過ぎている。ずれ過ぎているのになお、ずれたことをやっても年間目標を達成できない。社長も責任とるつもりがこれなのです。この離島流通効率化事業としての責任をとるつもりがおりないのでしょうか。課長はわからないかもしれない。社長は。そういう責任とるおつもりなのですか。何か確認しましたか。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

伊藤農林水産課長。

○農林水産課長（伊藤浩二君） まず、施設等の譲渡契約書にこの補助事業を遂行するということが条文に書かれておりますし、また社長さんのお心の中は私推測することはできませんけれども、当然何ら、責任等は感じておられるというふうに思っております。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○7番（荒井眞理君） 何らかの責任を感じておられるとしたら、本当に申しわけないような思いです。破れかぶれです、もう。見ていて。それなのに前市長が加工をやめないでくれとわざわざ継続の圧力をかけに行ったというということなのですよね。前市長が行かなければ、4人も逮捕者が出た時点できっと何ら

かの責任を感じているという社長は加工事業をやめていたのではないですか。この前市長の責任を三浦市長はどうお考えになりますか。

○議長（岩崎隆寿君） 答弁を許します。

三浦市長。

○市長（三浦基裕君） 離島流通効率化事業でありますから、もともと離島の加工品を島外へも含めたビジネスモデルとして始めたものでございます。その意味で言いますと、現状ここで前市長の責任の度合い等々を私から、まだ外部監査も行っている最中なので、今この場では言うことはできませんが、ただあのような問題が起きて以降も含め、いろいろ目標の出荷量にも足りていないところも含めると、本来であればもう少し随時事業報告とか詳細にちゃんと報告させながら状況を見守る必要は本来あったのではないかなというふうには考えております。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○7番（荒井眞理君） 加えて、市民が聞きたいから聞いてくれと言われていることあります。これは、前市長一人だけの仕事ではないだろうと、市長に言われたからといって市役所の職員はこの事業は目的からずれている、市長、おかしいですよ、失敗しますよと言うことはできないものなのかと市民が聞いていますが、いかがですか。

○議長（岩崎隆寿君） 答弁を許します。

三浦市長。

○市長（三浦基裕君） この辺の補助金の申請から認定、さらに支給に至るもろもろのやりとりについては当然市長一人がやるわけではなくて、実務の人間が当然その処理等々もしたのは間違いのないと思います。ただ、それについてそれがイコール、何か今議員ご指摘の例えば共謀者的な感覚かどうかという部分で言いますと、いわゆる役割としての業務処理をした部分という部分もございますので、一概にどこからどこまでが責任を考えなければいけない、どこからどこはいわゆる業務命令によって行った業務であるというところの部分も含め、今その辺も、先日もちよっと別途お答えさせていただきましたが、外部監査の弁護士の方につきましては、内部の職員のヒアリングだけでなく外部の複数のヒアリングも行って、そのいろんな部分部分の言い分の大きな違いの溝がどこでどう食い違って、原因はどこにあるのかというものを今調べていただいているわけなので、1月にはその報告が間違いなく出てくると思います。そこまでは余り予断を持った言い方はちょっと差し控えさせていただければと思っております。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○7番（荒井眞理君） 市民の目には余りにも誰も彼もが責任とらない、無責任だと映っています。これもし会計検査院が検査に入ったら弁償責任を問われかねないと思います。この点についてはどうお考えですか。会計検査院は検査に来ないのですか。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

伊藤農林水産課長。

○農林水産課長（伊藤浩二君） ご説明します。

まさにいつ検査に来られるかわからないから、会計検査院の仕事でございます。

○議長（岩崎隆寿君） 暫時休憩いたします。

午後 5時29分 休憩

午後 5時29分 再開

○議長（岩崎隆寿君） 再開します。

説明を許します。

伊藤農林水産課長。

○農林水産課長（伊藤浩二君） 済みません、言葉足らずで誤解を招いてしまっております。

会計検査院の検査、1度入って受検終わっております。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○7番（荒井眞理君） では、個別外部監査が終わってからもう一度また質問したいと思います。

今度市職員による不祥事が相次いで3件起きた件です。この件で、市民が非常に不満だと何件も私言われました。多くの議員もそうだと思います。半ば抗議されたのです。どういう抗議されたかという、万引きや横領が何で逮捕にならないのかと、何で名前が公表されないのかと。これについて市民にご説明をお願いします。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

渡邊総務課長。

○総務課長（渡邊裕次君） ご説明いたします。

なぜ逮捕されないかというのは私どもの話ではございませんので、答弁は差し控えます。公表基準につきましては、人事院の規則にのっとり佐渡市におきましても要綱等を定めており、それに従って公表すべきものはして、それからプライバシー等もありますので、公表しないということについてはしていないということであります。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○7番（荒井眞理君） 市民から厳しく言ってほしいと言われたので、私もいろいろ調べました。高松市が相次ぐ不祥事の再発防止のために、法令遵守の心構えをまとめたハンドブックをつくりました。このほどそこには高松市自身の不祥事と全国の不祥事の事例を盛り込んであるそうです。佐渡も他人事のように不祥事の事を思っているなら、このように事例を載せるということを検討してはいかがでしょうか。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

渡邊総務課長。

○総務課長（渡邊裕次君） 佐渡市におきましても、いわゆる倫理条例をつくった以降コンプライアンスのハンドブックは作成しております。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○7番（荒井眞理君） その中に佐渡の事例、不祥事の事例を載せたらどうかと、よその市でやっているからという一応ご検討いただければということです。

次に、昨年度明らかになった補助金不正受給問題の法的解決の問題です。先ほどご答弁いただいたのは、何か告訴に関してはこうこうこう、補助金の何とかかんとかこうこうこう、ちょっとここに口頭で言われてもよくわからない部分がありますが、告訴にかかる部分はどうするということで、もう一回ご説明お願いします。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

渡邊総務課長。

○総務課長（渡邊裕次君） ご説明いたします。

告訴の前に、まず補助金の不正受給について、まず市としての制裁、あるいはペナルティーというものについては、先ほど答弁がありましたとおりなかなか難しい問題がありますけれども、一定の基準ができないかということで継続して今検討しているところでございます。そうはいいましても、相次いで発覚する悪質的な不正受給等に対しては法的解決ということも当然視野に入れるべきだということで、どういう形でどういう基準で告訴を判断するかというような基準をこのほど策定いたしまして、それに基づいてどうするかということで今検討しているところでございます。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○7番（荒井眞理君） 告訴と告発は違うのですが、刑事訴訟法の第239条第2項、ここに何て書かれていますか。

○議長（岩崎隆寿君） 荒井さんに申し上げます。

条文の読み上げにつきましては控えるようにお願いいたします。

質問を許します。

荒井眞理さん。

○7番（荒井眞理君） では、その刑事訴訟法第239条の第2項をどう解釈していますか。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 暫時休憩いたします。

午後 5時34分 休憩

午後 5時36分 再開

○議長（岩崎隆寿君） 再開します。

説明を許します。

渡邊総務課長。

○総務課長（渡邊裕次君） 刑事訴訟法の第239条第2項、ちょっと用語は難しいので省きます。公務員はその職務を行うことにより犯罪があると思料するときは告発しなければならないという規定になっております。これにつきましては、規定がこうなっておりますけれども、告発するか、しないかというところについては行政実例の中では裁量の範囲ということで言われております。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○7番（荒井眞理君） 今回、昨年補助金不正受給した問題、どういう事業とどういう事業でしたか。もう一回市民にわかりやすく説明してください。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

市橋産業振興課長。

○産業振興課長（市橋秀紀君） ご説明いたします。

我々の補助金であります起業チャレンジ支援事業と新製品開発等支援事業の2つの補助金であります。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

大橋観光振興課長。

○観光振興課長（大橋幸喜君） 平成25年度に行われました観光資源活性化チャレンジ事業補助金、これが返還になっております。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○7番（荒井眞理君） 今の後者のほうが通称光おもてなし事業と。これは、先ほどのやわらぎの事件にかかわった人物と同一人物が問題になったのではなかったですか。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

大橋観光振興課長。

○観光振興課長（大橋幸喜君） はい、同一人物がかかわっております。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○7番（荒井眞理君） 同一人物がかかわっているのに告訴しないのですか。

もう一つ、今前段のほうは竹チップづくりでしたけれども、その方が今地域でその新製品開発すると言って結局うその検査結果を出してつくった建物で、産業廃棄物中間処理施設をつくっているのです。これはご存じですか。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

市橋産業振興課長。

○産業振興課長（市橋秀紀君） ご説明いたします。

現場には私直接は行っておりませんが、聞いて確認しております。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○7番（荒井眞理君） これ調べないといけないと思うのです。結局竹チップの中身がどういうものかというのを検査に出した、50万円かかりました、これが実はうそだったわけです。竹の土地改良剤なんかつくる気は最初からなかったということです。だけれども、あの建物をつくったということは、最初から産業廃棄物中間処理施設をつくるというのが腹だったのではないかなと私は思うのです。これ今実は地元で物すごく大もめにもめています、地元の人たちが。このことはご存じですか。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

鍵谷環境対策課長。

○環境対策課長（鍵谷繁樹君） ご説明申し上げます。

地元のほうで住民の集会が持たれたということで伺っております。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○7番（荒井眞理君） その集会はどんな様子だったとお聞きしていますか、それとも出席されましたか。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

鍵谷環境対策課長。

○環境対策課長（鍵谷繁樹君） ご説明いたします。

集会には私出席はしませんでしたけれども、行政サービスセンターのほうで職員のほうが出席をしております。その内容につきましては、当初導入しましたその産業廃棄物処理施設の処理施設が日に4トンの処理施設なわけでありまして、その部分の騒音とか、あと振動とか、これから事業展開する部分での不安等の要望が出されておりました。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○7番（荒井眞理君） 何かそれが地元ではすごくもめごとになっているのです。これからはまだまだもめますよ、こういう問題は。市長、こういう人たちが結局、去年不正受給が発覚した人たちというのはつながりで言うとうような人たちなのです。これを告訴しないということですから、お考えをお聞かせください。

○議長（岩崎隆寿君） 答弁を許します。

三浦市長。

○市長（三浦基裕君） 告訴等々につきましては、案件ごとに顧問弁護士といろいろ市のほうも相談しております。その中で、警察側にもお話、説明等もしたりする場合もございます。その中で、告訴に至れるか、至れないかという判断の中でこれまでもやってきている部分があると聞いております。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○7番（荒井眞理君） 告訴しない場合は市民が告発すると言っていますから、そのことは覚えておいてください。

次に、福祉、教育を大事にする佐渡へという質問に移ります。まずは温泉の問題ですけれども、この温泉の施設、説明会7カ所開いてくださいました。これは私は評価するのですが、せっかく聞いた7カ所の話をどう聞いたのか。副市長は、市民の熱い思いを聞いたとお聞きしていますけれども、それを市長にどのようにお伝えしたのでしょうか。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

藤木副市長。

○副市長（藤木則夫君） ご答弁申し上げます。

7カ所の説明会后、翌日には市長のほうにどのような議論があったか報告しておりますし、主な意見内容についてはペーパーにしておりまして、整理したのもも庁内でもまとめております。

以上でございます。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○7番（荒井眞理君） 済みません。熱い思いの中身をどうお伝えしたのかをお聞きしているのです。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

藤木副市長。

○副市長（藤木則夫君） ご答弁申し上げます。

報告の中身については会場の雰囲気、各会場ではやはり温泉の継続を熱望する声が非常に強かったというふうなことは、当然会場の雰囲気も含めて伝えさせてもらっております。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○7番（荒井眞理君） それでは伝わらないと思うのです。だから、ある会場では、どうして市長が来ないのかと言っていました。「市長に直接伝えたいのだ。じゃないと伝言ゲームになるんだ」と。私が言うのも二番煎じですけども、私は実は温泉は余り別に好きでも何でもないのです。だけれども、今回4カ所回って、温泉って本当に大事なのだなということがこの私にもわかったのです。そのぐらいの意見が聞かされました。私は、その熱い思いというところは、例えば相川は医者に言われてプールに行きなさい、温泉に行きなさいといって自分の健康が回復したと、もう自分の体がだめなのかなとすごくおそれと寂しさの中に打ちひしがれていたのに温泉とかプールで治るのだというこの喜び、これ何人もの方が、これはほかの会場でも伝えてくださいました。私は、だから、温泉というのは人の命を支えているところなのだと、これがすごく大事だと思うのです。市長はどうお聞きになりましたか。

○議長（岩崎隆寿君） 答弁を許します。

三浦市長。

○市長（三浦基裕君） 説明会の私自身の出席、欠席につきましては、1つは出張の問題、出張の日程、あるいは別途庁舎説明会を10カ所で開催するためのスケジュールの日程等で、温泉のほうの7カ所の説明を私が物理的に全部出ることが不可能な状況でございました。そうなりますと、ここの地区の温泉説明会には来ていて、ここには来ていないというような声もまたどんどん上がってくることは容易に想定されたので、温泉説明会につきましては全て説明の責任者として藤木副市長をお願いして、庁舎の説明については10カ所全て私が必ず責任者で説明するという形をとらせていただきました。その説明会の中身については、藤木副市長始め、出席したこちらの職員、メンバーからも聞いておりますし、それ以外に私自身別途いろんな地区地区の温泉関係者及び利用者の方々からこの半年間も直接役所へ要望に来ていただいたり、幾つの地区もしていますので、今議員がご指摘のような生の声もかなり聞かせていただいておりますので、藤木副市長からの説明会での中身の報告を受けた部分で自分のこれまで直接言われてきた部分、要望されてきた部分と絡めますれば、大体イメージは私はできたものと考えております。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○7 番（荒井眞理君） そうしましたら、この運営方針をどういう組織体制でつくったのかということですが、プロジェクトチームの中にはどういう方々が入っておられましたか。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

源田行政改革課長。

○行政改革課長（源田俊夫君） ご説明申し上げます。

プロジェクトのほうは7月20日に発足いたしまして、社会福祉課、あと行政改革課、総合政策課、その3課が主体となりまして行っていたということでございます。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○7 番（荒井眞理君） 関係課は、それで十分だったとお考えだったのでしょうか。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

源田行政改革課長。

○行政改革課長（源田俊夫君） ご説明申し上げます。

先ほど説明がちょっと足りずに申しわけございませんでしたが、7月に発足した部分につきましては、やはり短期間の中で一定の方向を導き出すという部分がございました。関係課、3課でやったわけでございますけれども、当然複数の課に分かれている部分がございます。適宜連絡調整を図りながら、その3課が中心となって1つの考え方をまとめていったということでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○7 番（荒井眞理君） 市民の思いを受けとめていただくには、私はそれだけで不十分だと思います。高齢福祉の観点、社会教育、市民生活、そして観光振興と、これらが入って初めてこの温泉をどうしていくのかということが私はわかっていくと思うので、今後そういうことをぜひ配慮していただきたいと思うのです。いかがですか。

○議長（岩崎隆寿君） 答弁を許します。

三浦市長。

○市長（三浦基裕君） 今のご指摘の点でございますが、プロジェクトチームというのは関連している課を全てメンバーそろえればよいというものではないと考えております。基本的に主だったこのプロジェクト検討の中で調整役も含めて必要な人間をピックアップさせていただき、1つのチームを組んだ中で今おっしゃっていただいた関連する課それぞれのヒアリング等々含め、意見の吸い上げ等々もやりながら最終的な案をまとめるというのがプロジェクトチームというものの役割だと考えております。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○7 番（荒井眞理君） 次に、障害福祉の質問に移ります。

具体的に困っている当事者が結構いると感じて私はもう今回質問しましたけれども、佐渡市としては障害を持っている親の子育て、どう把握しておられますか。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

市橋社会福祉課長。

○社会福祉課長（市橋法子君） ご説明いたします。

障害のある、なしにかかわらず、今私ども子ども若者相談センターのほうで子育てがしにくい、子供の状態が困っている等々のご相談を承っております。その中で、傾向としましてはやはり、家庭児童相談という形で承っておりますけれども、実際昨年度、平成26年、平成27年の2年間でおおむね150人から160人ぐらいのご相談を承りました。ですが、今年度この半年で200人弱の相談を承っておりますので、その状況からやはり小さいころからの子供の発達の早期発見、そういった取り組みをしていることにより、子供の育ち、それから親の養育能力等々についての実態が非常に課題かなというふうには考えております。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○7番（荒井眞理君） 障害を持っている親、その子育ては何を困って、どう支援しておられますか。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

市橋社会福祉課長。

○社会福祉課長（市橋法子君） ご説明いたします。

障害者手帳を所持されている親御さんであれば、一定のその障害の状態もわかりますので、支援の方法としてはどちらかというときににくいことというか、苦手なことというか、そういったことがわかるのですけれども、例えば最近やはり子供にも多いのですけれども、発達障害を抱えていらっしゃる子供さんで、大人になってもそれをずっと知らずに発達障害のまま大人になり、それから子育てをしていらっしゃる方というのは多く見受けられると思っています。そうした場合に、その方々に対してどのような支援が必要なのかというところを、非常に難しい問題、またナーバスな問題でもございますので、そのあたりはケースによって担当のほうがいろいろな関係機関との連携をし、必要な支援、相談を承っておるという状況になっております。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○7番（荒井眞理君） 時間がないので、これご本人に許可をもらってご質問させていただきますけれども、ある親子が親に障害があるということが壁になっていて、今親子が別々に暮らしているという状況があります。これ何カ月にもなっていて、これから先どうなるのかという終わりの見えないトンネルを見ているのです。これ私は一刻も早く、多少ハンディがあっても親のところに子供を帰してあげたいと思うのです。これについて佐渡市は何ができますか。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

市橋社会福祉課長。

○社会福祉課長（市橋法子君） ご説明いたします。

その世帯がなぜ母子分離されているのかというような状況にもよりますけれども、やはりお母様が今子育てをするに当たり非常に苦手なことが多かったり、それから例えば子供さんが乳児であった場合に家庭に戻せる環境かどうかというようなところももろもろあるかと思います。今議員がおっしゃるケースがど

ういったケースかはわかりませんが、私ども母子分離が必ずしもよい選択だとは思っておりません。やはり母子で一緒に暮らせることが一番よい環境だとは思っておりますが、個々の支援、その相談ですね、お母さんが困っていることの相談、不安解消、そういったことを今相談員が児童相談所等と連携をとりながら対応しているものと思います。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○7番（荒井眞理君） このケースは、10人ぐらいでチーム組んでやっているのです。その中で、どうやってこの親子が佐渡で生活できるようになるか、誰がサポートするかといったときに、しいんだったのです。これでどうするのかと、佐渡市。このことについて答えが欲しいと思ってきょう聞いています。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

市橋社会福祉課長。

○社会福祉課長（市橋法子君） ご説明いたします。

多分そういった形でのカンファレンスが行われたということは非常に困難なケースであることも想定されますし、その中で意見が出てこなかった、どういった支援が、誰がというようなところが出てこなかったということになると、非常に困難ケースが想定されます。ただ、私どもとしましては、やはりそういったある資源を、つながりながらその親子にどういった支援ができるかを考えることが必要な対応であると私は認識しております。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○7番（荒井眞理君） 具体的にこの法律では障害持っている親が子育てするのにサービスというのは法律では定められていないのです。ここがやっぱり今回の大きな落とし穴だと思うので、佐渡は同じような状況の方たくさんいますので、ぜひ積極的にここの穴埋めをしていくようにお願いしたいと思います。

次に、ちょっと最後の質問のほうに先に行きます。気候変動や酸性雨の問題です。今回の質疑は、世界的に大きな警鐘が鳴らされている上、佐渡も大きな影響を受けていると、しかしそれにもかかわらずその認識と対策に大きな遅れがあると市民から懸念の声が上がって、私も今回、かねてから問題に思っていましたので、質問をさせていただいております。日本政府は乗り気ではないということにも危機感を覚えています。大気汚染物質による影響、これはどのようなものか説明していただけますか。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

鍵谷環境対策課長。

○環境対策課長（鍵谷繁樹君） ご説明いたします。

大気汚染物質の影響ということでございますけれども、大気汚染につきましては基本的に酸性雨の関係になってくるかと思います。こちらにつきましては、硫黄酸化物とか窒素酸化物が紫外線による光化学反応を起こしまして、酸性の強い、これは酸性雨の場合はpHが5.6よりも小さいものということになるわけですが、そういったものが酸性雨となって出てくるというものでございます。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○7番（荒井眞理君） ありがとうございます。大気汚染物質によっては大きく影響は3つに分けられて、今おっしゃってくださった酸性化と富栄養化、そして健康と生態系に対するものと気候変動と、大きくこの3つに分けられます。先ほどpH5.6を下回ると酸性雨ということですが、佐渡の雨水の酸性化のpHは幾つと捉えておられますか。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

鍵谷環境対策課長。

○環境対策課長（鍵谷繁樹君） ご説明申し上げます。

環境省の測定の部分なのでございますけれども、これ関岬のほうで佐渡はあります。こちらのほうでは、平成22年から平成26年度の平均がpH4.7ということになっております。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○7番（荒井眞理君） 10年間大体このpH4.7ぐらいが続いていると。5.6を下回ると酸性雨ということで、ちょっと深刻だなと思っています。この酸性雨の影響、佐渡はどんなものを受けているのでしょうか。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

鍵谷環境対策課長。

○環境対策課長（鍵谷繁樹君） 酸性雨の影響につきましては、全国的にもそうなのですが、いろんな部分で影響があるということで言われておりますが、特に森林の衰退とか土壌のものが懸念されるわけですが、現在のところ佐渡市においてはそういった状況は見られていないという報告は受けております。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○7番（荒井眞理君） 科学的に考えれば、そんなことは絶対ないのです。4.7、酸性雨の状態がずっと続いていますから、影響はあるのです。森林の立ち枯れ、先ほど言われた土壌で言えば農作物の収穫量や、それからコンクリートや銅像が溶けるということがあります。うちも家の周りにコンクリートの犬走りがあるのですが、そこに雨水がかかるところが今がたがたにもう溶けています。恐ろしいなと思うのです。これは、どこもそのようなことが起きているのです、実際。

それで、課長は東アジア酸性雨モニタリングネットワークというのをご存じですか。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

鍵谷環境対策課長。

○環境対策課長（鍵谷繁樹君） ご説明申し上げます。

そちらについては、越境大気汚染・酸性雨長期モニタリング報告というのがありますけれども、これは基本的にE A N E Tというのがございまして、そちらのほうの報告が出されているということでございます。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○7番（荒井眞理君） アジア13カ国にモニタリングサイトが全部で54カ所あって、日本には12カ所、その

うちの一つが佐渡関岬ということです。全体の中でのこの日本の傾向、それから佐渡の置かれている状況をどう理解しておられますか。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

鍵谷環境対策課長。

○環境対策課長（鍵谷繁樹君） ご説明申し上げます。

こちらについては、日本全体の中で先ほど議員おっしゃったような形で観測がされておるわけですが、佐渡、それから特に九州のほうとか西日本のほう、こちらについては偏西風等の影響を受けやすい状況になっておりまして、全体的には佐渡は高いほうの部類になっているかと理解しております。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○7番（荒井眞理君） ありがとうございます。日本は、東アジアの中でも雨水の酸性度が高いです。日本の中で12のサイト中、佐渡は9番目。つまり酸性度が高い。佐渡の場合は非常に深刻な地理的な状況に置かれていると思います。酸性雨というのは、コンクリートの中のカルシウムを溶かす。だから、これうちの犬走りなんかぼろぼろになっていくのです。この影響というのは、例えば相川金山の選鉱場とかシックナー、これも恐らく既に劣化が始まっていると推測されます。また、先ほど気候変動の影響も受けるということで、暴風とか高潮にさらされる被害も実際に起きています。これをとめないと、佐渡の場合これからもっと不利になっていく。このあたりのことをどう捉えておられますでしょうか。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

鍵谷環境対策課長。

○環境対策課長（鍵谷繁樹君） ご説明いたします。

佐渡市についてもこれまで、先ほど市長のほうからご答弁いただいたわけですが、再生可能エネルギー等の活用によりまして、できるだけ炭素を使わないというような形の取り組みをしてきているところでございます。これからもそういった取り組みを進めていくということもありますし、それからあと市民一人一人がそういった低炭素社会に向けての取り組みということで、できることをやっていくということが大切かというふうに思っております。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○7番（荒井眞理君） 酸化した大地についてはどうしますか。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

鍵谷環境対策課長。

○環境対策課長（鍵谷繁樹君） ご説明いたします。

酸化した大地ということでございますけれども、私ども環境センターのほうからの報告をいただいている中でも直接表立った影響は出ていないということで聞いておりますので、そこら辺また環境センター等との連携をとりながら確認をして調査を進めていきたいというふうに思っております。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○7番（荒井眞理君）　こういうことは、あくまでもちゃんとデータに基づいてやらなければいけない。新潟市内には、日本環境衛生センター、アジア大気汚染研究センターとあります。こういうところとしっかり連携をとりながら対策をしていく必要があると思います。またこれからこの質問をさせていただきたいと思います。

次に、学校図書館活動についてです。週2回学校のほうから要望があるということで、前向きに検討しておられるということは非常にありがたいと思います。子供たちと本の関係、学力、このあたりどのようにご理解しておられますか。

○議長（岩崎隆寿君）　答弁を許します。

児玉教育長。

○教育長（児玉勝巳君）　全国学力調査の中のところにいろんなこと、子供たちふだんの生活とか、そういった質問の中にあります。本を読む子と学力の高さという相関はあるというような結果が出されております。

○議長（岩崎隆寿君）　質問を許します。

荒井眞理さん。

○7番（荒井眞理君）　何かいろんなところのデータでそれは本当に数値としてあらわれているということをも確認しました。本を好きであるというだけで学力が伸びると、こんな何かお得な話ってないなと思っています。

子供たちにとっては、毎日誰かがいてくれば図書館に顔を出すと。そうすると、本の借り出す冊数が伸びると。このことは把握しておられますか。

○議長（岩崎隆寿君）　答弁を許します。

児玉教育長。

○教育長（児玉勝巳君）　学校司書が配置されて子供たちのほうの読書量がどうなったかというようなところの調査は、今のところ行っていません。

○議長（岩崎隆寿君）　質問を許します。

荒井眞理さん。

○7番（荒井眞理君）　週1回しか学校司書が来ないときとこれから週2回来るときとでどう違うのかというのはぜひ把握して、実感していただければと思います。

今学校司書が学校でやっている業務はどんなことでしょうか。

○議長（岩崎隆寿君）　説明を許します。

吉田学校教育課長。

○学校教育課長（吉田 泉君）　学校司書に求められておる業務、役割ということが3点ございます。1点目が読書活動の拠点としての読書センター。2点目、学習指導要領で定められております言語活動の充実、授業に必要な資料の整備、授業の狙いに沿った資料、このような整備等の学習支援を行う学習センターの機能。3点目が情報活用能力の育成に必要な支援を行う、いわゆる情報センター的な役割。この3つの役割を担うことが司書の役割というふうにされております。あと、また別の側面では、例えば不登校の経験を持つ子供さんとか、あとは相談が必要な子供さんたちの心の居場所になると、そのようなことにも対応

していただけるような部分が役割というふうに捉えております。

以上です。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○7番（荒井眞理君） これは、週何回出勤すると全部できるのでしょうか。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

吉田学校教育課長。

○学校教育課長（吉田 泉君） ベストは当然毎日学校司書が配置されればよいと思いますが、学校図書館整備計画、5年の整備計画がございまして、平成24年度から平成28年度、第4次でございまして。今後も第5次で恐らく計画が出てまいりと思います。その際のまた学校司書の交付税措置等も勘案していく必要があると思いますが、今現在につきましては週30時間、いわゆる2校に1校の割合でございまして。これを単純に割り返しますと、大体週2.5日に1回程度の割合と、配分ということになっておりますので、次年度につきましてはこれを週2回は行きたいというふうな計画を立てております。

以上です。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○7番（荒井眞理君） 十分ではないというのはある程度仕方ないと思うのですが、それをコーディネートする正職員が1人いるといいなと、それが学校図書館支援センターの役割ということであつたらいいなと思うのですが、新潟市でやっているこういうものを検討いたしませんか。いかがですか。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

吉田学校教育課長。

○学校教育課長（吉田 泉君） 今県内の状況、センター等も標榜しているところが新潟市と上越市です。ここをちょっと見ましたけれども、その支援の仕方はいろいろありますが、今のところは中央図書館等と連携しながらやっていきたいというふうに考えております。当然調査研究はしていく予定でございまして。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○7番（荒井眞理君） では最後に、金井保育園の件でお願いします。

市長に今後のための要望をしておきたいのですが、一番安全を守らなければいけない小さい子供たちがいるところ、それが川の横であるということ、これはもう二度とこういう配置はしないでいただきたいと、これだけをお願いしたいのですが、いかがですか。

○議長（岩崎隆寿君） 答弁を許します。

三浦市長。

○市長（三浦基裕君） 現在今回統合した保育園、川の横であることは事実でございまして。ただ、現状あそこで統合保育園を設置したわけでございまして、そこにつきましては川の周辺等も含めた安全対策等々について精いっぱい可能な限りのことをしてお子さんたちの安全を守る、まずそこを一生懸命徹底してまいりたいと思います。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○7番（荒井眞理君） もう設置してしまったのでしようがないというところ、本当にそれは当事者の親にとっては悔しいという一言ですから、安全だから大丈夫と気を抜かないようにお願いしたいと思います。

これで私の一般質問を終わりにします。

○議長（岩崎隆寿君） 以上で荒井眞理さんの一般質問は終わりました。

○議長（岩崎隆寿君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次の会議は、12日午前10時から一般質問、その後追加議案の上程等を行います。

本日はこれにて散会いたします。

午後 6時13分 散会